

令和8年 第2回定例会

自 令和 8年 6月 8日

至 令和 8年 6月24日

松川町議会会議録



松 川 町 議 会

令和 8 年

第 2 回 定 例 会

令和 8 年 第 2 回 松川町議会定例会

会 期

令和 8 年 6 月 8 日

1 8 日間

令和 8 年 6 月 2 4 日

日 程 表

月 日	曜日	日 程	頁
6. 8	月	開 会 令和 8 年 6 月 8 日（月曜日） 午後 1 時 3 0 分 開会宣告 議事日程の報告 日程第 1 会議録署名議員の指名 日程第 2 会期の決定 日程第 3 町長あいさつ 日程第 4 専決処分事項の承認（2 件） 承認第 1 号～第 2 号 日程第 5 町長の報告（7 件） 報告第 1 号～第 7 号 日程第 6 議案審議（7 件） 議案第 1 号～第 7 号 日程第 1 3 議長の報告（1 件） 請願 2 散 会	13 17 19 45 61
9	火		
10	水		
11	木		
12	金	社会文教常任委員会	
13	土		
14	日		

月 日	曜日	日 程	頁
15	月	総務産業建設常任委員会	
16	火		
17	水		
18	木		
19	金	再 開 令和8年6月19日（金曜日） 午前9時30分 開議宣告 議事日程の報告 日程第 1 一般質問（9名） 散 会	67
20	土		
21	日		
22	月		
23	火		
24	水	再 開 令和8年6月24日（水曜日） 午後3時00分 開議宣告 議事日程の報告 日程第 1 議案審議（5件） 議案第4号～第5号 第8号～第10号 日程第 6 請願の審査（1件） 請願2 日程第 7 議員提出議案（1件） 発議第1号 日程第 8 継続審査・調査について 日程第 9 町長あいさつ 閉 会	161 176 177 179 180
25	木		

付議議案および議決結果一覧表

《 承認議案 》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
承認第 1 号	松川町税条例の一部を改正する条例の制定について(専決第5号)	6月8日	6月8日	承認	17
承認第 2 号	松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について(専決第6号)	6月8日	6月8日	承認	18

《 報 告 》

議案番号	議 案 名	報告月日	報告頁
報告第 1 号	令和7年度松川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6月8日	18
報告第 2 号	令和7年度松川町水道事業会計予算繰越計算書の報告について	6月8日	22
報告第 3 号	令和7年度松川町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	6月8日	24
報告第 4 号	松川町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について	6月8日	24
報告第 5 号	株式会社チャンネル・ユーの経営状況を説明する書類の提出について	6月8日	28
報告第 6 号	町道120号線車両破損事故に係る損害賠償の額の決定について(専決第1号)	6月8日	44
報告第 7 号	町道古町境の沢線車両破損事故に係る損害賠償の額の決定について(専決第2号)	6月8日	45

《 議案審議 》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
議案第 1 号	松川町税条例の一部を改正する条例の制定について	6月8日	6月8日	可 決	45
議案第 2 号	松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	6月8日	6月8日	可 決	46

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
議案第 3 号	松川町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について	6 月 8 日	6 月 8 日	可 決	49
議案第 4 号	令和 8 年度松川町一般会計補正予算（第 2 回）について	6 月 8 日	6 月 24 日	可 決	161
議案第 5 号	令和 8 年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）について	6 月 8 日	6 月 24 日	可 決	
議案第 6 号	辺地に係る総合整備計画の変更について	6 月 8 日	6 月 8 日	可 決	59
議案第 7 号	松川町監査委員の選任について	6 月 8 日	6 月 8 日	同 意	60
議案第 8 号	令和 8 年度松川町一般会計補正予算（第 3 回）について	6 月 24 日	6 月 24 日	可 決	173
議案第 9 号	部奈ライスセンター設置条例の制定について	6 月 24 日	6 月 24 日	可 決	175
議案第 10 号	部奈ライスセンターの指定管理者の指定について	6 月 24 日	6 月 24 日	可 決	

《 請願・陳情 》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
請 願 2	「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願	6 月 8 日	6 月 24 日	採 択	176

《 議員提出議案 》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
発議第 1 号	「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について	6 月 24 日	6 月 24 日	可 決	177

一 般 質 問 の 質 問 事 項

令和8年6月19日

順 序	発言通告者	質 問 事 項	頁
1	柴 芝 光 雄	1 松川町燃やすごみの排出量について 2 現在の廃食用油の処理について 3 S A F（持続可能な航空燃料）への取り組みについて	67
2	宮 下 明	1 町長等交際費の透明性向上と基準整備について 2 A L Tの受け入れを通じた国際交流の推進について	72
3	米 山 郁 子	1 住民の安心感を取り戻す防災対策と「公助」の再編について	86
4	松 井 悦 子	1 女性相談支援員の配置について	97
5	米 山 義 盛	1 人事異動の考え方について 2 町の平和政策について	106
6	塩 沢 貴 浩	1 生活環境悪化事案と行政代執行について	113
7	松 下 正 敏	1 防犯カメラの計画的な設置と地域防犯体制の強化について	118
8	加賀田 亮	1 移住定住促進に資する実効的な空き家対策	129
9	柳 原 猛	1 町民の健康をいかに実現するか	142

令和8年 松川町議会 第1回定例会
(第 1 日 目)

令和 8 年第 2 回松川町議会定例会会議録 (第 1 日 目)

令和 8 年 6 月 8 日 (月曜日)

午後 1 時 3 0 分 開議

開会宣告

議事日程の報告

日 程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 町長あいさつ

第 4 専決処分事項の承認

承認第 1 号 松川町税条例の一部を改正する条例の制定について (専決第 5 号)

承認第 2 号 松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(専決第 6 号)

第 5 町長の報告

報告第 1 号 令和 7 年度松川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 2 号 令和 7 年度松川町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第 3 号 令和 7 年度松川町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第 4 号 松川町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第 5 号 株式会社チャンネル・ユーの経営状況を説明する書類の提出について

報告第 6 号 町道 120 号線車両破損事故に係る損害賠償の額の決定について (専決第 1 号)

報告第 7 号 町道古町境の沢線車両破損事故に係る損害賠償の額の決定について
(専決第 2 号)

第 6 議案第 1 号 松川町税条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第 2 号 松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 8 議案第 3 号 松川町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について
第 9 議案第 4 号 令和 8 年度松川町一般会計補正予算(第 2 回)について
第 10 議案第 5 号 令和 8 年度松川町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 回)について
第 11 議案第 6 号 辺地に係る総合整備計画の変更について
第 12 議案第 7 号 松川町監査委員の選任について
第 13 議長の報告

請 願 2 「さらなる少人数学級推進と教員定数改善のための教育予算確保」
と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願

散 会

出席議員 14 名
(別表のとおり)

欠席議員 0 名

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

開会宣告

○議長（米山俊孝） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和 8 年第 2 回松川町議会定例会を開催いたします。

議事日程の報告

○議長（米山俊孝） 議事日程の報告であります。本日の日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

本日の会議に説明者として理事者、各課長、局長の出席を求めています。また、株式会社チャンネル・ユーの南島常務の出席を求めています。

株式会社チャンネル・ユーのケーブルテレビ生中継の許可をしてあります。

なお、本定例会は、節電省エネの取組として、クールビズにて行います。ご留意ください。

=== 日程第 1 会議録署名議員の指名 ===

○議長（米山俊孝） 日程第 1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第 126 条の規定により 4 番、松下正敏議員、5 番、紫芝光雄議員を指名いたします。

=== 日程第 2 会期の決定 ===

○議長（米山俊孝） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、本日から 6 月 25 日までの 18 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 6 月 25 日までの 18 日間と決定いたしました。

=== 日程第 3 町長あいさつ ===

○議長（米山俊孝） 日程第 3、町長のあいさつであります。

北沢町長。

○町長（北沢秀公） 本日ここに、令和８年度松川町議会６月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、いよいよ出水期に入り、先日は台風６号が沖縄県から関東にかけ日本を通過し、広い範囲で浸水や冠水などの被害が発生いたしました。被害に遭われた地域の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

松川町におきましては、台風６号が接近する前日に、国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所、飯田建設事務所等、関連する機関の皆様と天竜川流域における大規模災害を想定しての訓練を実施いたしました。町のマニュアルが、この訓練を通じて対応できていることを、信州大学堤教授の講評からも確認できたこと。さらに、関係機関との連携の確認ができたことは、大変大きな収穫でありました。また、昨日は、松川町消防団によります総合演習訓練が開催され、非常を想定した訓練、また操法等、日頃の訓練の成果が披露されました。

本日も、フィリピンの地震による津波注意報が出ておりますが、改めて防災・減災の重要性を認識するとともに、消防団員をはじめ、自主防災組織等、地域の皆様の日頃からのご尽力に敬意を表するとともに、町としても安心・安全なまちづくりに努めてまいります。

次に、2026年上半期の社会経済情勢を振り返りますと、世界情勢により、全国の地方、企業、個人全てが揺さぶられてしまう半年であったと実感しています。この上半期、我が国の経済は、海外投資家による積極的な資金流入やＡＩ半導体関連の堅調な業績を背景に、日経平均株価が一時６万７,０００円の大台を突破、連日史上最高値を更新するなど、市場の活況に沸いている一方、我々地方自治体の足元を見つみますと、依然として物価高騰など厳しい状況が暮らしを圧迫し続けております。このことは、本年５月の政府の予測において、2026年度の消費者物価上昇率見通しの１.９％から２.８％へと大幅に上方修正されたことで、その深さを物語っています。

特に大きな要因は、ご承知のとおり、緊迫化する中東情勢です。２月下旬のホルムズ海峡の情勢緊迫により、エネルギー価格の上昇、これに伴うプラスチックや日用品、食品包装の基礎原料となるナフサ、初めて聞いたという人も多いと思うこの単語、ナフサはたった２～３ヶ月で、多くの国民が知っているワードとなるほどの大きな影響であります。そのナフサによるショックの連鎖がまさに地方を直撃しており、入札の不落が全国各地で発生し、当然ながら、当町においても発生をしている現状であります。

世界の構造変化が地方の全産業におけるコストへ直結する、不確実性の極めて高い半

年間であり、今後も続くことに対し、懸念しているところであります。

次に、先月 2025 年国勢調査の結果によりますと、長野県の総人口は 195 万 4,950 人と 200 万人の大病を割り込みました。県全体の減少率も過去最大を記録する中、松川町の人口調査結果は、1 万 1,833 人となり、前回調査と比較して 697 人の減少、増減率におきましては、5.6%の減という結果でありました。人口減少の進み、我が町においても深刻な局面を迎えており、現在進めている事業をより実効性の高いものへと引き上げなければなりません。

また、一方で、緩やかな人口減少へ向けた移住定住事業にとどまらない新たな取組の模索も必要であると強く感じているとともに、危機感を持って取り組んでまいり所存であります。このことについては、議会の皆様とともに知恵を出し合い、明るい未来となるよう進めてまいりたいと考えております。

それでは、本定例会において上程させていただきます補正予算について述べさせていただきます。

一般会計の補正予算額は 4,394 万 1 千円で、補正後の予算額は 95 億 8,394 万 1 千円です。

初めに、町制施行 70 周年によります記念事業についてです。

松川町は、昭和 31 年に大島村と上片桐村が合併して発足し、その後、昭和 34 年に生田村、高森町の一部を編入して、現在の形となっています。この記念事業として、当初計画していました様々な事業に加えまして、記念となる事業として、講演会等を実施してまいりたいと考えております。

次に、公共交通対策として、親の送迎に頼らざるを得ない高校生や小・中学生の夕方の移動の需要を探るため、デマンド型乗合バス「チョイソコまつかわ」の運行時間を延長する形で、平日午後 5 時から午後 9 時に走らせる実証実験を、国の補助事業が採択されたことに伴い実施してまいります。事業費 536 万 8 千円、財源となる国庫支出金 524 万 5 千円で、公共交通機関を利用しにくい交通空白解消に向け取り組んでまいります。

次に、N F T 事業の運営に関する件であります。

当初予算に認めていただいておりますが、地域未来交付金を活用し、先進的な事業に町職員が対応し、取り組んでまいりました。そして、この取組がいよいよ販売が開始となってまいります。

今後、新たな関係機関との調整・発行等、事業を推進する必要があるとともに、国が推進している、ふるさと住民登録制度とも連携を図っていきたいことから、今後は専門

的な知見からの運営が必要となります。よって、事業を推進するためには、町職員だけでは困難であり、地域おこし協力隊制度を活用し、業務に専門的に関わり、推進をすることにより、新たな関係人口創出に向けて取り組みを進めてまいります。

農業振興についてですが、世代交代初期投資促進事業、信州生産力強化対策事業とも申請をしておりました補助事業が採択となってきたため、申請のあった農業者組合に対して 561 万 2 千円を補助するものであります。

急速に進む農業の担い手不足や高齢化に対応するため、新規就農者の経営継承と早期の経営発展を目的とした国庫補助事業ですが、就農初期にかかる多額の負担を軽減し、持続可能な農業体制の構築を支援するために実施をしております。

次に、観光地域づくりの中核を担っている一般社団法人南信州まつかわ観光まちづくりセンターについて、持続可能な観光地域づくりにおける経営体制と、今後、専門的知見を持った事業の推進が必要不可欠であることから、地域プロジェクトマネージャーを配置するもので、事業費 471 万 5 千円であります。

この事業は、行政と民間、地域住民と外部人材など立場や考え方の異なる関係者をつなぎ、調整しながら、現場責任者として、事業を推進するといった地域課題の解決、地方創生を進めるため、総務省が創設した地域プロジェクトマネージャー制度で、当町における事業の目的と一致することから、総務省の事業を活用してまいります。

次に、町内における公園整備についてです。

一般財団法人自治総合センターにおけるコミュニティ助成事業において、2 年にわたり毎年申請をしておりますが、このたび、採択となりましたので、名子区が実施いたします城山公園における遊具の設置として 250 万円を交付してまいります。今後、町としましては、埋蔵文化財調査に関する手続きが予算も含め必要となることから、地元とともに事業が計画どおり進行できるよう支援をしております。

最後に、町民体育館トレーニングルーム移動観覧席の改修であります。

このことについては、一昨年より故障となり、設置業者と協議をしておりますが、改修は困難、取替えが必要であり、多額な予算が必要ということから、一時中断をしておりますが、改めて専門的知識のある企業における再調査の結果、改修による対応が可能であるという報告に基づき、公共施設等適正管理推進事業債を活用し、改修をしてまいります。

主な事業については以上であります。本定例会においては、このほか、条例の制定について専決処分承認 2 件、報告事項として該当会計による繰越明許費等の報告 3 件、

外報告として4件、議案7件は、条例の制定・改正、一般会計・特別会計補正予算、辺地の変更、監査委員の選任についてであります。

議案の詳細については、それぞれ説明をさせていただきますが、議員の皆様におかれましては、町政発展のため、格別なるご理解、ご協力をお願いし、慎重なるご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

=== 日程第4 専決処分事項の承認 ===

◇ 承認第1号 松川町税条例の一部を改正する条例の制定について（専決第5号）

○議長（米山俊孝） 日程第4、専決処分事項の承認について、承認第1号、松川町税条例の一部を改正する条例の制定について（専決第5号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤住民税務課長。

○住民税務課長（伊藤孝光） 承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて。

= 承認第1号 朗読・説明 =

○議長（米山俊孝） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 討論なしと認め、採決を行います。

承認第1号について、承認される方の起立を求めます。

（起立13名）

○議長（米山俊孝） 全員起立であります。全員賛成であります。

よって、承認第1号、松川町税条例の一部を改正する条例の制定について（専決第5号）については、承認することに決定しました。

◇ 承認第2号 松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（専決第6号）

○議長（米山俊孝） 続きまして、承認第2号、松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（専決第6号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤住民税務課長。

○住民税務課長（伊藤孝光） 承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて。

＝ 承認第2号 朗読・説明 ＝

○議長（米山俊孝） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） よろしいですか。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 討論なしと認め、採決を行います。

承認第2号について、承認する方の起立を求めます。

（起立13名）

○議長（米山俊孝） 全員起立であります。全員賛成です。

よって、松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（専決第6号）については、承認することに決定しました。

=== 日程第5 町長の報告 ===

◇ 報告第1号 令和7年度松川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（米山俊孝） 日程第5、町長の報告であります。

報告第1号、令和7年度松川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

説明を求めます。

西浦総務課長。

○総務課長（西浦素之） 報告第1号、令和7年度松川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（米山俊孝） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

宮下議員。

○6番（宮下 明） お願いいたします。

今の繰越明許についてご説明いただきました。

毎年、こういった形で繰越しをされると思うんですが、昨今の物価高騰の影響ですとか、人件費のアップ等から考えて、このままのその予算の単なる繰越しで終わるのかどうか、そういったところ、何かご意見、お考えありましたらお聞かせいただければと思います。

○議長（米山俊孝） 西浦総務課長。

○総務課長（西浦素之） ご質問いただきました。

予算につきましては、法律上、この金額で繰越すということになりますけれども、社会情勢上の状況によっては、変更が伴う必要があるかもしれません。

繰越しにかかる予算については、こちらのほうはもう予算については動かさませんので、もしそういった事案になった場合には、現年度令和8年度の予算の中で補正等の対応が必要になってくると思われます。

以上です。

○議長（米山俊孝） 宮下議員。

○6番（宮下 明） ご説明いただきました。

手続きが多分そうなるかと思うんですが、実際この情勢を見ながら、どのぐらいアップするのかっていうところの見込みといたしますか、今5億5,000万円、約5億6,000万円ですか、という繰越明許があるわけでありますけれども、そういう見込みみたいなものを今、立てていらっしゃるかどうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（米山俊孝） 西浦総務課長。

○総務課長（西浦素之） 現在、全庁的に、この中東情勢の影響について、予算に伴うものについての各課から情報収集を行っているところでございます。

その中で出てくるものを把握する中で、金額については把握していきたいというふうに思っておりますけれども、今現在この数字だけをもってどれぐらい増えるかどうかというところまでは、見込みはまだ立っている状況ではございません。

以上です。

○議長（米山俊孝） 宮下議員。

○6 番（宮下 明） お答えいただきました。承知をしました。

そうしますと、今回の補正ではなくて、次回の補正辺りにそういったところ、特に繰越明許に係る事業については、出てくるというような見込みでよろしいのでしょうか。

○議長（米山俊孝） 西浦総務課長。

○総務課長（西浦素之） 原則的には、定例会の中で補正予算を組んでいくものと思っておりますが、場合によっては、緊急を要するもの、そういったものに関しては、また議会との協議の中で、臨時議会を開催するのかどうかということになりますけれども、基本的には定例会の中で補正予算を上程していくということになるかと思います。

以上です。

○議長（米山俊孝） ほかに質疑ございませんか。

松下議員。

○4 番（松下正敏） ただいま説明をいただきました内容の中で、左側の財源内訳を見てみますと、未収入が多く占めております。その中で特定財源が未収入となっております。

大きな事業につきましては、補助金や交付金が対象かと思うんですけれども、こちらの交付決定の状況はどうなっているかをお聞きしたいと思います。

全部はお聞きしませんので、まず大きいものをお願いしたいと思うんですが、まず1ページ6番の農林水産業の関係では、部奈のライスセンターと福与地区の取水施設の工事の関係。

それから2ページに行きまして、下側になりますが、都市計画費の台城公園の遊具施設の事業の関係。

それから3ページに行きまして、教育費の関係の図書館資料館の長寿命化の工事の関係。

それからその下の町営グラウンドの照明のLED改修工事の関係。この5つの点の内容をお聞かせいただけたらと思います。

○議長（米山俊孝） 下井産業観光課長。

○産業観光課長（下井昭二） ご質問いただきました部奈のライスセンターの関係でございます。

4月入りまして竣工を迎えておりまして、併せて県・国を通じて完了の報告の手続きをして、まもなく入ってくるという準備が整っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（米山俊孝） 中村建設水道リニア対策課長。

○建設水道リニア対策課長（中村昌彦） 私のほうでは、天竜井の施設工事と台城公園の遊具の更新の関係がかかってきます。

どちらともまだ工事中ということであります。しかし、補助金については、交付決定いただいている額を執行する予定で、現在進めさせていただいておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（米山俊孝） 台城公園は。

○産業観光課長（下井昭二） 台城公園についても、まだ現在これから工事に入るところであります。予定どおり補助金について執行する予定で現在進めております。

○議長（米山俊孝） 佐々木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐々木 保） 教育委員会事務局の所管の関係でございますが、教育費の関係でございます。

図書館資料館の長寿命化対策及びLED化の改修事業、また、脱炭素推進事業債で行っております町営グラウンドのLED化につきましては、それぞれ繰越しで本年度末までに完成を予定をする工事ということで、現在着々と進めてございますので、完了次第、収入という形で入ってくるということで見込んでございます。

以上でございます。

○議長（米山俊孝） 松下議員。

○4番（松下正敏） そうしますと、まだ工事が完了してないところも何件か見受けられるわけなんですけれども、これは今年度中に完了をもって交付決定というような内容でよろしいのでしょうか。

○議長（米山俊孝） 西浦総務課長。

○総務課長（西浦素之） 基本的には、繰越明許は翌年度が期限というふうになりますので、その年度内の中で事故繰越しがない限りは、事業が完了し、交付決定を行っていくということになろうかと思えます。

また、補足ですけれども、財源の中には、国・県の交付金以外の、例えば起債の関係も入ってございまして、そちらのほうも手続きも完了でき次第、借入れを行っていくということになってまいります。

よろしくお願いします。

○議長（米山俊孝） 松下議員。

○4番（松下正敏） 3月末をもって完了予定で進められておると思いますが、やはりそれが

間に合いませんと交付は厳しいという状況もあるかと思いますので、進捗管理には十分注意していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（米山俊孝） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

よって、報告第1号、令和7年度松川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、報告のとおりであります。

◇ 報告第2号 令和7年度松川町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（米山俊孝） 報告第2号、令和7年度松川町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

説明を求めます。

中村建設水道リニア対策課長。

○建設水道リニア対策課長（中村昌彦） 報告第2号、令和7年度松川町水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

＝ 報告第2号 朗読・説明 ＝

○議長（米山俊孝） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

柳原議員。

○1番（柳原 猛） お願いいたします。

今、ご説明いただいた3ページ目の事故繰越額のところなんですけれども、項目でいうと21番の「料金減免に対応に関するシステム改修」というところなんですけど、これ今度の、8月からの料金を減免するためのシステム改修だと思うんですけれども、今ご説明なかったんで、念のための確認なんですけれども、これは特に減免のこのやるために間に合うのかっていう意味でいうと、大丈夫なのかということだけ確認をさせていただきます。

お願いします。

○議長（米山俊孝） 中村課長。

○建設水道リニア対策課長（中村昌彦） 予定どおり現在システム改修のほうが進んでおりま

す。計画どおり 8 月から減免のほう、対応できることで着々と進んでおります。

よろしくお願いいたします。

○議長（米山俊孝） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

米山郁子議員。

○11 番（米山郁子） 2 ページの先ほどの柳原議員がおっしゃったような 350 万円のシステム改修の繰越しでございます。

これに関して、企業会計法の第 26 条第 2 項のただし書きということでございますけれども、ただし書きの中には、「避けがたい事故のために、年度内に支払い義務が生じなかったものについて」というふうになっておりますので、営業に関する費用は、認められるのかどうかというところをもう一度確認のためにお聞かせください。

○議長（米山俊孝） 中村課長。

○建設水道リニア対策課長（中村昌彦） 認められるものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（米山俊孝） 米山郁子議員。

○11 番（米山郁子） 本来、筋でいきますと、2 月の臨時会で、私たち議会が認めたのは、保健福祉、衛生費、保健衛生費 350 万円の繰越明許費を承認いたしました。

今回、手続き上、そうしますと、本来そのまんま保健衛生費で残しておいて、令和 8 年度になってから水道課のほうに持っていけば、こんなようなことをする必要がなかったのではないかとこのように判断いたしますが、その点いかがでございましょうか。

○議長（米山俊孝） 中村課長。

○建設水道リニア対策課長（中村昌彦） 適正な処置をしたと思っております。

○議長（米山俊孝） 米山郁子議員。

○11 番（米山郁子） 行政の手続きというものはかなり複雑でございますし、やり方も決められております。

正しいやり方が一番よろしいかと思っておりますので、このような前例をつくってしまうと、また同じような結果になると思っておりますので、できましたらこれは正当であるとはいえ、臨時会のときに発生いたしましたやり方、そういったものをしっかりと正しい行為といえますかね、それが適正であったかどうか、再度見直してみる必要があるのではないかと思います。見解はいかがでございましょうか。

○議長（米山俊孝） 中村課長。

○建設水道リニア対策課長（中村昌彦） 貴重なご意見として承ります。

○議長（米山俊孝） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

よって、報告第2号、令和7年度松川町水道事業会計予算繰越計算書の報告については、報告のとおりであります。

◇ 報告第3号 令和7年度松川町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（米山俊孝） 報告第3号、令和7年度松川町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

説明を求めます。

中村建設水道リニア対策課長。

○建設水道リニア対策課長（中村昌彦） 報告第3号、令和7年度松川町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

＝ 報告第3号 朗読・説明 ＝

○議長（米山俊孝） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

よって、報告第3号、令和7年度松川町下水道事業会計予算繰越計算書の報告については、報告のとおりであります。

◇ 報告第4号 松川町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（米山俊孝） 報告第4号、松川町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題とします。

説明を求めます。

松尾まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（松尾 天） それではよろしく願いいたします。

＝ 報告第4号 朗読・説明 ＝

○議長（米山俊孝） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

柳原議員。

○1 番（柳原 猛） お願いいたします。

この土地開発公社自体は、この分譲開発プロジェクトのために再度立ち上げることになったという経緯だったと思います。

令和7年の3月議会の際に、そのプロジェクトのその時点での進捗や計画というのがお示しされて、販売時期は令和8年の10月以降というような、そのときの資料ではありませんでした。

ちょっとその後、もし説明あって私どもが聞き落としてたら申し訳ないんですけども、今回の御説明でもその県とのやり取りで、用地取得ができなかったとか、そういったことがあって、おそらくスケジュールっていうのがまた変わってくるのかなと思うんですが、今日この時点でご報告なくてもいい、難しい場合は、また改めてもいいんですが、何かその辺、計画で、この土地開発公社の元々の目的であるその分譲を販売していくっていうところのスケジュールが変更あれば教えていただきたいなと思います。

お願いします。

○議長（米山俊孝） 松尾課長。

○まちづくり政策課長（松尾 天） 計画につきまして、令和8年度、今年度、工事までして、できれば分譲をしていきたい。無理であれば令和9年度には今年は工事してしまっ、令和9年度早々には分譲を開始したい。そんなように考えております。

よろしくお願いします。

○議長（米山俊孝） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

松下議員。

○4 番（松下正敏） 事業報告の中で2ページの下から2行目でありますけれども、埋蔵文化財の発掘調査が実施された内容になっておりますけれども、こちらの調査結果の中で本格的な発掘調査が必要になったかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それによりまして、今後の工期やコストの影響が出てくるかと思っておりますので、その点を1点お聞かせください。

○議長（米山俊孝） 松尾課長。

○まちづくり政策課長（松尾 天） 試掘のほうをさせていただきました。

結果として、調査のほうは必要ないということで済んでおります。

よろしくお願いします。

○議長（米山俊孝） よろしいですね。

ほかに質疑ございませんか。

宮下議員。

○6番（宮下 明） お願いします。

2ページの庶務事項について、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

この中では、4月30日に監査を受けて、理事会に関する事項の中では、第1回理事会が6月2日に開催されています。その中で、前年度の決算ですとか事業報告、そして当該年度の予算と事業計画の承認というような形になっています。

松川町の土地開発公社定款の中で、その16条では理事会の議決事項を定めた上で、22条では予算等の作成について、「当該事業年度開始前に、松川町長の承認を受けなければならない」と。また、同23条のほうでは「毎事業年度終了後2ヶ月以内に財産目録等、会計諸表と事業報告書を作成し、監事の監査を経て町長に提出」となっていますが、この6月2日という期日と、これは理事会自体は5月末までに開催すべきであったのか。また、令和7年度の事業については、本来は3月末までに開催すべきものだったのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（米山俊孝） 松尾課長。

○まちづくり政策課長（松尾 天） 詳細につきましては、ちょっと私のほうも確認しまして、後ほどちょっとお答えをさせていただきたいと思います。ちょっと確認をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（米山俊孝） よろしいですか。

後ほど確認ということで、よろしくお願いいたします。

ほかに質疑ございませんか。

米山郁子議員。

○11番（米山郁子） 決算書4ページをお願いいたします。

5ページもそうなんですけれども、報酬のほうですね、12万予算で理事会の回数を増やすというようなお話だったかと思うんですが、できなかった理由みたいなのをお聞かせください。

それと、旅費と負担金で出張研修に行ってもらっていましたよね。その研修の内容と、

せっかく行っていたので、どういった学びがあったのか、教えていただければと思います。

あと5ページの用地費ですね。1,500万円が不用額となっておりますので、この不用額が出た理由っていうのを教えてください。

○議長（米山俊孝） 松尾課長。

○まちづくり政策課長（松尾 天） まず、いくつか関わりのある部分であるんですけども、今回、令和7年度に事業を進めて、用地取得まで進めたいっていうところでありました。その部分が先ほどもお話したとおり、設計ですとかそういうものでうまく進まなかったところで、理事会のほうは回数が少なくなっているというところになります。

あと出張・研修なんですけれども、ここ数年間、土地開発公社、動いてなかったっていう現状がある中で、ここでやっと分譲の話、進めてきました。

担当者はもちろん、人事異動で変わってくるわけなので、先ほどお話ししました6ページのいろいろな書類の計算だとか金額の考え方、数字の考え方、そういうものがなかなか分からなかったっていうところで、改めてここで造成もしていきますし、これからいろいろお金の流れもあるでしょうから、その研修に行ってみりました。その成果がこの6ページ以降とお考えいただいて結構かと思っています。

あと用地費の不用額なんですけれども、先ほど申し上げたとおり、用地取得までする予定でおったんですけども、なかなか計画どおり進まなかったっていうところが、用地取得までいかなかった原因として、不用額として計上をさせていただいております。

よろしく願いいたします。

○議長（米山俊孝） 米山郁子議員。

○11番（米山郁子） なかなか問題、課題が多いというか、やるが多かったんじゃないかというふうに思います。

こういったノウハウがなかなかない状態で進められた結果ではないかというふうに思いますので、このマンパワー不足っていうことは考えられないのか。その今、研修、人が変わってしまうので、こういった研修を、というか知識不足というようなことも先ほどおっしゃっていましたが、そういったところのその両面に対して今後どのように対応されていく、令和8年はどうされていくのかお聞きしたいんですけど。

○議長（米山俊孝） 松尾課長。

○まちづくり政策課長（松尾 天） マンパワー不足はどこの担当いっても、今、マンパワー不足だと思っていますので、その点をどうカバーしていくかっていう、土地開発公社では

あるんですけれども、まちづくり政策課としてもその課の中でどうカバーしていくかってところは日々検討しているところでありますので、カバーの仕方を考えておるところであります。

ただ、今年、造成までは何とかやりたいというふうに思っていますので、そこへ向けて、土地開発公社とまちづくり政策課一丸となってやっていきたいというように考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（米山俊孝） 米山郁子議員。

○11番（米山郁子） いろんな課題がこの土地開発に関してあるかと思います。

例えば造成原価が高騰してたりして、販売価格の検討とかもやはりどうするかという課題もあると思いますし、またせっかく勉強に行かれた方たちが人事異動で替わってしまうというような実情があったりすると、またゼロからのスタートになってしまうので、そういったいろんな課題を整理されていて、どういうふうに持っていくかっていうことのシミュレーションみたいなのは、きちんとあるのかどうかお伺いしたいんですけど。

○議長（米山俊孝） 松尾課長。

○まちづくり政策課長（松尾 天） 人事に関わることなので、まちづくり政策課でのシミュレーションは持っていませんが、すみません、土地開発公社としては持ってない。また、まちづくり政策課としては持ってないんですけれども、ただ、今、横のつながりで、例えば設計のことに関しては、建設水道リニア対策課に協力を得たりだとか、そういう横のつながりを使ってやってきていますので、ここの中で町で人事異動があったとしても、そういう横のつながりでやっていけばいいかなと思っています。

よろしくお願いいたします。

○議長（米山俊孝） ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

よって、報告第4号、松川町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出については、報告のとおりであります。

◇ 報告第5号 株式会社チャンネル・ユーの経営状況を説明する書類の提出について

○議長（米山俊孝） 報告第5号、株式会社チャンネル・ユーの経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。

説明を求めます。

松尾まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（松尾 天） 引き続き、お願いいたします。

＝ 報告第5号 朗読・説明 ＝

○議長（米山俊孝） 説明いただきました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

紫芝議員。

○5番（紫芝光雄） いくつかお尋ねしたいと思います。

まず、1ページですね。令和7年度の事業報告書の中の事業の概要、「安定した経営を目指し、加入推進、解約防止、経費削減等に努める」とありますが、まず1点目は、具体的にこの加入推進、これ営業に当たると思うんですけど、どういうことをされたのか。解約防止についてもお伺いしたいと思います。

それと、次の2ページですね。加入者の動態ということで先ほど説明がありましたが、この中にチャンネル・ユーが販売している「アレクサ」というのは、どこに一体入っているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。それと、「アレクサ」の加入件数。これは何で聞かかっていうと、私もこれ入っておりまして、大変重宝しております。みんなに勧めたらいいんじゃないかと思っている次第でお聞きします。

それと、8ページの一般管理費、この中に役員報酬、給料手当、法定福利費、厚生費とあって、6番目ですか、これ「賃金」という項目があるんですけど、ちょっとこれについて内容をお聞きしたいと思います。

それと続いて13ページに伝送路光化事業、これ4～5年前ですか。光ケーブルに変えるということで大きなお金が国からの補助金もいただいて、動いたと思うんですが、それについてこれを細かく見ていくと、令和16年からプラスになるようになっておりますが、これ全て借金が返済してそういうことになったのか。

それと併せて、そのページなんですけど、13ページの経費の中で、給与手当、これが令和11年まではだんだん上がっていったと。10年、11年一緒なんですけど、それ以降、だんだん減っていったんですが、これは人員の削減を計画してこういう数字になってきているのか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（米山俊孝） 質問、多岐にわたりましたが、今後ちょっとお願いしたいんですが、3

つぐらの質問で一旦区切りをお願いしたいと思います。節度がなくなってしまうので、すみませんけどお願いします。

南島常務。

○チャンネル・ユー常務（南島 誠） まず、日頃からチャンネル・ユーの運営に御理解、御協力いただきまして誠にありがとうございます。

チャンネル・ユーの南島でございます。本日はよろしく申し上げます。

今、ご質問いただきました内容につきまして、一つずつちょっとお答えをしたいと思います。

まず、1 ページ目の加入推進、解約防止の具体的な取組というご質問でございました。

加入推進につきましては、日頃から訪問であるとか、そういったところで営業活動という部分もあるわけなんですけれども、それとまた別に、今期につきましてはチラシをもって、他チャンネルについてダイレクトメール等をお送りするような形等を取りまして、ご利用いただければというところの活動等をしてまいりました。

また、解約防止につきましても、やはりちょっと解約理由の部分で見ますと、どうしても「施設に入られてしまう」とか、「亡くなられてしまう」とか、「町外へ転出されてしまう」というような、そのような原因というものは55%もありまして、なかなかそこに対しては難しい部分あるわけなんですけれども、それ以外の部分で「不要である」ですとか、「アンテナを立てた」とっていうそういった部分をできるだけ減らすというところの中で、やはりほかのアンテナを立てたところと差別化をするというところでいけば、自主放送という部分がございますので、その自主放送の内容の充実ですとか、そういった部分に力を入れてやってきております。

また、何でも相談会というような形でご利用されている皆さんとできるだけ近い距離で、近くにあるケーブルテレビに相談をいただくというような形、そういったところで距離を縮めるというような活動、そういった取組もしてまいりました。

そして2つ目、加入者動態についての中の「アレクサ」の件数というところなんですけれども、こちらの動態の件数の中には「アレクサ」とっていう部分の項目はないわけなんですけれども、実際に「アレクサ」について、音声告知放送をそちらのほうでも聞けますというような取組を始めてきておったり、また「アレクサ」のキャンペーンというところで、広告打ったり等もしてまいりましたけれども、今の数字的なところでいきますと、これまでチャンネル・ユーを通じまして「アレクサ」をつけられた方、こちらは把握している限り、ちょっと60台ほどとなっております。それ以外に通常インターネ

ットですとか、販売店でも買えますので、そういったお客様は自分で買ってこられて設定されてというご利用も、この 60 以外にも当然あるわけでございます。

把握できている数でいっても、それでもやっぱり 130～140 というような利用状況かというふうに把握しております。

そして、次が 3 番目の 8 ページの管理費の賃金についての御質問だったと思います。こちらにつきましては、賃金とちょっと場所を分けて、給与手当について賃金と分けてあるわけなんですけれども、この賃金につきましてはパートさんの賃金であるというふうになっております。それ以外の部分、正規の部分につきましては、「給与手当」とそちらのほうに記載されております。

そして 13 ページの別紙のこの資金繰りというか、キャッシュの部分になるわけなんですけれども、その中で 2 つ御質問があったと思います。

まず、16 年、この表の令和 16 年からプラスになってくるとい部分になるわけですが、どうしてもこの試算表の中のこの当期利益、決算に上がってくる数字の部分では、費用の中に含まれております減価償却費、こちらのほうが大きく、足を引っ張るというような形になっております。こちらの減価償却費が少し減ってくるといところで、利益のほうにプラスになってくるといような試算となっております。

当然この中にも、今後予定されています設備投資の部分、中段ぐらいにサーバー更新であったりですとか、インターネットの機器の大きな更新、そういった部分も一応試算としては入れてあるような状況の中での表となっております。

あと最後、その給与手当の部分になってくるわけなんですけれども、こちら減っているという部分でいきますと、今後、人員のほうの、なかなか今、定年とか、そちらのほうはわりかし年齢の分布を見てもそれが一つの課題にはなっておるわけなんですけれども、どうしても 50 以上の者、それが半数を占めておるような、そのような年齢構成になっておりますので、そういった部分の中で入れ替わっていくという部分がある程度見越しての数と数字というふうになっております。

以上です。

○議長（米山俊孝） 紫芝議員。

○5 番（紫芝光雄） 説明いただきました。

聞いた内容はよく理解しました。

そこで先ほども申し上げましたが、その「アレクサ」なんですけど、先ほども言いましたけど、大変いいものだと思っております。

町内に高齢化の独居老人とかたくさんいらっしゃいます。話し相手になりますから、そこら辺のところを含めて、もう一度営業、広告等を出していただけたらいいんじゃないかなと思います。

それと説明あったわけなんですけど、4～5年前の6億円の投資は終わるというふう
に理解でよろしいんですか。

はい、分かりました。

○議長（米山俊孝） 南島常務。

○チャンネル・ユウ常務（南島 誠） まず、光化であった大きな投資分ですね。そちらにつ
きましては、今、返済のほうをずっとしております。

そして、今のこの試算表の中で、その次の次でもその途中で入替えをしなければいけ
ない機器っていうものが、こちらで2,600万円ですとか7,400万円ですとか、大きな部
分あるわけなんですけど、私たち、今ここの計画しておる中では、こちらはその時に借入
れをせず、自己の資金というか、今の減価償却費の部分の中から出てくる余剰金とい
うか、留保できる部分、そちらについてはほかで運用等も今回始めたわけなんです
けど、そういうところもしながら、やっていくという計画でおります。

○議長（米山俊孝） 紫芝議員、よろしいですか。

○5番（紫芝光雄） はい。

○議長（米山俊孝） ほかに質疑ございませんか。

よろしいですか。

加賀田議員。

○10番（加賀田 亮） それではお聞きいたします。

2ページにありますように、今、加入の状況がこういう状態だというふうに記録がさ
れていますがけれども、もし正確なデータじゃなくていいんで、実感として分かればい
いんですけども、この世帯数なのかな、年齢構成的なものは常務の実感としてどうです
かね。簡単にいえば、若い20代の世帯とか、子育ての30・40の世帯とか、中高年50・60、
後期高齢者75以上、そんなような感じでいいんですけども、この2,810ですか。総接
続件数がですね。どんなイメージでお持ちなのかな。もし正確な数字が分かったら、正
確な数字を教えてください。

2点目であります。

前々から一般質問などでも申し上げてありますがけれども、役員の構成ですね。ページ
でいいますと11ページですかね。11ページに役員の名前が並んでいますし、12ページ

か。12 ページですね。役員体制ということで並んでおります。

「役員会を開いて、年に4回開いていろいろ話し合った」というふうな記録が載っていますが、3 ページに、「取締役会をやった」と書いてありますけれども、前々から申し上げているように、役員の問題、それから放送審議会の委員の問題をずっと私は申し上げてきたと思います。私一人の意見と言ってしまうとそれまでなんですけれども、大変問題だと思っています。

これについて、この4回の理事会で、取締役会でどのように話し合われたのか、それとも全く議題にも上がってなかったのか。話し合われたんだったら、どういう経過で今後どうしていくのかっていうのが分かりましたら教えてください。

以上2点お願いします。

○議長（米山俊孝） 南島常務。

○チャンネル・ユー常務（南島 誠） ありがとうございます。

まず、1つ目、加入の世帯の年齢のイメージというところなんですけど、ちょっと正確な数字ではちょっと分からないんですけど、やはりイメージとしてぱっと今は質問を受けて浮かんだのは、やはり年齢の大きな方々、50・60 から 70 以上という部分、やっぱり以前からずっとご利用をいただいております方々、そういった皆さんが継続してご利用いただいているという印象は受けております。

ただ、やはり新しく家を建てられたりですとか、そういった部分で新たに入られる、当然若い世代というか、そういった方々もいらっしゃいます。逆に、解約でよく考えられて抜けられるというところの方々にいくと、その年代は何ともいろいろかなというようなイメージを持っております。

そして2つ目のご質問です。

役員の構成ですとか、あと審議会委員について、当然昨年度検討の場を役員会の中とかでもございました。経緯的な部分、その中で話された内容というところでいきますと、やはり議員おっしゃられる、その役員の構成的なところで、社長が町長でいいのかという部分、そういった部分が以前から話として出ておまして、その点につきましては、その組織っていうようなところを考えていくっていう中で、以前はその役員の構成だけっていう部分だったんですけども、今回、議論等がだんだん進んでいく中で、会社としての在り方という、このチャンネル・ユーが情報発信をし続けていく、また、そういった中で町としての今、情報発信の課題、全町民に情報を一斉に届けたいとか、そういった部分を解消するためにはどうしたらいいか。また、当然チャンネル・ユーの存続と

いうか、そういった部分もあるわけなんですけど、光を使いながら、情報発信を続けていけるといところで、組織の誰が頭っていう部分だけでなく、会社自体の在り方というような、そういった部分も含めて今、検討に入ろうと、ちょうど入るような段階までできております。

あと放送番組審議会の委員についての話なんですけれども、こちらにつきましては審議会委員の構成の中で、ちょっと一部欠員があったりっていう部分もございまして、その中で委員となっていていただく方を公募で募集しますというところ、そういったところを実際にお認めいただきまして、今年度は公募委員の方に参加いただきまして、開催しております。

以上です。

○議長（米山俊孝） 加賀田議員。

○10番（加賀田 亮） お答えいただきました。

まず、加入の件数のほうなんですけれども、あと内訳ですね。常務もおっしゃったとおりかなと思いますし、私のほうの実感としても、町内で新築の家が建ったときに、アンテナの有無とかを見てみると、実感としては40歳を境目としたら、多分3、7ぐらいだろうなというイメージがあります。40代以上が7割かな、要は中高年ですね。中高年、高齢者が主体なのかなっていう感じがしています。

この時点での松川町の世帯数が4,543世帯ですので、割り戻すと61.85%の加入率ということになってます。この6割ちょっとっていうのはどうお考えですかね。

いわゆる今言った「町民全体」というふうにおっしゃいましたけれども、6割となりますと残りの4割にはリーチしないわけですし、今言ったように、いわゆる非常に年齢層にかなり偏があると、偏りがあるところでのいわゆる情報提供をなさっているというふうなことで、ですので、この辺がちょっとどうお考えなのかなというのをお聞きしたいです。

6割だから自治会と同じで全体で6割が悪いっていつているわけじゃないんですけど、全ての年代に薄く広く6割ならいいんですけれども、おそらくですが、9割方、中高年、高齢者で固まっての6割だ。そうだと思います。そうすると情報の提供と、相手の情報のニーズに、求め側のほうもまるっきり違ってきますので、その辺どうお考えかお聞かせください。

それから2点目でございます。

公募のかけたというふうなこと分かりますけれども、やはり12ページの役員のリス

トを見てみますと、資本主である町側から出てるというのは分かります。それは自明の理ですね。会社の会社法というか会社の法規ですけれども、それ以外あと5%出資のところも出てるのは分かりますけれども、要は私は例えば議会のこととかよく言われますけれども、それも含めて、議会というのは行政のやることをチェックする機関ですので、どちらか審議会に入っていればよく分かります。審議する側。でも、運営する側の取締役会に入っているのはいかなものかという話をずっとしてきたわけです。それについてのご見解をお願いします。

○議長（米山俊孝） 南島常務。

○チャンネル・ユー常務（南島 誠） ありがとうございます。

まず、その加入世帯の61%とか年齢の偏りってところでどう考えられるかっていう部分のご質問なんですけれども、やはりテレビには、テレビの持つ伝達の良さ、映像でもって音声でもって気軽に情報が伝わるという良さもあります。また、インターネットはインターネットで、当然若い年代の方々へもそちらに偏っておるであろうと思いますし、その中で若い世代に向けては、そういったものをSNSですとか、そういったものを使ってってというような情報発信の手法というものも当然有効であると思います。ですので、テレビだけの情報発信というのでは、今後やはり広くは伝わらないであろうというところは感じております。

ですので、今後のその検討の部分では、やはりその部分をいかに広くの人に、6割ではなく、もし町のお考えのような形で、全部の皆さんに一斉に伝わるような、そういったシステム方式がっていうことの検討であれば、やっぱそういったものを考えられるような形のもの。今の光ケーブルを使う、先に無線を飛ばすですとか、そういった具体的な方法もとりながら検討しながら考えていくというような状況であるかなというふうに考えております。

あと役員構成のほうのお話ですけれども、そちらにつきましても、その議員さんですとか、どなたかに就いていただくというようなそういったお話だけでなく、やはり今後のチャンネル・ユーとか、情報発信とか、町の情報発信という中で、それを有効に多くの方々に届けられるようなそういった組織・仕組みであったり、それに追随した組織であるというようなところで、併せての検討課題であるかなというふうには感じております。

○議長（米山俊孝） 加賀田議員。

○10番（加賀田 亮） これで3回目になります。

2つの質問は、実は一つのところにゴールするように、あらかじめ質問させていただきました。常務で答弁が難しいようであれば、代表権をお持ちの町長、社長である町長、それから専務である副町長、どちらかでもお答えいただいて結構ですし、この問題はそ
のほうが適切かなというふうに思っています。

1 ページに、事業報告書が長々と書いています。で、毎年毎年大体同じことが書いてあるかなって感じがしています。おおまかね。分かります、事業体として新規の契約者を獲得して業績伸ばしていこうというのは分かるんですけども、今言った、ほとんどの方、おおむね7割ぐらいは私の実感ですけども、もう中高年、高齢者で、はっきり言ってジリ貧で減っていきただけだと思うんですね。新規がどのぐらい入るかっていうと、プロバイダはチャンネル・ユーだけじゃないので、いくらでも選択肢がある中で、っていうふうな状況なんで、これもドカンと伸びることはないとは私は思っています。

チャンネル・ユーの今までの歴史を有線放送時代から考えると、私は清流苑と同じで、これは町民福祉と割り切ったほうがいいと思っています。いわゆる高齢者を中心とした町民への福利厚生、福祉のサービスなんだというふうにもう割り切って、いわゆる目新しいことに投資しない。福祉に割り切ったほうでやっていって、じわじわじわじわ人数が減っていったら自動的に自然フェードアウトして自然消滅していって、時代の役割を終えたということでもいいじゃないですか。という方針でやるべきじゃないですか。

1 ページに書いてあるように、自主放送のコンテンツをどうのとかっていうのは、その戦略、攻めの戦略、分かりますけど、はっきり言って難しいと思います。はっきり言って。それよりも、本当にさっき言ったように清流苑じゃないですけども、外貨獲得なのか、町民福利サービスなのかって話ありましたけれど、これもまさに同じです。町民の福利厚生、福祉サービスって割り切れば、役員の問題、放送審議会の委員の問題も、こういういわゆる充て職系の固い人で固める理由が分かる。それならいいと思います。

ですので、もう営利目的の部分っていうかね、その部分はやめて、フェードアウト前提の福祉目的の運営っていうふうに見るべきじゃないですか。そう思いますけれども、それについてちょっと見解を最後、お聞かせいただきます。

○議長（米山俊孝） 黒澤副町長。

○副町長（黒澤哲郎） 加賀田議員のは、今の質問というよりご意見かというふうに思っておりますけれども、ご意見いただいたとおりだと思っております。

非常に、チャンネル・ユーとしても存続の危機感というのを持っていて、要するにもうテレビを見ない世代っていうのが非常に増えてる中で、加賀田議員ご指摘のよう

に中高年層が主体となっている加入、そうですね。

そういう意味で、先ほど南島常務が言いましたように、存続の危機というか、これからのチャンネル・ユーをどうしていくかというのを検討委員会を設置して、今年度、しっかり検討していくということで、そのたたき台も現在、つくっている最中ということです。

加賀田議員のご意見として、いただいた町民への福利厚生の部分っていうのも一つの考え方だと思いますので、そう言っていただいたご意見も含めて、検討していきたいと思っています。

チャンネル・ユーとしては、町民の福利厚生っていうわけにはいきませんので、町として行うのか、チャンネル・ユーが法人として行うのかっていう、そういう体制のこともありますので、そこも両方も踏まえて検討していくということで、今年度しっかりと検討してまいりたいと思っております。

○議長（米山俊孝） ほかに質疑ございませんか。

柳原議員。

○1番（柳原 猛） 3点ほどお願いいたします。

コンテンツの注力についてご説明もありました。私も一加入者として、子どもの行事でしたり、地域の行事というのを自分が足が運べなくても、予定があっても、それを知ることができるということで、非常にありがたいなと思っているんですが、一方で、先ほどのやり取りの中でも、インターネットの回線の契約をどうするかっていうことで比較されてしまうと、チャンネル・ユーを選ばないっていうことにもなってしまふのかなっていうのは思うとすると、せっかく自主コンテンツ作ってるっていう意味では、自主コンテンツの販売とか、そういったことによる収益っていうのがあったほうが、チャンネル・ユーを持続可能にしていってということでも、意義があるのかなというふうに感じたんですけれども、それに関連して3点ご質問なんですが、例えばNHKオンデマンドみたいに、番組1本単位で購入するとかっていうことも、今、NHKじゃなくても販売のプラットフォームがあって、そういう販売することができるわけですが、これまでチャンネル・ユーでコンテンツの販売を検討したことあるかということを1点聞きたいです。

2点目は、もしそのチャンネル・ユーさんがコンテンツを販売する場合に、もし何か課題があるんだとすれば、どんなものがあるのかっていうのをお聞きしたいです。

あと3点目は、私の周りではチャンネル・ユーに入っていないんだけど、「チャンネル・

ユーでやってたらしいね」とか「やっているのを見逃しちゃった」とか、そういったことは聞くんですね。なので、コンテンツに対するニーズはあるんだけど、インターネットの回線に関するニーズはないみたいなことは肌感覚としてはあるんですが、そういったような町民に対するニーズの把握みたいな調査というようなことはされたことがあるか、この3点をお願いいたします。

○議長（米山俊孝） 南島常務。

○チャンネル・ユー常務（南島 誠） ありがとうございます。

それではご質問、コンテンツの流通という部分かと思うんですけども、番組を1本ずつ販売したりとか、その検討というところがあったかどうかというご質問だと思います。

パッケージにして販売を行うっていうものは、実を申しますと、前年度までは行っておりました。そして今年度、それが2つ目の質問の回答という部分であるんですが、難しくなったという理由になります。

そちらがやはり学校さんの関係、お子さんの関係を撮影させていただいたものを卒業記念というような形で大変喜ばれてはおったわけなんですけれども、なかなか今、映り込みですとか、またそれが販売された映像が今度はインターネットの部分に独り歩きしていってしまうと、もうそうになってしまうようなところ。あと著作権等の権利処理の関係、そういったところがございまして、販売っていう部分はなかなか今、難しいというのが正直なところでございます。

また、見逃された方もいらっしゃって「見たい」というようなお声、そういった形いただければ、その方に向けてというような形でもいいわけなんですけども、リクエスト放送というような形で放送をさせていただいて録画をできる、そういったタイミングを設けるような、そのようなことも実際には行っております。

あとニーズの把握、調査等につきましてですが、ちょっとここ最近ではちょっとまだ行っていないわけなんですけれども、以前の光化ですとか、そんなときにはアンケートという形、一緒につけさせていただいて調査をした経緯もございます。

○議長（米山俊孝） 柳原議員。

○1番（柳原 猛） ありがとうございます。回答いただきました。

パッケージのDVDの販売っていうのはされていたということで、一方でDVDってないおうちもやっぱり増えてきていたりとかすると思うんですけども、その販売自体はそういった原因でということだったんですが、ちなみにネット配信での販売という

のは検討されたのかっていうのをもう1点お聞きしたいです。

販売できなくなったところの課題っていうのは、ご説明が今あったわけなんです、その権利処理とかそういう問題が販売ができなくなったということ。それによってDVDの販売を中止したという、それが主な原因であるっていうことがよろしいかどうか、もう1回確認をお願いします。

2点お願いします。

○議長（米山俊孝） 南島常務。

○チャンネル・ユー常務（南島 誠） 1つ目のご質問で、ネットの配信の検討をされたかどうかというところではございますが、検討というなかなかやはり先ほども申し上げたように権利処理の問題ですとか、そういったところ、また独り歩きしてしまったときに、どうしても歯どめができないというようなそのような背景もございまして、インターネットでの配信、自主コンテンツの配信っていうところにつきましては、まだ検討の段階には至っておりません。

当然、Y o u T u b e 等もチャンネルあって、そこには映り込みのないようなものを当社のCMですとか、そういったものにつきましては配信をしておりますので、できないわけではないんですが、そういったやはり映り込みですとか、音楽著作権も含めまして著作権処理、そういったところが難しいというところがあるというのが現状です。

もう一つ、理由というところの一つです。大きな一つは、やはり今のその権利処理の部分もあるわけなんです、もう一つにつきましては、やはり自主放送のコンテンツを守るというところがございます。

その販売につきまして、なかなかその販売だけをご利用されて実際には加入には結びつかないというようなそういったところが現実ではございまして、そういった点も踏まえまして、廃止というところもございます。

○議長（米山俊孝） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

米山義盛議員。

○9番（米山義盛） 今、1ページの③のところに、「高度無線環境整備推進事業の継続」ということで、新たなタブレット事業の提案・検討に参加したが、実施には至らなかったということ。ちょっとどうということが考えられていたのかということ。

チャンネル・ユーの番組、私も食事時、見たりして貴重なものだと思いますが、例えば、聞き逃し配信ですね。NHKで言えば、いつでも見られるようなそんなような仕組み

みとか、サービスみたいな、できないものなのか。これがその③に関わっていることなのか。より魅力あるものにするために、どんなことが今の段階から考えられるのかというところをお聞きしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 南島常務。

○チャンネル・ユー常務（南島 誠） ありがとうございます。

まず、タブレットについてなんですけれども、こちらは実際にこの7年の春に音声告知放送が終了しまして、やはりそれで一つの告知放送という部分でいけば当社としましてはテレビの12チャンネルのほうに全てを集約するという方向性。また、当然先ほどもありましたアレксаで放送するという部分ございまして、そちら違う代替の方法を用意しまして、専用のスピーカー、お知らせの端末での放送のほうは終了したわけなんですけれども、そういった中で、やはり一斉にお知らせというか、情報が届けられるような仕組み、そういったものがやはり音声で強制的にでも聞こえるというようなものが必要ではないかというような議論の中で、一つの方法として、タブレット端末ですね。そちらのほうを使って、そういった同じようなことができないかというような、そんなような提案をさせていただきました。

それとその中で、やはりもう一つのご質問で聞き逃しの配信というところになるんですけれども、音声告知放送につきましては、やはり先ほども申し上げたように、テレビのほうへ集約するっていう部分もございまして、12チャンネルの「お知らせ」というところ、そちらの項目の中から押せばずっと音声は繰り返し、音としても聞こえますし、また、データ放送のテキストでもって、自分の知りたい情報だけをまず一番いち早く探して字で見ていただけるというような、そういった方向に徐々に切り替えたというのがあります。ですので、聞き逃し配信みたいなところでいきますと、お知らせでいきますとそのようなところになります。

また、テレビの映像ですと放送ニュースがありまして、その翌週にはまた1週間、1週間前のニュースをまとめて再放送しておるような、そういったコーナーも設けながら、見ていただいておりますというのが現状でございます。

○議長（米山俊孝） よろしいですか。

内容が要望になっていかないように注意して、しっかり内容を把握するための質疑にしていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかに質疑ございませんか。

米山郁子議員。

○11番（米山郁子） 12ページ、先ほど加賀田議員もおっしゃっていましたが、社長をはじめ取締役、監査役でございますけれども、皆さん充て職でございますので、仕方がないと思われましても、これだけの人数を取締役として設置しなければならない理由。今、世の中どんどん変わってきているので、昔の要綱なんかをそのまんまつないでいらっしゃると思うんですが、これだけの人数の理由をお聞かせいただきたいんですね。

売上高が1億6,000万円ですよ。この規模の企業でこれだけの取締役と監査3名を置いて、2期連続赤字についてどういう理由なのかということもお聞かせいただきたいのと、あと「検討委員会を設置される」と、先ほど副町長おっしゃいましたが、メンバーはどのようなメンバーでございますでしょうか。教えてください。

○議長（米山俊孝） 南島常務。

○チャンネル・ユー常務（南島 誠） ありがとうございます。

まず、委員構成の人数についてなんですが、こちらはやっぱり会社設立時の定款に基づいての人数となっております。大株主である松川町さん、議会選出さんも含めましての6名。また、JAさん、そして、商工会さんから2名ずつというような、そういった中での人員構成となっております。

また、赤字の理由というところでございますけれども、一番の理由としましては、やはり減価償却費3,500万円、年間という部分が一番大きな要因となっております。ですので、決算上はちょっと大きな赤のほうに振れてしまうという部分はありますけれども、キャッシュ的な部分でいきますと、その部分につきましては出費ではございませんので、経費計上はされるものの、手元には残っていく。それを運用して次につないでいくというような流れでの今の運営となっております。

○議長（米山俊孝） 2つ目の質問に対しては。

南島常務。

○チャンネル・ユー常務（南島 誠） 検討委員会の委員構成についてでございます。

まだ実際に、どなたにどの範囲にというところまで確定しているわけではございませんけれども、やはり広く意見をいただきながらやっていきたい、考えていきたい、一緒に考えていっていただきたいというふうに考えております。

○議長（米山俊孝） 米山郁子議員。

○11番（米山郁子） 赤字の理由としましては、過剰な設備投資でございますよね。これは

なかなか解消できなくて、さらに令和8年度も物価高騰、光熱費も上がっておりますので、どれだけ削減して、黒に持っていきかって非常に難しいところだというふうに推察いたします。

そうした中で、ここに載っている役員報酬なんですけれども、致し方ないとはいえ、一般企業でありますと、これだけ2期連続赤で、役員報酬を取ろうという考えは、まず浮かばないんですね。少しでも赤字削減のために役員自ら辞退するような方向も必要です。民間企業はそういった方法をとっています。そういうお考えはないのか。

それから検討委員会、今、これから人員については決めていくということでございますけれども、この検討委員会の人員、非常に難しいというふうに推察いたしますので、慎重に進めていただきたいと思いますし、また、先ほど加賀田議員おっしゃいましたけれども、議員があんまり入っていてもまずいかというふうに思っておりますので、慎重にお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

○議長（米山俊孝） 南島常務。

○チャンネル・ユー常務（南島 誠） そうですね、役員報酬についてですね。当然この中で、当社の中での委員会の中で、予算化等をする中で検討いただく中でも、そういったような、「ちょっと今の赤の状態だから」というようなお声もいただいております。

ですので、当たり前のようにというわけではないわけなんですけれども、また状況を見ながら、そちらのほうも検討等していきたいというふうに考えております。

あと、検討委員会のご慎重にという部分でございますので、それはそのように取り組んでまいりたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（米山俊孝） 米山郁子議員。

○11番（米山郁子） 非常に厳しい状態でございます。会社が、役員をどうのこうのというよりも、今、常務は会社の在り方、そっちのほうに力を入れてらっしゃるようですので、町としての発信をどうしていくかっていうところに力を入れてらっしゃるようなので、住民サービスをいかにしていくかっていうところだというふうに思います。

本当に、加賀田議員がおっしゃるとおり、これからの方向性っていうのはそっちのかなというふうにも思いますけれども、成り立たなくなっていくのも、非常に困るわけでございますので、その辺をよろしくお願いいたします。

また、検討委員会については、しっかりと人選をしていくということですので、よろしくお願いいたします。

○議長（米山俊孝） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

よって、報告第5号、株式会社チャンネル・ユーの経営状況を説明する書類の提出については、報告のとおりであります。

ここでお諮らいたします。

休息をとりたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 3時45分まで休憩といたしたいと思います。

よろしくをお願いします。

休 憩 午後3時27分

再 開 午後3時45分

○議長（米山俊孝） それでは時間となりましたので、再開させていただきます。

最初に、先ほど宮下議員のほうから松尾課長のほうへ質問がありますこと、それについて松尾課長のほうから申し出がございましたので、松尾課長お願いします。

○まちづくり政策課長（松尾 天） 先ほど保留にさせていただいた件の答弁をさせていただきます。

土地開発公社の定款の第22条、「前事業年度予算、事業計画及び資金計画を作成して当該事業年度の開始前に松川町の承認を受けなければいけない」というところで、これは承認を受けてやっておりますので、させていただきます。

次の第23条なんですけれども、「公社は前事業年度の終了後2ヶ月以内に財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告を作成して、監事の監査を経て松川町長に提出しなければならない」ということで、監査のほうは5月にやっているんですけれども、議員さんおっしゃられているのは、財産目録だとか貸借対照表、損益計算書、そこら辺のものを理事会で承認を得て、松川町長へ提出しなければいけないので、理事会のほうを6月2日にやっているから、これは2ヶ月以内に間に合っていないんじゃないかっていうところのご質問かと思っています。

我々もこれを解釈しまして、やっておるところではあるんですけれども、どうしても今回はスケジュールがどうしても合わなくて6月になってしまったというところであり

ますので、これは私のちょっと説明不足であったと思っております。

以後、次年度以降こういうことがないようにやっていくのと、また定款自体も再度見直しをするだとか、そういうところの検討も少ししてみたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（米山俊孝） 宮下議員。

○6番（宮下 明） お答えいただきました。ありがとうございました。

ちょっと本当確認ですけども、予算事業計画は前年度中につていうことと、決算等につきましても、2ヶ月以内にということであります。

ただ、定款を見てまいりますと、例えば関係してですけれども、予算の策定については、当該事業年度の開始前に。

○議長（米山俊孝） 宮下議員、すみませんが、一応、議案は終結した形になっていますので恐れ入りますが、要点だけ伝えてください。

○6番（宮下 明） 分かりました。

第22条と23条に「町長の承認」とか、「理事会前に町長に提出」というような文言あります。これは適当かどうかということも含めて、ご検討いただければと思っていますので、お願いいたします。

すみません、以上です。

○議長（米山俊孝） それでは次にまいります。

◇ 報告第6号 町道120号線車両破損事故に係る損害賠償の額の決定について（専決第1号）

○議長（米山俊孝） 報告第6号、町道120号線車両破損事故に係る損害賠償の額の決定について（専決第1号）を議題といたします。

説明を求めます。

西浦総務課長。

○総務課長（西浦素之） それでは説明をいたします。

＝ 報告第6号 朗読・説明 ＝

○議長（米山俊孝） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

よって、報告第6号、町道120号線車両破損事故に係る損害賠償の額の決定について（専決第1号）は、報告のとおりであります。

◇ 報告第7号 町道古町境の沢線車両破損事故に係る損害賠償の額の決定について（専決第2号）

○議長（米山俊孝） 報告第7号、町道古町境の沢線車両破損事故に係る損害賠償の額の決定について（専決第2号）を議題とします。

説明を求めます。

西浦総務課長。

○総務課長（西浦素之） それでは報告をいたします。

＝ 報告第7号 朗読・説明 ＝

○議長（米山俊孝） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

よって、報告第7号、町道古町境の沢線車両破損事故に係る損害賠償の額の決定について（専決第2号）は、報告のとおりであります。

=== 日程第6 議案審議 ===

◇ 議案第1号 松川町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（米山俊孝） 日程第6、議案第1号、松川町税条例の一部を改正する条例の制定について、議題といたします。

説明を求めます。

伊藤住民税務課長。

○住民税務課長（伊藤孝光） すみません、議案第1号なのですが、最初にちょっと漢字の訂正をお願いしたいと思います。

＝ 議案第1号 朗読・説明 ＝

○議長（米山俊孝） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」との声あり)

○議長(米山俊孝) 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(米山俊孝) 討論なしと認め、採決を行います。

議案第1号について、賛成する方の起立を求めます。

(起立13名)

○議長(米山俊孝) 全員起立。全員賛成であります。

よって、松川町税条例の一部を改正する条例の制定について、可決されました。

◇ 議案第2号 松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(米山俊孝) 日程第7、議案第2号、松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

説明を求めます。

伊藤住民税務課長。

○住民税務課長(伊藤孝光) 議案第2号、松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

= 議案第2号 朗読・説明 =

○議長(米山俊孝) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

米山義盛議員。

○9番(米山義盛) 全協のときにも、保健福祉課のほうから説明がありました。

ロードマップに基づいて、県の統一保険料に向けて毎年1,000円、1,100円ずつ上げていくというロードマップ、この決定というのについて、国保の運営協議会等でも議論されているかと思います。

毎年こういう形で上げていくことに加えて、先ほど保険条例の一部改正が専決で承認された。加えて子育て支援というのが、加えて保険、国保の保険料に加えたさらにこの改定を毎年やっていくということ。これ何か検討する余地があるというふうなことで、統一保険料のそういったことも、以前、国保の運営協議会に参加したときにお聞きした

ことがあります。

流れとして、そのロードマップと9年までということ、来年度まで上げていくということについて、本当にどのような、その全体的の動きが確かなのかというふうなことをちょっとお聞きしたいと思ひまして質問いたしました。

○議長（米山俊孝） 塩倉保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 米山議員の質問にお答えいたします。

長野県は、全国の流れに従ひまして、長野県の保険者を統一するという、国民健康保険を長野県で統一するというところで動きになっております。

この統一するというのが、保険税だけではなくて、その長野県への納付金とかそういうこちらから費用を出すものについても統一されていくということになっておりまして、今1,100円と1,000円を上げているんですけれども、それでは、だんだん追いつかなくなって、実際には基金を取崩しているという状態になっております。

このまま松川町は、まだ長野県の標準の値まで届いておりませんので、激変緩和といひまして、急激に上がる団体の中に含まれておるような状態でございますので、まだまだ上げていかなければならないという見通しでおります。

ですから、9年度までのロードマップを今後見直しまして、3年ごとというふうにしていくかということ、今年度、来年度で検討していく段階に入っているということになりますけれども、それを減額の検討ではないということだけは断言せざるを得ないというような状況でございます。

○議長（米山俊孝） 米山義盛議員。

○9番（米山義盛） 国保会計というのは、元々市町村単位で取り組まれてきているものでし、その予防活動とか、様々な施策の中で、町民の中の医療、国保会計というのは今まで進められてきているわけですね。

そういった中で、市町村の国民健康保険料について、県全体で統一することが、極めてある意味、乱暴なやり方じゃないかなというふうな思ひがしています。町独自のやっぱり健康保険の仕組み、財政そういったことがもう少し市町村の主体性というふうな形で可能ではないのかというふうな思ひがいたしますが、その点はいかがでしょう。

○議長（米山俊孝） 米山義盛議員、あなたの発言は既に討論に入っていると思うんですけれど。ちょっと錯誤があるんじゃないかと思ひますけど。

質疑を終了してからにその討論をしていただきたいと思いますけど。よろしいですか。

○9番（米山義盛） はい。

○議長（米山俊孝） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） よろしいですか。質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

米山義盛議員。

○9番（米山義盛） 先ほど質疑のつもりで言ったんですが、議長に討論ということでございますので、改めて反対の討論をいたしたいと思います。

今、質問の中で質疑の中でも、少し述べましたけれど、国保会計、国保ってというのは市町村ごとのやっぱり決めて取り組んできている経過もあります。それを機械的に全県統一にする、後期高齢者の保険ってというのは、最初から県段階で決められて、統一保険料という形で各市町村に下ろされてきて進められてきています。国保会計というのは、それとは違った形で市町村ごとに進められてきているものでございますので、それを市町村の取組が反映されて、やっぱり国保の保険料というのは決められているものでもあるかと思うますので、そういった点で、やっぱり市町村の事情というのは十分勘案されて、保険料というのは決められるものだというふうに思います。

そういった点で、機械的にロードマップに基づいて上げていくということについて反対いたします。

以上です。

○議長（米山俊孝） 塩倉保健福祉課長、御意見ございますか。

討論、反対等はありませんか。

○保健福祉課長（塩倉智文） いいえ、・・・

議員のほうからはございますか。討論はよろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） それでは討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第2号について、賛成の方の起立を求めます。

（起立12名）

○議長（米山俊孝） 賛成多数です。

よって、松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、可決されました。

◇ 議案第 3 号 松川町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（米山俊孝） 日程第 8、議案第 3 号、松川町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。

塩倉保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） それではよろしく願いいたします。

= 議案第 3 号 朗読・説明 =

○議長（米山俊孝） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第 3 号について、賛成する方の起立を求めます。

（起立 13 名）

○議長（米山俊孝） 全員起立。全員賛成であります。

よって、松川町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定については、可決されました。

◇ 議案第 4 号 令和 8 年度松川町一般会計補正予算（第 2 回）について

◇ 議案第 5 号 令和 8 年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）について

○議長（米山俊孝） 日程第 9、議案第 4 号、令和 8 年度松川町一般会計補正予算（第 2 回）についてと、日程第 10、議案第 5 号、令和 8 年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）についてを一括議題とします。

黒澤副町長。

○副町長（黒澤哲郎） それではよろしく願いいたします。

= 議案第 4 号・第 5 号 朗読・説明 =

○議長（米山俊孝） 説明が終わりました。

これより、議案第4号及び議案第5号について、一括して審議を行います。

なお、これらの議案については、各常任委員会への審査を付託する予定ですので、所属する常任委員会の所管する予算については発言をご遠慮ください。

それでは、質問される方は、最初に会計名及び予算書ページ数を述べて、質疑に入ってください。

質疑ございませんか。

○7番（塩沢貴浩） すみません、1点お願いいたします。

一般会計補正予算の13ページをお願いいたします。

観光振興費のほうで、マーケティング費の300万円の増についてお聞きをいたします。全協等で説明をいただきましたオーバーツーリズム対策と、観光客の実態把握ができるということでした。

観光客の周遊促進ということでありましたけれども、当町においては、特に飯田市を含めた近隣の町村との観光客の人流の把握が大事かと思えますけれども、これは松川町内のみの把握なのか、それとも近隣の町村も含めた把握ができるのかをお聞きしたいと思えます。

○議長（米山俊孝） 下井産業観光課長。

○産業観光課長（下井昭二） ご質問いただきました。

調査の概要については、まだ詳しく勉強不足で出てきておりませんが、町内の動向だけいただいてもそれで終わってしまいますので、大きい範囲、飯田下伊那、長野県、関東圏、中部圏等、いろいろエリアを広げながら、どこの誰がどういうふうなルートでどこに周遊をしておるかという部分が見えてこない、次に生かせないようなデータになろうかと思えますので、そこら辺もしっかり確認をする中で、次に生かせるようなデータをいただけるような、そんな計画でおりますので、ご了承いただければと思います。

よろしくお願いします。

○議長（米山俊孝） 塩沢議員。

○7番（塩沢貴浩） ご答弁いただきました。

特に、都市圏との交流が分かれば貴重なデータになるかと思えます。よろしくお願いいたします。

確認でありますけど、これはDMOのほうに委託をするという、まちづくりの観光センターに委託をするのかということと、また、この結果というのはこういった形で報告をされるのかお聞きしたいと思えます。

○議長（米山俊孝） 下井産業観光課長。

○産業観光課長（下井昭二） 委託先につきましては、このデータを掌握しております携帯電話の会社になろうかと思います。

携帯電話の位置情報を使ったデータとなりますので、そういった携帯メーカーのほうに委託をするような、そんな流れになろうかと思います。

よろしくお願いします。

○議長（米山俊孝） 塩沢議員。

○7番（塩沢貴浩） 了解をいたしました。

また、当地域におきましては、オーバーツーリズム対策よりかは、外国人観光客を呼び込む施策のほうが大事になってくるかと思いますが、その点に活用できるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 下井産業観光課長。

○産業観光課長（下井昭二） 補助金の目的につきましては、オーバーツーリズムの対策ですとか未然防止もメニューの中に入っております。

そういった形で、うまく観光客等誘導できればいいかなという目的でこの事業を取り組んでまいりたいと思いますので、また結果が出ましたら、また何らかの形で委員会等で説明をしながら、考えてまいりたいと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（米山俊孝） ほかに質疑ございませんか。

米山郁子議員。

○11番（米山郁子） それでは、一般会計補正予算の10ページの地域振興の委託料でございます。国際交流事業75万円でございますけれども、全協で説明していただいたので目的等は理解しましたが、6月補正予算で計上する緊急性っていうものがどういうものかお伺いしたいと思います。

それから、13ページの7款、商工費の商工職員人件費の地域プロジェクトマネージャーでございます。こちら全協のほうで説明していただきまして、「信州まつかわ観光まちづくりセンターへ1人配置する」というお話でございましたけれども、これは一般社団法人でございますよね、まちづくり観光センターは。同法人の理事会では、こういったきちんとお諮りして、理事会の中でこういう人材が必要ではないかという提案をいただいて、町がこういう補助事業を活用して、今回、採用するという方向でよろしいのかどうか。2点お伺いいたします。

○議長（米山俊孝） 松尾まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（松尾 天） 国際交流事業検討の75万円なんですけれども、全協で議論していただいたとおり、これはあらゆる議論ですとか、我々の検討が必要になってくるというところで、できるだけ予算を早めに計上させていただきたいというところと、できるだけ閑散期といいますか、お金のかからない時期に行こうっていうところで、そこを狙うために、できるだけ早く計上させていただいているっていうところが理由になります。

よろしくお願いいたします。

○議長（米山俊孝） 下井産業観光課長。

○産業観光課長（下井昭二） 現在、町の職員が、この観光まちづくりセンターのほうに事務局長という立場で出向しております。この任を早く専門の人材で確保しようということで、去年の理事会、また三役会等で揉んできておりまして、こういった取組を進めてきておるところでございます。

今回、新たに配置がまとまりましたので、また6月に予定されております理事会等でまた協議をしていただいて、進めていくといった、そんな段取りで進めておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（米山俊孝） 米山郁子議員。

○11番（米山郁子） 6月補正でという時期ということで理解いたしました。

今回、この75万円以外にも3名の職員を配置されるということで、10日間、行っちゃいますので、その人件費、換算しますと、プラス45万円ぐらいかかります。そういった見えない経費というものが発生しておりますので、75万円以外にもやはりそういった費用が出ているっていうことをご理解していただきたいのと同時に、先ほど「マンパワーはどこでも不足している」というお話でございました。3名の貴重な方が10日間行かれている間のお仕事ですね、影響はどの程度にあるのか、そういったご準備きちんとされているのかどうか、確認させてください。

それと地域コーディネーターの件でございます。

本来ですと、一般社団法人でございます。独立採算制で進んでいくように、ある程度、町は手助けするけれども、やはりそこを目指していくように何年も何年もかけて取り組んでいる事業でございます。

今回、職員の方も事務局に派遣していらっしゃいますけれども、こういったDMO、本来の筋と違ってきているように思われます。どこまで町が介入するのか。本来、きち

んとした同法人の理事会というものがございます。そういった理事会の持つべき役割を果たしていただくのが本来の筋ではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（米山俊孝） 松尾課長。

○まちづくり政策課長（松尾 天） まず、すみません、分かりづらい資料だったと思うんですが、全協の資料では、現在のプログラムが2ヶ月間でフィジーに渡航するのが10日間っていうことだったので、そのプログラムにタイミングを合わせて行こうと思ってるんですが、我々が行くのは行き帰りも含めて1週間程度だと思っております。

ただ、1週間空けるってことなので、それなりの準備と、その間どうするんだって話なんですけれども、現状でも1週間はあまりないんですが、長期研修行ったりだとか、二日三日の出張も行くこともありますので、基本、私どもは出張用のPCを持っていて、常にコミュニケーション取って、こちら役場側とコミュニケーション取っている状況ですし、できるだけ会議に入るのであれば、オンラインを使ったりだとかして、ここにいなくても会議するような習慣になってきておりますので、そういうところはフル活用してやっていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（米山俊孝） 下井課長。

○産業観光課長（下井昭二） ご質問いただきました、従来、理事会を通じて、事業を進めてきたセンターでございます。

最近になってこういった形で、町から支援をしていかないと立ち行かなくなったっていう部分は、またいろいろこれからの理事会等で協議をしながら、原因分析や今後の運営の体制について、このプロジェクトマネージャーを中心に検証をしていただけるものと考えておりまして、今回このような提案をさせていただいております。

そんな向きで進めてまいりたいと思っておりますので、ご了承いただければと思います。

よろしく願いします。

○議長（米山俊孝） 米山郁子議員。

○11番（米山郁子） リモート・オンラインでいつでも業務に携われるということで、大変頼もしい答弁をいただきました。

フィジーがどういうWi-Fi環境にあるかどうかちょっと分かりませんが、不便のないようにお願いしたいというふうに思います。

DMOの関係でございますけれども、やはり今後、こういった人材を投入するという

ことで、DMO自体がどうしていくかということはしっかり考えていく必要がありますので、そういったところも全協の中で追々きちんと説明していただきながら、報告をしていただきまして、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○議長（米山俊孝） 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

谷川議員。

○3番（谷川博昭） お願いします。

今の米山議員に関連というか、10ページの地域振興費の国際交流事業検討のところ、ちょっと違う聞き方をしますけれども、この前の全協でいろいろ話が意見が出たわけですが、それを踏まえると、私は、場所の選定も含めて、ゼロベースにしてもう一度、一から組み立てていくのがいいんじゃないかなと思うんですけれども、時期尚早かなというところだと思うんですけれども、そういうゼロベースにして組み立てていくというようなお考えはございますか。

○議長（米山俊孝） 松尾課長。

○まちづくり政策課長（松尾 天） 結論からすると、ゼロベースで考えるっていうことは今考えていません。ていうのは、この前も全協でお話をしたとおり、これまでコスタリカの事業があったので、説明としてはそれを引き継ぐというような内容で説明をさせていただいております。

よろしくお願いいたします。

○議長（米山俊孝） 谷川議員。

○3番（谷川博昭） そのコスタリカのものを引き継ぐという考え方も、私はちょっと本当に必要かどうかという、妥当性があるのかどうかっていうところも含めて、ゼロベースで考えたほうがいいかなと思っております。

それとほかの議員の方からも、「いろんなルートがあるんだから、そこを全部検討したほうがいいんじゃないか」というようなことがあったので、やはり一度ここは、先ほどのお話だと、「閑散期に行きたいので、費用をここで計上している」ということだったんですけれども、それはもうフィジーで決定という考えの中の計上っていうことですね。ほかに、どこに行くか分からないけどっていうことはないっていうことですかね。ちょっとその辺はお願いします。

○議長（米山俊孝） 松尾課長。

○まちづくり政策課長（松尾 天） 私が今回提案をさせていただいているのは、全協でもあったとおり、フィジーの交流事業の検討ということでお話をさせていただいているので、そのほかに行くってことは今のところ考えておりませんし、このようなこれまでやってきたスタディーツアーのほうを自分はやりたいと思っているんですけども、果たしてそれが本当にできるのかどうかっていうところを、これまで9月からオンライン等で話をしてきたんですけども、そここのところが本当にどうなのかっていうところを、自分としては目で見て検証をしていきたいという、そこをお願いをさせていただいております。

ここ突発的に聞いたから、5月に聞いたから、これをやりたいって提案しているわけではなくて、9月から打合せ等をしてきて、これはこの段階でご提案をさせていただいているっていう、そのタイミングになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（米山俊孝） 谷川議員。

○3番（谷川博昭） ありがとうございます。

流れのほうの話はよく分かりました。

それでも、私はこの前のお話の中では、やっぱりちょっとどうしてフィジーなのか、どうしてもフィジーじゃないと駄目なのかというところも含めて、非常にあの資料だけでフワっとして、分からないことが多かったのも、やはり場所の選定も含めて、私はゼロベースでもう一度見直して、それからの予算計上というところが望ましいかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（米山俊孝） 松尾課長。

○まちづくり政策課長（松尾 天） 繰り返しになりますけれども、私も9月からこの事業についてできるかできないかっていうところをやっておりますので、そのタイミングの今回のご提案とさせていただいておりますので、これでお願いをしたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（米山俊孝） ほかに質疑ございませんか。

加賀田議員。

○10番（加賀田 亮） すみません、私、担当常任委員会の委員長でございますので、本来聞くべきではないとは重々承知なんですけど、ちょっと今、分からなかったのも、そこだけちょっと1点確認させてください。この場で聞くことに意味があると思っています。

この前の全協で私が質問したときに、課長の答弁で私が受け取ったのは、フィジーに

行くことは行くけれども、子どもたちの派遣先として将来フィジーを確定しているわけじゃないと。あくまで選択肢の一つとして見に行くので、例えば、将来フィジー、例えばちょっといまいちだったかなと思ったら、また別の国を見に行つてとか、そういうふうなことを経て、子どもたちが行く国が決まるっていうふうなイメージなのでっていうことでよろしいですか。

今、谷川議員が聞いた形だと、何かフィジーで固まっている的な聞こえ方もできたもので、そこだけちょっとはっきりしてください。

○議長（米山俊孝） その前に伺った加賀田議員、先ほど申し上げましたけれど、大いに担当の委員会で審議する時間が取れると思います。この場でどうしても回答が必要ですか。

すみませんが、委員会のほうでしっかり審議していただきたいと思います。

ほかに質疑ございませんか。

米山義盛議員。

○9番（米山義盛） 給食調理員、一般会計補正予算の教育費の小学校調理師の派遣という形で14ページです、14ページの一番下の段ですね。小学校管理費の中で一般管理費、委託料400万円ということで、「給食調理員の派遣」というふうに説明書いてあります。調理師の調理員の職員の派遣というのは、初めてのケースかなというふうな思いがありますが、この事情をお聞かせください。

それからもう1点は、民生費のほう54万7千円、介護保険事業のほうへ繰入金という形で出ています。一般会計のほうの何ページだったかな、民生費は。それについて総務費で54万7千円というふうに、介護保険のほうでは説明あります。どういう内容なのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（米山俊孝） 佐々木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐々木 保） それでは、米山義盛議員のご質問にお答えをさせていただきます。

給食調理員でございますが、町内3校ございまして、中央小学校、北小学校、中学校があるわけでございますが、それぞれ皆様パートタイム、いわゆる会計年度任用職員で採用させていただいておる現状でございます。

今回も中央小学校のほうで、給食調理員、いろいろなご事情で退職される方もおられるということで、令和8年度の当初予算を組む際に、一般的な方法による会計年度任用職員で募集をかけさせていただいたところなんです、実際は採用に至らなかったとい

う結果で聞いてございます。

つきましては、学校現場としましては、非常にやはり短時間にそういった何百食っていう、いわゆる中央小学校ですと、今、児童さんが約 500 名ちよいいらっしゃいますので、540～550 食は作らなきゃいけないっていう中で、人数勝負だというのがございますので、どうしても人がマンパワーが必要だという中で、今回、初めてなんです、外部からの委託ということで、事業提案もいただく中で可能であるという判断をいたしまして、予算計上させていただきました。

実際の保育士につきましても、外部委託かけさせていただいて、成功例に結びついておるという現状もございますので、実は同じ派遣会社なんです、そういったところからの提案もいただきまして、今回、何とか採用させていただく中で、学校現場、給食現場をスムーズに回していきたいという考え方の下で、補正予算計上させていただいた経過でございます。

以上でございます。

○議長（米山俊孝） 塩倉保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 2 番目の質問をお願いします。

今年度、介護保険の処遇改善の制度改正が予定されておりまして、その制度改正に伴うシステムの改修にかかわる費用が介護保険の会計の総務費で委託料で 108 万 7 千円を計上してあるんですけれども、その半額の分が町負担ということで、今回 54 万円の計上をしてあります。

以上です。

○議長（米山俊孝） 米山義盛議員。

○9 番（米山義盛） 給食調理員、保育士をその派遣から、派遣してもらっている形でやっていて、そういう先例があるということのようですので、保育士とその派遣で採用した方と、その会計年度職員として採用した方々のチームワークというか、そういった保育所の場合はもうそういう前例があるということで、それに倣って、給食調理員を今回派遣のほうから採用するという説明をいただきました。

その保育士、うまく回っているというふうなことで、それじゃあ調理師もというふうな形のように、特に現場での問題とか、そういったことはないわけですかね。そういった職員の位置づけが違うという、採用が違うというふうなことでは、派遣も会計年度も、特に支障はないというふうに理解してよろしいですかね。

それから、福祉、介護職員のほうについては了解しました。

○議長（米山俊孝） 佐々木事務局長。

○教育委員会事務局長（佐々木 保） ただいまのご質問でございますが、やはり派遣会社がこの人ならってという形で担保して派遣していただける方です。

今回のこの予算計上させていただく中で、可能性のある方のこの人選を見させていただくと、非常に経験豊富で、ほかの他校でも給食調理員をやられておるといの方が来ていただくことになってございますので、心配ないというふうに思っております。

やはり派遣会社が非常にマネジメント等を訓練された方が入っていただきますので、もうそこら辺は逆に今おる給食調理員とも非常に円滑にやっていただけるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（米山俊孝） 米山義盛議員。

○9番（米山義盛） もう1点、そういった派遣というと、何か遠いところから来るのかなというふうなニュアンスを受けてしまいますが、地元の方というか近隣の方、そういうふうな方なんですかね。ちょっとそこまで答えてもらえるのかちょっと分かりませんが、支障の範囲でどういう方が派遣として採用されるのか、お願いします。

○議長（米山俊孝） 佐々木事務局長。

○教育委員会事務局長（佐々木 保） 派遣会社につきましては、群馬県の会社でございますが、ここに人材登録という形でそれぞれ全国から登録されるようございまして、当然通勤手当もあれですし、この地場のことが分かってらっしゃる方ということでありますので、近隣町村から採用予定でございます。

○議長（米山俊孝） ほかに質疑ございませんか。

谷川議員。

○3番（谷川博昭） すみません、先ほど一緒に聞けばよかったですけど、申し訳ございません。

13ページの商工総務費の地域プロジェクトマネージャーのことで、ちょっとお聞きします。

こういう方が来ていただいて、盛り上げていただけるのは大変ありがたいことだと思うんですけども、今、現時点で誰かそういう目星がついてる方がいらっしゃるのか、それともこれからこの予算の上がった後に募集をかけるのか、教えてください。

○議長（米山俊孝） 下井産業観光課長。

○産業観光課長（下井昭二） なるべく早めに配置したいということで、予算上は7月1日か

ら着任をいただく予定で現在進めております。

人選的にこういった制度が使えるかどうかという部分も含めて、ある程度、事前調整はしてきておりますので、7月から勤めていただくような、そんな向きで現在進めておりますので、ご了承いただければと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（米山俊孝） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 質疑なし。

それでは、この2件については、各常任委員会へ付託することといたします。

◇ 議案第6号 辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（米山俊孝） 日程第11、議案第6号、辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

西浦総務課長。

○総務課長（西浦素之） それでは説明をさせていただきます。

＝ 議案第6号 朗読・説明 ＝

○議長（米山俊孝） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第6号について、賛成する方の起立を求めます。

（起立13名）

○議長（米山俊孝） 全員起立。全員賛成であります。

よって、議案第6号、辺地に係る総合整備計画の変更については、本案のとおり可決されました。

◇ 議案第 7 号 松川町監査委員の選任について

○議長（米山俊孝） 日程第 12、議案第 7 号、松川町監査委員の選任についてを議題とします。
北沢町長。

○町長（北沢秀公） 議案第 7 号、松川町監査委員の選任について。

地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、下記の者を監査委員に選任したいので、
議会の同意を求める。

住所、松川町大島。

氏名、片桐善浩。

年齢、68 歳。

令和 8 年 6 月 8 日。

松川町長。

選任の理由でございます。

片桐氏は、地域の金融機関でお勤めの経歴をお持ちであり、人格、識見ともに高く、
財務管理や行政運営に優れた識見をお持ちであることから、町の監査委員として最適任
であると判断するものでございます。

なお、任期につきましては、令和 8 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日までの 4 年間
となります。

よろしくお願いいたします。

○議長（米山俊孝） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第 7 号について、賛成する方の起立を求めます。

（起立 13 名）

○議長（米山俊孝） 全員起立。全員賛成であります。

よって、議案第 7 号は、松川町監査委員の選任については、原案のとおり可決されま
した。

=== 日程第 13 議長報告 ===

◇ 請 願 2 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願

○議長（米山俊孝） 日程第 13、議長の報告であります。

本会議に請願が 1 件提出されております。

内容について、事務局より説明いたします。

米山議会事務局長。

○議会事務局長（米山 敏） それではお手元の資料の最後のページ、御覧ください。

= 請願 2 朗読・説明 =

○議長（米山俊孝） 説明が終わりました。

お諮らいたします。

ただいまの請願につきまして、担当の常任委員会へ審査を付託したいと思いますが、
ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） ただいまの請願 2、「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願につきまして
は、社会文教常任委員会へ審査の付託を行います。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 異議なしと認め、以上をもちまして本日の会議は全て終了しました。

散 会

○議長（米山俊孝） これにて散会といたします。

なお、一般質問につきましては、6 月 19 日午前 9 時 30 分に開会いたします。ご出席
をお願いいたします。

午後 4 時 4 7 分 散 会

令和8年 松川町議会 第2回定例会
(第 12 日 目)

令和8年第2回松川町議会定例会会議録 (第 1 2 日 目)

令和8年6月19日（金曜日）

午前9時30分 開議

開議宣告

議事日程の報告

日 程

第 1 一 般 質 問

- | | |
|------------|------------|
| 1. 柴 芝 光 雄 | 2. 宮 下 明 |
| 3. 米 山 郁 子 | 4. 松 井 悦 子 |
| 5. 米 山 義 盛 | 6. 塩 沢 貴 浩 |
| 7. 松 下 正 敏 | 8. 加賀田 亮 |
| 9. 柳 原 猛 | |

散 会

出席議員 14名

(別表のとおり)

欠席議員 0名

(別表のとおり)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

一 般 質 問 の 質 問 事 項

令和8年6月19日

順 序	発言通告者	質 問 事 項	頁
1	柴 芝 光 雄	1 松川町燃やすごみの排出量について 2 現在の廃食用油の処理について 3 S A F（持続可能な航空燃料）への取り組みについて	67
2	宮 下 明	1 町長等交際費の透明性向上と基準整備について 2 A L Tの受入れを通じた国際交流の推進について	72
3	米 山 郁 子	1 住民の安心感を取り戻す防災対策と「公助」の再編について	86
4	松 井 悦 子	1 女性相談支援員の配置について	97
5	米 山 義 盛	1 人事異動の考え方について 2 町の平和政策について	106
6	塩 沢 貴 浩	1 生活環境悪化事案と行政代執行について	113
7	松 下 正 敏	1 防犯カメラの計画的な設置と地域防犯体制の強化について	118
8	加賀田 亮	1 移住定住促進に資する実効的な空き家対策	129
9	柳 原 猛	1 町民の健康をいかに実現するか	142

開議宣告

○議長（米山俊孝） 出席議員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第2回松川町議会定例会を再開いたします。

議事日程の報告

○議長（米山俊孝） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおり一般質問であります。

本日の会議に説明者として理事者、各課長、局長の出席を求めています。

株式会社チャンネル・ユーのケーブルテレビ生中継の許可をしています。

=== 日程第1 一般質問 ===

○議長（米山俊孝） 日程第1、一般質問であります。

一般質問は、9名の議員より通告をされております。通告の受付順により順次発言をお願いいたします。

なお、発言者、答弁者とも、簡潔をお願いいたします。

ただいまから一般質問を行います。

◇ 柴 芝 光 雄 ◇

○議長（米山俊孝） 5番、柴芝光雄議員。

○5番（柴芝光雄） それでは、通告書に沿って3点質問させていただきます。

この3点の質問については、関連がありますので、よろしく願いいたします。

最初の質問です。松川町の燃やすごみ排出量について、お伺いいたします。

令和8年度の環境衛生委員会議の資料によりますと、7年度の燃やすごみ排出量は「1,570トン」と記されております。私自身も10年くらい前に、この2年間ほど環境衛生委員として町の会議に出席させていただいておりましたが、当時は今よりもっと排出量が多かったと記憶しております。

そこで質問いたしますが、行政側としてどのような施策を講じて、燃やすごみの排出量を減らしていったか、どのように取り組んでいったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 紫芝光雄議員のご質問にお答えいたします。

平成 29 年、稲葉クリーンセンターの竣工に伴いまして、燃やすごみの分別方法が変更されました。その後のコロナ禍による生活様式の変化などにより、燃やすごみの排出量は、一時的に増加傾向になりました。

こうした状況の中、町では、「ごみ分別手引き」の配布、出前講座、エコバスツアーなどにより、適正な分別とごみ減量の啓発に取り組んでまいりました。あわせて、家庭用生ごみ処理機等の購入に対する補助やフードリサイクル事業により、生ごみの減量化、資源化も進めております。

これらの取組と、町民の皆様のご理解、ご協力により、近年の燃やすごみの排出量の削減につながっていると考えております。

○議長（米山俊孝） 紫芝議員。

○5 番（紫芝光雄） ご説明いただきました。

排出量が確実に減っているということは、これ大変素晴らしいことだと思います。このことは、今ご説明ありました町の施策と町民の皆様の分別によるご努力だと思います。

ところで、松川町の排出量、ごみの、近隣町村と比較した状況が分かればお聞かせください。

○議長（米山俊孝） 伊藤住民税務課長。

○住民税務課長（伊藤孝光） 先ほど、町長のほうからも答弁ありましたけれども、平成 29 年に稲葉クリーンセンターが竣工していますことから、平成 30 年度と令和 7 年度の排出量で比較したいと思います。

松川町の排出量は、平成 30 年度の 1,766 トンに対しまして、令和 7 年度は 1,760 トンであり、ほぼ横ばいとなっております。

近隣市町村につきましても増減は見られますけれども、全体としましては大きな変動はなく、おおむね横ばい傾向であるものと認識しております。

○議長（米山俊孝） ただいま失礼しました。住民税務課長です。

紫芝議員。

○5 番（紫芝光雄） お答えいただきました。

昨年 1,700 としては、これ燃やすごみの量だけじゃないですね。全て含めた排出量ですね。それはそれで結構です。

先ほど、1 つ目の質問の後に、町長より説明がありました生ごみ処理機ですが、現在までに町内に何件ほど設置されているのか。また、その件数は町内の何%ほどに当たる

のか。それをお聞きしたいと思います。

また、この補助制度が今後も続けられるのか。生ごみ処理機のおおよその金額、今後の補助率、これについても町民の皆様にも分かるようにご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（米山俊孝） 伊藤住民税務課長。

○住民税務課長（伊藤孝光） 家庭用の生ごみ処理機等への補助実績につきましては、現在の補助要綱が施行されましたのが平成 15 年度になりますので、それ以降の累計になりますけれども、生ごみ処理機 594 件、また、そのほかとしまして、ぼかし容器 201 件、コンポスター 37 件で、合計 832 件となっております。

これにつきましては、補助金の交付件数となっております。現在の設置世帯数ではないため、町内の設置率については把握できておりません。

また、生ごみ処理機の制度につきましてはですが、ごみ処理機の価格につきましては機種や容量によって異なってきますので、一概にはいえないんですが、近年の申請の内容を見ますと、おおむね 4 万円から 10 万円程度となっております。

また、補助率につきましては、購入価格の 3 万円以上のものを対象としまして、税抜き価格の 2 分の 1 以内で、上限 4 万円となっております。

今後も現時点では、同制度を継続していく予定でございます。

○議長（米山俊孝） 紫芝議員。

○5 番（紫芝光雄） ご説明いただきました。

今後も、ぜひ継続してごみの減量に取り組んでいただければと思います。

それでは、2 点目の質問に移らせていただきます。

松川町の廃食油の処理方法についてですが、廃食油については、町のホームページに記載されている燃やすごみに出せるイラスト入りの品目の中には載っていません。これですね。これどう見ても、その燃やすごみに油カスは載っておりません。

その 19 ページ、ずっと下のほうなんですけど、「油は固めるか新聞紙に吸わせて燃やすごみに」と掲載されています。それがこれなんですけど、50 音別の中で油。非常に探し出すのが大変なところでした。

廃食油の処理につきましては、松川町の一般家庭では、先ほど申し上げましたが、燃やすごみに出されているわけです。

2024 年 11 月 9 日の日本経済新聞に、「長野県南信地方 16 市町村の家庭や学校から出る廃食油を高濃度な再生燃料にして地域で活用する取組が、2024 年度中にもスタート。

廃食油を精製し、バイオディーゼル燃料にし、販売する計画、『地域油田プロジェクト』と銘打ち、地産地消の再生可能エネルギーとして、脱炭素と循環サイクルを確立する」と掲載されておりました。

町内の一般家庭から出る廃食油は燃えるごみで、給食室から出される廃食油は再生燃料にする。

この南信州での地域油田プロジェクトに、松川町は参加しているのでしょうか。まずはこのことをお聞きします。

○議長（米山俊孝） 伊藤課長。

○住民税務課長（伊藤孝光） 議員の申される事業の取組につきましては、町内の学校や保育園から出る廃食油につきまして、専門業者が回収する形で参加しているものと認識しております。

○議長（米山俊孝） 紫芝議員。

○5番（紫芝光雄） お答えいただきました。

冒頭申し上げました南信州のそのプロジェクトの中には、私、強調していたつもりなんですが、「家庭から出る」という言葉もありました。

一般家庭でも、廃食油を燃やすごみに出すのではなく、再生燃料にする取組に参加すれば、当然燃やすごみの減量につながるわけです。

現在、松川町から燃やすごみの中の廃食油の占める割合がどのぐらいか。分かる範囲で結構ですから、お答えください。

○議長（米山俊孝） 伊藤課長。

○住民税務課長（伊藤孝光） 議員質問にあります廃食油の占める割合なんですけれども、廃食油単独の割合は集計していないため、把握はしておりません。

○議長（米山俊孝） 紫芝議員。

○5番（紫芝光雄） せっかく南信州広域でこのような事業を行っているのですから、ごみ減量のためにも、この件については、家庭から出る廃食油、それについても収集を考えていったほうがいいんじゃないかと。ぜひ検討をお願いします。

それでは、最後の質問になりますが、3つ目の質問に移らせていただきます。

先ほどの日本経済新聞の記事で、「脱炭素化循環サイクル」と私、申し上げました。なぜ、脱炭素化か。脱炭素化の目的は、温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量をゼロに抑え、気候変動による壊滅的な被害を防ぐためです。世界共通の長期目標として、気温上昇を1.5℃に抑えることが掲げられており、そのために2050年までに脱炭素社会の

実現を目指しています。

間もなく猛暑の夏がやってまいります。また、集中豪雨、大型台風などの自然災害の頻度と深刻度を抑えるためです。

自動車業界では脱炭素化として、ハイブリッド車、電気や水素自動車が誕生しております。ところが、航空機はバッテリー容量の課題から電動化が難しく、既存のジェットエンジンをそのまま活用しながら排出を減らせる、唯一の手段が「S A F」、これ「サフ」と呼びますが、「S A F」とは「サステナブル・アビエーション・フューエル」の略で、廃食油や動植物の油脂を原料とする持続可能な航空燃料となります。

航空業界のカーボンニュートラル実現に向けて、S A Fは従来の化石燃料に比べてC O 2 排出量を 60～84%削減可能で、航空業界の脱炭素化の鍵として必要不可欠な次世代エネルギーとなり、世界各国の各エアラインで導入が進められています。

日本政府でも 2030 年までに国内エアラインの使用燃料 10%をS A Fに置き換える目標を掲げております。ところが、需要に対して製造量が不足しており、原料となる廃食油の安定確保が課題となっています。

長野県では、「F r y t o F l y P r o j e c t」などの官民連携によるS A Fの普及促進の取組に、上田市、飯田市、小諸市、生坂村などが参加、協力しています。

松川町でも廃食油を燃やすごみに出すのではなく、S A Fの原料にするために回収するべきです。そうすることで、町からの燃やすごみの減量につながり、これは減らすほうの減量です。S A Fの原料、これは原材料の原料ですね。原料にもなります。

廃食油S A F化に協力している全国の市町村は数多くあるわけですが、その回収方法についていくつか申し上げますと、公共施設やサービスステーション、これガソリンスタンドになると思います。スーパー、給食室などへペットボトルに入れて持参し、中身だけを回収タンクへ流し込む方式と、廃食油が入ったペットボトル容器をそのまま回収する方式などで、様々なやり方があると考えられます。

このことについて、もし松川町でも今後の予定、お考えがあればお聞かせください。

○議長（米山俊孝） 伊藤課長。

○住民税務課長（伊藤孝光） 大変貴重なご提案をいただきありがとうございます。

廃食油をS A F、いわゆる持続可能な航空燃料の原料として活用することにつきましては、ゼロカーボン社会の実現や、燃やすごみの減量化、また資源循環の推進につながる取組であると認識しておるところでございます。

一方で、当町におきましては、学校や保育園から排出される廃食油については既に回

収に取り組んでおります。

また、家庭から出る廃食油につきましては、飯田下伊那管内において廃食油回収に取り組んでいただいている民間企業の店舗等に設置された回収ボックスを利用できる仕組みや、町内におきましては「2.3gの会」というボランティア団体による廃食油を活用した石けんづくりが行われておるところでございます。

今後につきましては、まずこうした既存の活動や仕組みを活用しながら、飯田下伊那地域や関係機関からの情報収集に努めまして、動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（米山俊孝） 紫芝議員。

○5番（紫芝光雄） 現在のお考えをお聞きいたしました。

私たちの住むこの松川町、長野県、そして日本、この地球が子々孫々まで安心して暮らせる住環境実現のために、先ほど説明いたしました脱炭素化の取組、一つでも多く松川町でできることを早急に進めていただくことが、私は重要なことだと思います。ぜひご検討をお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（米山俊孝） 5番、紫芝光雄議員の質問を終わります。

◇ 宮 下 明 ◇

○議長（米山俊孝） 次に、6番、宮下 明議員。

○6番（宮下 明） それでは、通告書に従いまして2点お伺いしたいと思います。

まず、1点目でありますけれども、町長等交際費の透明性向上と基準の整備についてお伺いしたいと思います。

交際費は、自治体運営上必要な対外活動ですとか、関係性構築のために支出されているものでありますけれども、一方、公費である以上、住民への説明責任ですとか、透明性の確保が求められているかと思います。そういった点から伺ってまいりたいと思います。

まず、1番ですけれども、町長等交際費の年間予算額、近年の執行状況等どのような状況なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 宮下 明議員の質問にお答えいたします。

町長交際費の内容につきましては、記念式典や国・県等が主催する会議への出席に伴

う会費、町内各種団体の総会や意見交換の場での懇談費、町への表敬訪問に対する激励金などが挙げられます。そのほか、町のPRを兼ねた商品等となっております。

なお、令和8年度予算において80万円を計上させていただいております。

○議長（米山俊孝） 宮下議員。

○6番（宮下 明） お答えいただきました。

今の大体年間80万円ということでありますけれども、2点目になりますけれども、支出に関わる支出の基準ですとか、あと要綱ですね、そういったものの必要性の認識についてお伺いしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 西浦総務課長。

○総務課長（西浦素之） では、お答えいたします。

現在は、担当課より提出をされました交際費支出伺いを基に、町政運営に関わる公的關係を円滑にするためのものか、また、世間一般の慶弔や会合の相場観から著しく逸脱していないかなどを総合的に判断をして、支出可否を判断しております。

交際費という性質上、支出内容は多岐にわたり、イレギュラーな事案にも柔軟に対応するため、これまで具体的な基準を定めるということとはせず、運用をしてきているところです。

なお、支出内容に対する説明責任や透明性を図る必要性も感じているところから、一定の基準を設けていくことも今後は必要ではないかと感じているところでございます。

以上です。

○議長（米山俊孝） 宮下議員。

○6番（宮下 明） お答えいただきました。

何らかの基準を整備するというところでお考えであることが分かりましたので、大変よいことだなと思っております。

実際、この管内も含めて、近隣町村のこの基準なり、あるいは要綱等の整備について、どのような状況になっているか、もし確認できていましたら、お答えいただきたいと思っております。

○議長（米山俊孝） 西浦課長。

○総務課長（西浦素之） 県内全体での把握というところまではできておりませんが、近隣町村で整備している自治体では、飯田市、高森町がルールを定めていることを確認しております。

以上です。

○議長（米山俊孝） 宮下議員。

○6番（宮下 明） お答えいただきました。

確かに飯田市は、訓令、あるいは支出基準という形で、簡易な形での整備をされています。一方、高森町のほうは基礎要綱として整備をされておりまして、具体的な金額も含めて、非常に分かりやすい要綱になっていたというふうに理解をしています。

飯田市のほうでは既に平成21年度に整備をされています。高森町にあたっても、平成28年度に要綱をきちんとつくって、基準を明確にしながら、なおかつ公表しているという面では自治体がとるべき住民への説明責任ですとか、あるいは透明性の確保が十分行われているなという認識をしております。

そんな中で、次に伺いたいと思いますが、（4）になりますけれども、昨年12月の議会で、当時の総務課長のほうからこの件については「研究します」というような回答をいただいております。その後、どのような調査、あるいは検討を行われてきたのか。今のお話では、既にそういった方向で動いてらっしゃるようでもありますけれども、その状況をちょっとお伝えいただければありがたいです。お願いいたします。

○議長（米山俊孝） 西浦課長。

○総務課長（西浦素之） 12月の議会というのは、おそらく補正予算の質問の中で出られた質問かと記憶しております。

要綱等の整備に向けて情報収集に取り組んでいければというふうに考えているところでございまして、交際費については透明性を持った運用が求められているということもありますので、当町でも基準を定めるように、策定作業に取りかかっていければと考えているところでございます。

以上です。

○議長（米山俊孝） 宮下議員。

○6番（宮下 明） お答えいただきました。

既にそういった姿勢で動いてらっしゃるということでもありますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思っています。

ただ、その基準を定める中で、各自治体で定め方が若干温度差があるといいますが、単純に基準を定めているところ、あるいは高森町みたいに、基準と、あと公表の仕方等々を考えている、しっかり明示をしている自治体もございます。どのようなことをイメージしていらっしゃるのか。今時点の考えで結構でありますので、お答えいただきたいと思います。

○議長（米山俊孝） 西浦課長。

○総務課長（西浦素之） 今現在考えているものとする、やはり近隣の自治体でどのようにされているのかということ参考にしていきたいと思っております、まずはこの辺でいうと飯田市さんが大きい市になりますので、そこら辺の実態を把握しながら、高森さんのやり方を参考にして整備していければというふうに考えているところです。

○議長（米山俊孝） 宮下議員。

○6番（宮下 明） お答えいただきました。

ぜひ、この件につきましては、既に高森町でも平成28年度に整備されている、ある程度しっかりした要綱でございます。ですので、個人的にはしっかりと住民の皆さんに説明責任、あるいは公表ができるような形での整備をお願いしたいと思っています。

あとは、いつ頃までに整備をするのかっていう、そういったところも少し確認をさせていただければと思いますが、お願いします。

○議長（米山俊孝） 西浦課長。

○総務課長（西浦素之） 要綱整備につきましては、できるだけ早く進めていければと考えております。

来年度の予算編成に向けて、できれば年内には要綱等で運用基準を定めてお示しをしていければと考えております。

どのように公開していくかっていうところは、まだ未定ですけれども、その辺についても要綱整備と併せて考えていければと考えているところです。

○議長（米山俊孝） 宮下議員。

○6番（宮下 明） お答えいただきました。

近隣の近い町村でいうと高森町さんが比較されるわけですがけれども、ちょっとデータ見てみますと、令和になってから約倍の町長等交際費が松川町では支出されています。これ平均ですがけれども。これは多いからいけないという意味で申し上げているのではなくて、それだけ活動している、対外的な活動をされているということでもありますので、ぜひそういった実態を知っていただくという意味も含めて、住民の皆さんに分かりやすい基準と公表をつくっていただきたいと思います。

この件は以上で結構であります。ありがとうございました。

続きまして、2点目でありますけれども、ALTの受入れを通じた国際交流の推進という点で、お話を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

あえて言うまでもありませんけれども、これはALTの増員そのものが目的ではなく

て、そのことによって子どもたちがどのような力を育み、また、地域にどのような効果をもたらすのかというような視点が大事だと思っています。その点からお伺いしたいと思っています。

(1)から(3)まで関係がありますので、一括のお答えで結構なんですが、A L Tは2名から7名体制へ拡充した狙いと期待する効果は何かを伺います。また、今回は従来の「A t o Z」の会社ではなくて、「J E Tプログラム」を通じて、5名の採用となりました。

この「J E Tプログラム」の趣旨と従前の民間採用「A t o Z」の違いは何かというようなことも含めてお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（米山俊孝） 溝上教育長。

○教育長（溝上正弘） それでは、私のほうからA L Tの増員の趣旨、狙い、それから効果につきまして、お話をさせていただきます。

大きな狙いといましては、各学校にA L Tが常時勤務して、授業はもとより、休み時間や給食、それから清掃活動など、子どもたちと常に一緒に活動をするものの意義は、単に教科学習を通して、英語力を身に付けていくことだけにとどまることなく、様々なメリットが考えられるというふうに考えております。

例えば、いつでもどこでも日常的に英語で挨拶したり、コミュニケーションを図ったりすることができる、そういった機会が飛躍的に大幅に増えます。そして、英語が通じた、分かった喜びを感じることができるような場面、機会が増えます。また、A L Tとの会話や触れ合いを通して、異文化理解を深めたり、また柔軟な国際感覚を養ったりすることにもつながると考えております。

現に、子どもたちの学びを学校訪問を通して見させていただく中で感じることは、本当に生き生きとして明るくのびのびと子どもたちが、英語学習やその他の活動に取り組んでいる様子が見られることが、ここ2ヶ月ほど過ぎたところでの大きな効果であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（米山俊孝） 佐々木事務局長。

○教育委員会事務局長（佐々木 保） それでは、関連ということで(2)、(3)を私のほうからご説明申し上げます。

まず、最初の(2)のほうのJ E Tプログラムの趣旨ですとか内容について、ご質問

いただきました。お答えをさせていただきます。

J E Tプログラムですが、これは総務省ですとか、外務省、文部科学省等の政府主催によります大規模な国際交流事業でございます。J E Tプログラムでございますが、日本と諸外国の人々の相互理解を深めるために、外国語教育を推進して、日本の地域国際化を推進することを大きな目的としてございます。

具体的には、外国の青年の方を日本に招致して、地方自治体等が小中高校での外国語教育ですとか、自治体での国際交流業務に活用するプログラムとなっております。

続きまして、(3)のご質問のJ E Tプログラムと、これまでの民間採用との違いは何かということのご質問にお答えをさせていただきます。

松川町におきましては、これまで民間からの採用によりまして、2名の方のA L Tを採用してまいりました。本年度、財政措置が受けられる政府主催のこのJ E Tプログラムによりまして、新たに5名の方をお迎えして、A L Tとして着任をいただいております。

このJ E Tプログラムと民間採用との違いについて、J E Tを中心にご説明をさせていただきます。

まず最初に、身分でございますが、J E Tは町の会計年度任用職員でございます。

2つ目としまして、人選でございますが、J E Tは日本に対するあらゆる意欲がある者が選ばれます。民間のほうは、ある程度こちらの要望に沿って人選をしてもらえというのが違いでございます。

3つ目、生活のサポートについては必要でございます。英語が話せるサポート職員が必要となってまいります。

4つ目でございますが、学校現場についてはこちらは現場を経験しながら慣れていただくということでございます。民間のほうは、既に会社で研修を積んでこられますので、速現場に入っていくということで違いがございます。

5つ目でございますが、任用期間についてはJ E Tのほうは原則1年の更新でございますが、最大は5年までということで受けてございます。

最後に、財政措置につきましては、民間のほうは財政措置は受けられないんですが、J E Tのほうは普通交付税の対象ということで財政支援をいただいております。

2番、3番のご質問にお答えさせていただきました。

以上でございます。

○議長（米山俊孝） 宮下議員。

○6番（宮下 明） お答えいただきました。

A t o ZとJ E Tプログラム、それぞれ特徴があって、それを生かしながら進めてまいるということが分かりました。ありがとうございました。

その中で今回、A L T等が7名になりました。プラスA L Tコーディネーターという方も同時に採用されています。局長からも一部説明ございましたけれども、A L Tコーディネーターの役割と、あとちょっと視点が変わるんですが、学校現場の支援体制が整っているのかどうか。てっきり5名、あるいは6名という人が入ってまいりますので、そういった中で、この趣旨に沿った形で、各学校現場、保育所もそうだと思うんですが、そういったところでの共通認識をどのように捉えてきたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 佐々木事務局長。

○教育委員会事務局長（佐々木 保） それでは、前半の部分、最初に私のほうからお答えをさせていただきます。

ただいま議員おっしゃっていただきましたように、本年度J E Tによりまして5名の方を迎えるに当たりまして、生活のサポート支援ということで、A L Tコーディネーター、今年度女性の方ですが、1名を採用させていただきました。

この方の役割でございますが、まずは、A L Tの生活の支援、また勤務等に関する支援が大きなものでございます。また、A L Tの皆様のそれぞれやっばりお困りごとですとか、要望等がございますので、そういったことに対してのアドバイスですとか様々な支援をさせていただいてございます。

3つ目でございますが、A L Tの勤務内容ですとか、配置に関するこれまでの英語専門職員との連携ですとか、共同業務など等々がこのA L Tのコーディネーターの役割ということで位置づけてございます。

後段につきましては、教育長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（米山俊孝） 溝上教育長。

○教育長（溝上正弘） お答えいたします。

小中学校におきましては、前年度末より学校長、教頭、それから担当職員等への具体的な説明等を行いまして、それぞれの立場からA L Tを受入れるに当たっての計画、それから留意事項等、私も一緒になりましてその策定をしてきております。

保育園につきましては、もとより日本人英語専門員が訪問させていただいて対応しておりましたので、その職員を中心にそのための対策をとってきております。

実際に、A L Tが7名入って、常時学校にいる状況等を私も訪問をさせていただいた

り、また担当職員との面談を通す中で、私なりに感じているところをアドバイスさせていただくことはもとより、それぞれの職員が事前に分かっていたことでもありますので、自覚を持って前向きに、主体的に取り組んでくれている姿、本当にうれしく思っているところです。

A L T も、非常に安心感を持って、コーディネーターのサポートも受けながら、学校現場の職員との意思の疎通を図りながら、意欲的に取り組まれている姿、そういったところを、また機会を捉えて見ていただければお分かりになっていただけるかなというふうに思っておりますので、そのような形で対応しているということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（米山俊孝） 宮下議員。

○6 番（宮下 明） お答えいただきました。

特に、教育長のほうからご説明いただいた点、今回、大勢の A L T 等が入ります。やはりきっと松川町の教育方針に沿って、現場とともに動いていただく、活躍していただくという意味では、現場の理解が最も大事かなというように思っています。

そういった意味では、今のご回答ですと、「ほとんど大きな問題はない」というご回答でありますので、ぜひそういう意味では現場と意思疎通を図っていただきながら、教育効果が上がるようにご尽力いただきたいというふうに思っています。

5 番目になりますけれども、今、ご説明の中では、ほとんど総務省ですとか文科省、外務省の交付税措置ということで、大きな負担はないわけにありますけれども、若干、町のほうでも、研修費だとか、あるいは教育する経費ですかね、そういったものは必要になってくるかと思うんですが、年間の予算規模ってというのは、トータルでどのくらいになるのか。あるいは、その中の一般会計等の持ち出しがどれくらいになるのか。

これは施策でありますので、費用対効果等も含めて、どんなところでこの成果目標を達成したとか、達成しないとかっていう判断をされるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（米山俊孝） 佐々木事務局長。

○教育委員会事務局長（佐々木 保） それでは、一般的な予算のほうを私のほうでご説明させていただきます。

今回のこの J E T プログラムによります A L T 5 名分でございますが、本年度の予算総額は 2,415 万円でございます。財源につきましては、普通交付税措置でございます。

100%ということは、ちょっと全体の普通交付税の算定基準からしまして、ここでは断言できませんけれども、ほぼほぼ交付税措置されるということでご理解いただきたいと思っています。

1人あたりにしますと653万円を上限として算出してございます。割り返しますと少々足りませんが、本年度のALTの着任が4月1日ではございませんので、4月また5月の2回に分けて少々12ヶ月を切ってございますので、そういった形でご理解いただきたいと思います。

一方、民間のほうは、ALT派遣2名分でございますが、1,187万円でございます、総額。こちらのほうは、先ほど申しましたように財源はなくて、全て町費単独で持ち出しでございます。

ALTコーディネーター1名分ですね。先ほど申しました1名分でございますが、こちらは535万3千円の予算計上をさせていただいております。財源は、特別交付税を活用してございます。地域おこし協力隊として着任をいただいておりますので、そういった財源で運営をさせていただいております。

後段につきましては、教育長のほうからご説明申し上げます。

○議長（米山俊孝） 溝上教育長。

○教育長（溝上正弘） 民間2名と、それからJETプログラムによるALT5名というこの体制づくりは、町にとりましても非常に大きな効果といいますか、メリットがあるというふうに思います。

それは簡単に申しますと、民間のALTにつきましては、それなりの資質を持ったALTが着任しておりますので、安定した指導が期待できる。そしてJETによる方々は、これから研修を積みながらだんだんと慣れていくというような状況にはなるんですけれども、その民間の方とJETによるALTが一緒になって協力的に協力し合いながら、また教え合いながら、また教えていただきながら、一緒になって授業づくりをしていくことで、お互いにそれぞれの良さを発揮したり、またいろんな情報を共有する中で、互いに高まっていくというそのメリットがございます。

そしてJETの場合には、今、局長が申し上げましたとおり、財政的な負担が非常に少ないということも大きなメリットかというふうに思います。

幸いにして、今回着任いただきましたALTの皆さんについては、私が当初いろいろとお願いをしたりとか、人間関係づくりを本当に大事にして、学校現場と一緒に関わってまいりまして、非常に明るく生き生きとして前向きに教材づくり、それから生徒への

アプローチ、指導助言、本当に細やかに丁寧に行ってくれているということの成果は、この仕組みを導入したことによる大きな成果であったなというふうに、今2ヶ月ほどたつわけですが、手応えは十分あるなというふうに感じているところです。

○議長（米山俊孝） 宮下議員。

○6番（宮下 明） お答えいただきました。

1点確認をさせていただきたかったのは、そういった状況ということとは別に、いわゆる費用対効果というもの、成果目標ですね。分かりやすく何年後には、例えばこういう言い方が適当かどうか分かりませんが、英検何級は何名ぐらい受かるんだとか、あるいはTOEICにチャレンジするんだとか、そういった何か成果目標みたいなものがあるのかどうかということをお伺いしたかったんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（米山俊孝） 溝上教育長。

○教育長（溝上正弘） 今回のことにつきましては、何らかの形で検証をしていく必要性があるかというふうに思いますけれども、それをなんていうんですか、数値的にバロメータ的なものを私たちが狙っていくということが第一義的な目標ではございません。それは結果論としてそういうふうになる方向性はもちろん求めていきたいと思うんですけれども、まずは先ほど申し上げましたけれども、一言で言えば、外国の方々との触れ合いとか、それから文化をお互いに共有し合うとか、異文化理解とか、多様性に触れるとか、そういった人間的な主体的な学びやそういった経験が一番子どもたちにとって、また地域住民にとっても重要なことであるというふうに私は考えています。

それとあわせて、今、議員がおっしゃられるようなものも、きちっと考えていかなければいけないというふうには思っておりますけれども、まずそれが最初にあってというふうには今の段階では考えておりませんので、今後の進捗状況を見ながら、学校現場とも相談しながら、これからの成果の検証については進めていきたいというふうに思っております。

○議長（米山俊孝） 宮下議員。

○6番（宮下 明） お答えいただきました。

私は、基本的には今お話あったことには賛成であります。ただ、国費等も使っています。4,000万円ぐらいお金がかかっているわけですね。その中にやはりそういった前段のお互いに理解し合うというものだけではなくて、ぜひ具体的にこう変わったんだよってということを数値なり、言葉で示せるようなそのようなものをぜひ今お答えいただきましたけれども、考えていただくこともとても大事なかなと思っておりますので、ま

たご検討いただければというふうに思っています。

これまではこの概要を確認させていただいたわけでありますけれども、これからは別の視点なんです、先ほどご回答をいただきましたけれども、JETプログラムの目標として、地域住民の皆さんとの交流、国際交流といいますか、そういったことが大きな柱の一つになっています。多分、これも町の施策として、人を位置づけながらやっつけられるというふうに期待をしているわけでありますけれども、校外学習、校外活動ですとか、地域交流をどのように教育委員会として位置づけて、町全体が国際化っていう大げさですけども、異文化を理解できるような、そんな地域社会にしていくという意味では、どんな取組を計画されているのか。その中で、ALTの役割はどんなものなのかっていうところを教えてくださいたいと思います。

○議長（米山俊孝） 溝上教育長。

○教育長（溝上正弘） 最初に、前提として1点ちょっと確認、共通理解をお願いしたいと思っています。

JETプログラムの目的には、外国教育の充実等、国際交流の促進、それから日本と世界の相互理解の促進、国際的な人材育成という、そういった狙いがございます。その中の私たちは、外国語教育の充実という立場で、ALTを採用させていただいて、その目的に資するような施策を行っているということでございます。

したがって、ALTの活動の主たる内容は、学校や保育園現場での語学指導や子どもとの触れ合いによる、そういった異文化交流や多様性に触れるような機会の創出ということでございまして、なおかつ彼らのボランティアというところとあれですけども、奉仕的な前向きな取組によりまして、地域住民との交流というものを位置づけていますので、そういった立ち位置で、今、教育委員会としては取り組んでいるということを、まず最初にご理解いただければというふうに思います。

議員が申される国際交流等の促進につきましては、国際交流員という方を採用してのその目的に資する活動を、県や市町村レベルでできるという形でのそういった採用もできますので、本町としては、ALTとしての立ち位置で国際交流に関わっていただきたいということでございます。

町といたしましては、教育委員会が主催する英会話講座等、また今、企画しているのは国際料理教室のような交流会のようなものなんですけれども、教育委員会主催の企画につきまして、無理のない範囲でALTの皆さんにご参加いただき協力いただけるような、そんな形で取り組んでいきたいというふうに思っております。

なお、A L Tの皆さんには、皆さん非常に日本の文化とか風習や皆さんとの交流を望まれている方々ばかりですので、地域でのお祭りやイベント行事等については広く周知させていただきまして、よかったですこんなイベントがありますよと。また、地域住民の方との触れ合いの中で、誘われてそういった練習やイベントに参加してきている経過もございますので、その辺りにつきましては、A L Tの皆さんの主体的な自発的な関わり等を期待しながら、私たちが伴走支援をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（米山俊孝） 宮下議員。

○6番（宮下 明） お答えいただきました。

確認ですが、そうしますとA L Tの役割については、もちろん第一義的には学校現場、あるいは保育所の現場での国際理解といたしますか、英語を楽しむという、そういった環境づくり、それを学ぶということですが、私の理解では、J E Tプログラムの大きな柱のもう一つが国際交流というふうに理解しておったものですから、これだけの費用を使って、大勢の方が入ってこられて、そこは学校現場だけで終わらせる。非常にこれお互いにもったいないと思っていますね。

私も何人かのA L Tの方とお話をしましたけれども、もちろんボランティアかどうかは別問題ですけれども、「やっぱりせっかく松川町に来られたので、地域の皆さんとよく話をしたい」という方が大勢いらっしゃいました。

それを単なるボランティアでっていうだけで片付けていいのかどうか。やっぱり学校現場だけではなくて、やっぱり地域がそういったA L Tの皆さんたちを受入れる環境づくりをするためには、まず地域に入っていただくというコミュニケーションを取っていただくということがとても大事だと思うんですね。双方にとって大事だと思っています。

そういう意味では、この学校現場と地域というのは、両方同じぐらい大事なことだというふうに思っていますが、今の教育長のお話ですと、そこまで考えていらっしゃらないようでありますけれども、その点、もう1回確認させてください。

○議長（米山俊孝） 溝上教育長。

○教育長（溝上正弘） 先ほど申し上げましたとおりで、学校での勤務以外の取組として、教育委員会主催による住民向けの英会話教室がございますけれども、そういったもの、それから、今、企画しているものは国際料理交流会的なもの、いわゆる教育委員会が主催するような行事には、これは勤務として参加というよりも担っていただいて活動をして

いただくというふうに考えています。

議員がおっしゃられる地域住民との幅広い多様な交流につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございまして、そういう方向で「ぜひ積極的に触れ合い、皆さんと一緒に交流する場に参加したらどうでしょうか」と、「ぜひしてください」というふうをお願いをするという立場であり、これを勤務として命ずることは、現段階では考えていないということでございます。

夜間、週末のイベント等をまた開催したときの勤務につきましては、振替等を取りまして、きちんとそこは担保していきたいと思いますので、あくまでもALTは会計年度任用職員ということもございますので、その辺りの私たちのほうからの積極的なALTへの指示や参加要請等をするには、現段階においてはできない状況でございます。

○議長（米山俊孝） 宮下議員。

○6番（宮下 明） お答えいただきました。

現状の教育委員会としての考え方を確認できたかと思います。

これは、認識の違いといいますか、考え方の違いでもありますし、あるいは町の教育施策のことでもありますので、そういう方針で私たちも受入れをしていかななくてはならないと思うんですが、ご承知だと思いますけど、茨城県の境町っていう町がございまして、こちらの町は非常に全国的にも有名な町でありまして、ALTを、単なる英語指導助手としてではなくて、異文化理解を深める地域のパートナーとして、地域の国際化を担う人材として活用しているというようなことが言われています。「英語教育の充実が町の魅力向上につながり、子育て世代の移住促進ですとか、人口増加にも寄与している」というようなことも書かれておりました。

松川町も、今お話のとおり、教育施策での考え方は分かりましたけれども、ぜひまず町民、住民の皆さんが異文化の理解を通じて、多文化共生の地域づくり、共生社会という意味ですけれども、発展させるようなことを取り組んでいらっしゃるんですが、そういったところは将来的には、教育委員会の範疇の回答かもしれませんが、考えていらっしゃるかどうか、お答えいただきたいと思います。

改めてお願いいたします。

○議長（米山俊孝） 溝上教育長。

○教育長（溝上正弘） 議員がおっしゃられる事例につきまして、私も熟知しているところではございまして、将来的といいますか、今後はそういう方向性を模索する必要性は町としてもあるのかなと思いますが、現状この体制づくりをスタートさせた現状で、この初歩

の段階においては、初期の段階におきましては、ぜひ学校サイドの子どもたちの学びを主体にしながら、地域住民に無理のない形での範囲で交流会を設けさせていただいたりする中で、先ほど申し上げましたように、ALTの主体的な参画をお願いをしながら広げていきたいということは、同じ方向性を共有させていただいているかなというふうにも思います。

そういった面でも、今後の中長期的な展望については、今後しっかりと考えていかなければいけないというふうに思っておりますので、またいろんな実証事例を参考にさせていただいて、松川町にとってより良い方向性を探っていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（米山俊孝） 宮下議員。

○6番（宮下 明） お答えいただきました。

ぜひ、そういったところを私たちとしては、2つ大事な事項でございますので、並行して進めていただくことをお願いしたいと思っております。

また、来年度も新たに採用するような計画も伺っておりますけれども、その点、間違いないでしょうか。ALTの採用という意味ですけど。

○議長（米山俊孝） 溝上教育長。

○教育長（溝上正弘） 今後のことにつきましては、学校現場、それから取組の成果等を、先ほど申し上げましたが、検証しながら、どのようにしていくかということはまだ確定はしておりませんが、方向性といたしましては、ぜひ前向きに増員したり、また住民との交流云々ということで、先ほど申し上げました国際交流員の必要性があれば、そういった方を採用して地域住民との交流を活性化していくという、そういった施策もとれるかと思いますが、現段階ではまだ決まっておりません。ただ、前向きに検討をしながら、松川町の環境整備をしていきたいというふうに思います。

○議長（米山俊孝） 宮下議員。

○6番（宮下 明） お答えいただきました。

学校現場、あるいは保育所もそうですけれども、やっぱり英語に親しむということ、とても大事なことだと思います。私も基本的には、ぜひ進めていっていただきたいと思っている一人でありますけれども、そのためにはやっぱり地域、あるいは家庭ですね、家庭を含めた地域が、この事業をしっかりと理解するためには、どうしても地域との交流というのは、不可欠な要素だと思っています。子どもとともに親も学ぶ、地域も学ぶという姿勢では、もしそういう考えが少しあるんでありましたら、来年度に向けてぜひ

その点も強く打ち出していただいて、私たちもともに共有できるような異文化理解に向けて取り組んでいただければというふうに思っています。

そのことをお願いしまして、私の一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（米山俊孝） 6番、宮下 明議員の質問を終わります。

ここでお諮りします。

ちょっと早いとは思いますが、1時間ほど経過しておりますので、休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） それでは10時45分までということで休憩をとりたいと思います。よろしくをお願いします。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前11時43分

○議長（米山俊孝） それでは、お示ししました時間より若干早いんですけど、ご協力いただきましたので、一般質問を再開してまいりたいと思います。

◇ 米 山 郁 子 ◇

○議長（米山俊孝） 次に、11番、米山郁子議員。

○11番（米山郁子） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

今回は、住民の安心感を取り戻す防災DX対策と「公助」の再編について、質問させていただきます次第でございます。

まず初めに、ウェルビーイング指標の現状分析と課題認識についてお伺いしてまいります。

本町のウェルビーイング指標において、先日、防災面で極めて注視すべきデータが現れました。自然災害への備えの項目が、前回の64.2から39.9へと、わずか1年間で24.3ポイントも急低下いたしました。これは多くの住民の皆様が、日々の暮らしの中で、防災に対する強い不安を抱え始めているという、現場からの客観的なサインであると受け止めるべきでございます。

物価高騰や地域コミュニティのつながりの変化など、多様化する社会背景をいかにタ

イムリーに防災計画に反映させていくかが、今まさに問われています。町民の皆様が何らかの不安を感じているというこの現状について、町長はどのように分析し、受け止められておられるのかをまず伺いいたします。

○議長（米山俊孝） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 米山郁子議員の質問にお答えいたします。

ウェルビーイングの数値につきましては、単なるよし悪しではなく、個人の状態変化の気づきや傾向を把握するための羅針盤として捉えるものであると考えております。

数値の変化を不安の増大と捉えるのではなく、町民の皆様の防災に対する意識の向上と捉えており、近年の激甚化する気象災害や物価高騰といった社会状況の変化の中で、住民の皆様が、現状の備えで十分だろうかと、自らの暮らしを顧みた結果、今回の数値に表れたものと分析をしております。

○議長（米山俊孝） 米山郁子議員。

○11番（米山郁子） ただいま町長より伺いいたします。

「この指標は単なるよし悪しではない」ということで、「個人の羅針盤である」ということでございます。防災については、「住民の皆様の意識の向上である」というふうに今おっしゃられました。

そこでお伺いいたします。防災について、住民の皆さんが意識向上したのならば、本町の防災計画において、今回データとして現れた住民の結果に基づきまして、日々変化する生活実態のこういったデータを今後どのように具体的に結びつけて、施策の優先順位として判断していくおつもりか、町の見解を伺いたいと思います。

○議長（米山俊孝） 西浦課長。

○総務課長（西浦素之） お答えいたします。

今後の防災対策については、単なるインフラ整備等のハード面のみを追うのではなくて、この指標から見えてくる住民の皆様の心の備えや、日常の安心感といった主観的な実態をどのように計画に取り入れていくかが大切であると考えております。

そのような中であって、指標を施策を検討するサインとして受け止め、変化する住民の実態と向き合いながら、行政として優先順位を的確に判断していく、そうした住民の皆様が目線を合わせた防災行政こそが、今後の松川町には必要であるというのが、見解でございます。

○議長（米山俊孝） 米山郁子議員。

○11番（米山郁子） ただいまお答えをいただきました。

本当そのとおりですよ。住民の皆様の目線に合った施策を検討していく。そのとおりでございます。

それでは、次の質問についてお伺いいたします。

A I ・ D Xによる効率的な情報収集と住民連携についてでございます。

限られた行政資源や方策の中で、町民の安全を守るためには、既存の手法を維持するだけでなく、先進的なテクノロジー、科学技術を効果的に取り入れ、発想の転換が不可欠だと考えます。

そこで、約 4,400 世帯を対象とした双方向型防災 D X 調査の導入を提案したいと思います。

これは公式 L I N E や自動音声システムを活用し、全世帯の備蓄状況や、避難の課題を効率的に集計、把握する手法でございます。本町においても、このような手法の導入の可能性を検討されたことはあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 西浦総務課長。

○総務課長（西浦素之） デジタル技術の向上に伴って、様々なツールが出てきているということは承知しております。

ただ、現時点でそういった仕組みの導入やその調査といったところまで、具体的に検討するといった状況にまだ至っておりません。

行政から必要な情報を必要な人に届けるという点に関しては、防災無線やエリアメールなどのツールがありますけれども、個別の状況を継続的に把握する仕組みについては、今後の検討課題と捉えております。

D X の活用は大切な事柄かと捉えておりますけれども、費用対効果や自治体の規模に見合った内容等の検討が必要であると考えておるところです。

以上です。

○議長（米山俊孝） 米山郁子議員。

○11番（米山郁子） 先ほど、防災についてそのほかについても、「町民目線で向き合っているだけ」というお話をお伺いいたしましたので、まだこれから検討段階、検討にもまだ入っていないような状況でございますけれども、町は、広報等を通じて「家庭で何をどれだけ備蓄すべきか」という周知・啓発に努められております。しかし、その実態をしっかりと把握していないというのが現状でございます。そういった実態を把握していない、ただ一方的に「こういうものは備蓄してください」、「こういうふうにしてください」というだけでは、やはりその次の段階における行政の施策には至らないとい

うふうに考えております。

今、「財政状況もある」というお話でございましたけれども、事例としては、木祖村で導入されている「シン・オートコール」というシステムがございますね。これはやはりこういった木祖村単位で実施されている非常に良いようでございますので、こういった、これは情報収集するだけじゃなくって、情報も提供するっていうことなんですね。

実は、先日、私の住んでいる地域で停電がございました。そのとき、多分行政側へ町民の皆さんから電話が殺到されたと思います、どういうわけかと。その対応について、そのときどうされたか。それをちょっとお聞きしたいんですけれども、どう皆さんに説明したか。また、中部電力からこういった情報が入ってきたか。そういったことが今まさにできていないんじゃないか。私がこの質問をつくった時点で、つい先日、そういう状態に私、陥りましたので、この質問を考えてよかったなとつくづく思ったんですよ。ちょっとその辺を教えてください。

○議長（米山俊孝） 西浦総務課長。

○総務課長（西浦素之） 通告にちょっとなかったもので、細かいところまでは申し上げられない部分がございますが、土曜日の夕方に停電がございました。原因については、中部電力の機材の故障であるということで把握をしております。

当時、確かに停電が起こったときに、役場のほうへ問合せが来ておりまして、まだその段階では原因等分かりませんでしたので、原因が分かり次第ということで対応をしてきたつもりでございます。

その後、中電のほうから原因箇所が分かったというようなことで対応していただいて、2時間ほどした後で停電が復旧したということで報告を受けております。

町としましても、中電のほうの関係になりますので、原因とその状況については、周知等、図っていただけるものと思っております、確かに中電のホームページのほうでは停電があったということで掲載がされているのは確認しております。

原因等についてはこちらでも把握できておりませんので、また分かり次第、共有をしていただくような形でお願いはしておりますが、確かに今回そういった問合せがあった中で、役場としても中電のことになりましたので、把握しきれないところもありましたけれども、丁寧に対応はしたつもりでおります。

○議長（米山俊孝） 米山郁子議員。

○11番（米山郁子） 要するに、災害時に、やはり中電から連絡が来ない、連携がとれていない。そういったことが、本当に細かな課題だというふうに私は捉えますね。

例えばそのとき、実は日赤のところの信号機止まっていました。危険ですよ。そこを私も一応回って、どういう状態だかっていうふうに把握しに行って、止まっていた。皆さんきちんと安全運転してくださっているんですけども、やはりそういうところは行政が把握してできているかどうか、そういった細かいところは私は問題だと思う。

それで、やっぱり災害時って、この2時間で復旧するっていう問題じゃないんですよ。ですから、そういったところをやっぱりこういったDX・AIを使ったもう少し、先進的な取組っていうのも、本当に早速検討すべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（米山俊孝） 西浦課長。

○総務課長（西浦素之） まず、その土曜日の件に関しても、中電から連絡がなかったということではなくて、こちらとしてもしっかりと連携を図ったつもりで、対応をしたつもりでございます。一部、その土曜日の夕方ということで、人的な対応が難しい部分もあったかもしれませんが、きちっと連携を図ったつもりでございます。

そういった情報のツールに関しては、先ほど申し上げたとおり、今後の検討課題と捉えているところです。

○議長（米山俊孝） 米山郁子議員。

○11番（米山郁子） それでは、次の質問にまいります。

自治会未加入層のリスクと公助としての消防水利と、それから避難路の整備についてお伺いしたいと思います。

現在、本町の自治会加入率は約65%ですね。約3.5世帯に1世帯が地域コミュニティの防災ネットワークの外側にいるという現実があります。このいわゆる防災のつながりにおける空白地帯について、町は、どのようなリスク認識をお持ちでしょうか、お答えください。

○議長（米山俊孝） 西浦課長。

○総務課長（西浦素之） お答えいたします。

当町のリスクとして以下の点を認識しております。

まず、安否確認が遅れてしまうという点が挙げられます。自治会未加入者の方の家族構成や住所の把握が十分にできないというようなことで、災害時におけるコミュニティ内での安否確認が遅れてしまうということが考えられます。

また、自治会未加入者を含めた地域全体の消防力の低下というのが懸念されます。特に、災害時の初期対応の初動対応等が弱くなってしまいうのが考えられ、初期消火

や相互扶助の仕組みが機能しにくくなると考えております。

以上です。

○議長（米山俊孝） 米山郁子議員。

○11番（米山郁子） ただいまリスクは、認識されていらっしゃるということでございますが、そうすると、そのリスクを認識していらっしゃるの、それをその課題をこれからどういうふうに整理されて取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 西浦課長。

○総務課長（西浦素之） 具体的にどのような形は、まだお示しできるような状況ではございませんけれども、既存の補助制度や仕組み等を活用しながら、やっていくことになるかと思いますが、先ほど申し上げたような新たなツール等を活用しながら、そういった情報がとりにくい方、そういった方に対しても、きめ細やかな対応が求められていると考えております。

○議長（米山俊孝） 米山郁子議員。

○11番（米山郁子） 先日、2025年作成の「防災ハザードマップ」、大きいのをいただきまして、大変いい取組だというふうに思います。

それで、こういった冊子なんですけれども、そのときに配布されただけなのか。それ以降、例えば移住していらっしゃる方とか新築の方、それから借家に住まれている方、新しく来た方たちの対応というのはどうされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 西浦課長。

○総務課長（西浦素之） ハザードマップは、在庫がございますので、そういった方たちに対しても配布できるような形で対応しております。

○議長（米山俊孝） 米山郁子議員。

○11番（米山郁子） 配布できるような形で対応ではなく、届けに来たときにお渡しするということは考えてないわけですか。

○議長（米山俊孝） 西浦課長。

○総務課長（西浦素之） 当然そういった方がいらっしゃって、こちらのほうからお渡しするということもできますし、お問い合わせがあれば、きちっと対応してきているところです。

○議長（米山俊孝） 米山郁子議員。

○11番（米山郁子） きちんとお渡しすることが、空白地帯を埋めるという行動だというふうに感じております。

次の質問にまいります。

災害発生時ってというのは、倒壊等もありますけれども、松川町のように、家屋が密集している場合、火災が類焼するという恐れもございます。

そこでお伺いしますが、町全体の地上消火器、地下消火栓や防火水槽などは、現在どのように把握していらっしゃるのか。防災水利台帳というものがあると思うんですが、そういったもので管理されているのか。

それから、地上にある消火器などは、自治会や自主防災組織が点検・整備などを担っており、これは地域で持続可能な取組でございます。しかし、一方で、専門的な器具の操作や知識が必要となる地下消火栓や防火水槽の点検・維持管理は自治会の手にも負えず、地域に委ねることは困難であると判断せざるを得ません。この専門的な維持管理が必要となる地下消火栓や防火水槽の点検の現状について教えてください。

○議長（米山俊孝） 西浦課長。

○総務課長（西浦素之） 原則、町の補助制度を活用しながら、消火栓等は整備されておりますので、地上及び地下式の消火栓並びにその防火水槽については、その設置場所等についても、町のほうで把握をしております。

次に、消防水利の点検・維持管理の状況ですけれども、消火栓の点検・維持管理は、町また水道事業者によって実施をしております。

ご質問のあった防火水槽についてですけれども、確かに日常的な管理については、地元自治会の方にご協力をいただいております。ただ、任せきりということではなくて、当然、何かあれば役場のほうにご連絡をいただいて、職員が一緒になって対応しておるということをやっております。

また、消防団でも消防水利の見回りと点検を行っておりますし、地元からの要望に基づいて、防火水槽の排泥等のその維持管理についても協力をして対応してきているところでございます。

以上です。

○議長（米山俊孝） 米山郁子議員。

○11番（米山郁子） 点検についてお伺いいたしました。

調べたところによりますと、消火栓 574 基、防火水槽 124 基、それから自然水利 138 ヶ所ございます。これは町がきちんと管理されているということで、この台帳があるわけでございますけれども、その台帳の見直しとかってというのは毎年実施されているということでしょうか。いかがですか。

○議長（米山俊孝） 西浦課長。

○総務課長（西浦素之） 管理の方法は、紙ベースですか、データで管理するかっていろいろあるかと思いますが、少なくともデータの管理につきましては、随時更新を図っているものと認識しております。

○議長（米山俊孝） 米山郁子議員。

○11番（米山郁子） 今、紙ベースとデータベースということで管理していらっしゃるということでございますけれどもね。

最近、気候変動に伴いまして、やっぱり今後の水不足によって消火活動が難しくなる事態も想定されます。ですから、行政が責任を持って水利をある程度機能させておくことが、最低限の「公助」として不可欠だというふうに思います。

これら地下水利の確実な把握と、今後の見通しですかね。今度、防災水槽も増設していくような報告を受けておりますけれども、やはり、例えば今回、土地開発公社が取扱ってるような、また新しい住宅街っていうものができた場合のやっぱり取扱いっていうのは、どのように考えられているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 西浦課長。

○総務課長（西浦素之） 先ほど答弁したとおり、消火活動に必要となる水利等については把握をしておる状況でございます。維持管理についても、これまでの管理方法を継続することで水利の適正管理をしてまいりたいと思っております。

更新計画につきましては、現在具体的な計画ということはありませんけれども、地元からのご要望に迅速に対応していくことで、水利が不足する事態を招かないように対応していくつもりでございます。

また、新規の設置に関しては、こちらでもその宅地造成の状況、住宅の建築状況っていうのは把握できる部分でございますので、そういった状況を鑑みながら、地元と連携を図って、必要かどうかっていうところ、当然管理には先ほど申し上げたとおり、地元の協力が必要になりますので、そこら辺を協議しながら設置の検討をしていければと考えているところです。

以上です。

○議長（米山俊孝） 米山郁子議員。

○11番（米山郁子） ぜひとも、先手先手に対応していただくのが住民にとって安心なんです。やっぱり行政側がこれだけ私たちのことを気にしてくださるっていう、そういうことが、住民の安心感につながるというふうに考えます。

それでは、次の質問に移ります。

有事の際、自治会未加入者も含めた全ての住民が安全を確保するために、ハード・ソフト面での基盤が必要です。

水利情報に加え、例えば土砂災害警戒区域等を回避し、高齢者や要支援者が安全に避難できる町推奨の避難ルートは、現在整備されているのか。また、整備に向けた長期的な計画はあるのかお伺いいたします。

○議長（米山俊孝） 西浦課長。

○総務課長（西浦素之） まず、要支援者の避難の関係ですけれども、現在、保健福祉課と総務課が連携して整備を進めております個別避難計画の中で、ルート等が検討できればというふうに考えております。

そのほか、高齢者の方、一般の方の避難に関して推奨する避難ルートを町が指定するということは、災害の状況や個々のお住まいの状況などが多岐にわたりますので、今すぐお示しできるというところまでは難しいのではないかと判断しております。

まずは、地域の災害リスクと避難場所を参考に、安全な経路をご自身でご確認いただくというのが、まずは大事ではないかと考えているところです。

もちろん、行政として地域任せにすることなく、必要な情報を提供すること、先ほど申し上げたハザードマップの提供、またそういったものを適用することや、防災訓練を通じた意識づけ、避難ルートを地域と一緒にになって検討していくきめ細やかな対応をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（米山俊孝） 米山郁子議員。

○11番（米山郁子） これ非常に大事なんですね。やはり「避難路は自身で確認してほしい」っておっしゃいましたけど、大雨による土砂災害や、例えば、地震時にブロックが倒壊して道路が狭かったりとか、倒木が倒れてしまって塞がれてしまうということは、ある程度想定できると思われれます。考えられますよね。巡回して見て回ればここは危ない、絶対危ない。だから、この道路は何としても避難、災害時には最小限に通れるようにしておかないといけない。だって、そういった計画をなぜ立てれないのか、少しちょっと理解できないんですけど。やっぱり最低限の「公助」、それこそがそうだと思います。なので、長期的な避難路のそういった、せめて整備、ここが悪いとか、この辺がどうも危ないぞっていうところはどうなんですかね、そういう考えはないのか、ちょっともう1回お聞かせください。

○議長（米山俊孝） 西浦課長。

○総務課長（西浦素之） 日常的に使われている道路等であれば、例えば、通学路であったりとか、道路管理の中で把握できているものと思っておりますので、そういった中で必要な場所に関しては適宜対応していくものと考えております。

災害に向けた確認というよりは、日頃の点検の中でそういったものを把握できると思っておりますので、そういった中で、危険箇所があれば、どのようにそれを手を加えていくのかっていうのは、日常の中で考えていけばいいのかなというふうに思っております。

あくまで防災担当とすると、ハザードマップ等でお示しをできる情報、そういったものを提供していくということで、個々の危険箇所というところに関しては、これに関して特化して点検等は、日常的にできるものではないかもしれませんが、日ごろの役場の管理の中でやっていければなというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（米山俊孝） 米山郁子議員。

○11番（米山郁子） やはりどこをどう通ったら避難できるかって、そういうところはあらかじめ予想していく必要があるんですね。

皆さん、机上訓練で多分「この箇所は土砂崩れになったら、ここは通れないから、こっちを回って行って救助する」そんなような訓練をされているはずです。ですので、やっぱりそういったところは計画的に今後、道路整備、日常的にも同じ考え方なんですけれども、そういったところは、こういった訓練の中でどういうふうに捉えていってきっていたのかをお伺いしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 西浦課長。

○総務課長（西浦素之） 具体的に町のほうで推奨ルートっていうところはお示しはできておりませんでしたが、これまでも防災訓練を町のほうで主催して行う際に、地区の公民館であったりとか、自治会の会所のほうへご集合いただくような段階で、それぞれのご家庭で確認をいただくということを、まずはやっていただいているかと思います。

そういった状況でございます。

○議長（米山俊孝） 米山郁子議員。

○11番（米山郁子） それ本当に、そういった避難経路、シミュレーションするっていうのがすごく大事なことなんですね。

そうしたときに、初めて実際に災害が起きたときに、それが生かされるわけですので、

今後、そういった住民向けの対策も計画していただきたいというふうに思います。

今まで細かな質問をさせていただきました。総括としまして、情報伝達の実効性と、「公助」が果たすべき最低限の役割ということで、これまで町では広報活動や地域防災計画の手法を使って住民に知らせてきていただいておりますけれども、現在の複雑化した住民生活においては、非常に不安を感じておりまして、冒頭、町長がおっしゃられたように、防災意識が高まってきております。

そういった中で、やっぱり行政のやるべきこと、最低限の「公助」というものが必要ではないかというふうに思いますので、こういった住民の皆様の不安感をやっぱり払拭するような計画性のある取組、それから情報が届いてない層への情報のアプローチ等、再度、町長にお伺いしたいと思います。いかがでございましょうか。町としてどのように対策・検討されていくのか、最後にお伺いいたします。

○議長（米山俊孝） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 今、総務課長のほうでお答えしてきたものが全てだと思っておりますけれども、町といたしましては、地域の防災士の育成にも取り組んでおりますし、また、昨年は防災訓練も冬の訓練ということで2月にも行っております。

先日、国土交通省の天竜川の流域におけます大規模災害の訓練を行いましたけれども、この際に、町が行ってきたこのロードマップであったり、それから危険箇所であったり、そういったものを含めて、対応がある程度可能だということが確認できましたので、しっかりその辺りは、町としても町民の皆さんにもお伝えしてまいりたいと思いますし、また、その中でもお話ありましたけれども、やはり避難ルートの一つとってもそうですけれども、約4,500世帯の皆さん、それぞれ避難ルートございますので、自分ごととしてまず捉えていただけるような講演会であったりとか、意識づけというのは、町のほうはしっかりとしていかなければいけないなと思っております。

その点について、全て町ができる部分ではないので、その辺りは地域の皆さん、そして個人の皆さんとともにつくってまいり、安心できるまちづくりに進めてまいらなければいけないなと思っております。

○議長（米山俊孝） 米山郁子議員。

○11番（米山郁子） 今、大変心強いお言葉を町長からお伺いいたしました。

ぜひとも、こういった思い、それから町の取組をぜひとも、町民の皆様に理解していただくよう今後情報を伝えていっていただきたいというふうに思う次第でございます。

これにて、私の本日の一般質問を終了といたします。

○議長（米山俊孝） 11 番、米山郁子議員の質問を終わります。

◇ 松 井 悦 子 ◇

○議長（米山俊孝） 次に、13 番、松井悦子議員。

○13 番（松井悦子） それでは、よろしくお願いいたします。

女性相談支援員の配置ということについて、質問をさせていただきます。

2024 年の 4 月、国は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、困難女性支援法を施行しまして、女性相談支援員の配置を都道府県には義務とし、市区町村には努力義務というふうにいたしました。

松川町は、未配置だと思いますけれども、この国の法制度との整合性について、どのように考えておられるのか、まず伺いをしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（米山俊孝） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 松井悦子議員の質問にお答えいたします。

議員言われるとおり、法制度との整合性につきましては、法律において、市町村は努力義務とされております。

当町といたしましては、住民に最も身近な自治体として、悩みを抱える女性が孤立することなく、必要な支援へ適切につながることは、極めて重要な責務であると認識しており、包括的かつ専門的な支援に努めているところでございます。

○議長（米山俊孝） 松井議員。

○13 番（松井悦子） 国がなぜここにきて、このような取組をするのかということですね。

それは、「女性の人権を守り、自立を支える社会にしたい」という願いが、思いがあるわけであります。

日本は、ジェンダー平等の世界順位というのが 118 番目、これちょっと若干年によって移動しますが、大体ひどく下のほうということでもありますね。

DV や性暴力、母子世帯の貧困、そして嫁姑問題などの家庭内の問題、それから学校や職場での問題など、子育てなどで生涯年収の低さからくる老後の女性の貧困、これも今、盛んに言われておりますけれども、そういったことで女性が理不尽な立場に置かれることが多々あるわけでございます。

これには、つい 80 年前までは、戦前の法律によりまして、不平等な立場に置かれ、女性には選挙権もなかったという、そういった歴史もあって、これがなかなか 1 代や 2 代

では国民の意識は変わらないという、そういったことが女性蔑視の考え方、そういったものにつながり、今に至っているという背景があります。

そこで、女性であるが故に起こる問題を、草の根から全国の基礎自治体からじわじわと対応をして解決していくことが女性の人権を守り、ひいては日本のジェンダー平等度を上げることにつながるというのが国の目指すところだと思います。

しかし、現状は、様々な困難があるにも関わらず、誰に相談をしたらよいのか、相談しても仕方がないことではないのかといったように、我慢をしている女性が多いということは事実だというふうに思います。それで、国もこういった法律をつくったということだと思いますが。

そこで伺いますけれども、町の女性問題についての取組は、状況はどうかと。取り組んでいるのかいないのか、ちょっとそういったことはあまり今までお聞きをしていなかったもので分からないのですが、相談があるのかないのか。あるとすれば、誰が担っておられるのか。現状、事例などを具体的にお聞きをしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 塩倉保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 松川町におけます現在の体制につきましては、「女性相談支援員」という名称の専任職員を配置しておりませんが、令和6年度に設置しました重層的支援体制整備事業とこども家庭センターで補完しており、所属職員を兼務ではありますが、「女性相談支援員」の位置づけとしております。

日々の包括相談窓口等の既存の相談業務の中で、女性の皆様が抱えるDV、生活困難、家庭内のトラブルなどの様々な相談を、必要に応じて関係機関と連携しながら受付けております。

議員のおっしゃるような具体的な事例なんですけれども、DV、家庭内の不和による不安、隣人トラブル、本人の精神的な不安など、様々な問題が相談されているのが現状でございます。

○議長（米山俊孝） 松井議員。

○13番（松井悦子） ただいま説明をいただきました。

そういった「重層的支援体制の中での取組だ」というようなお話でしたけれども、相談があった場合、例えば緊急保護をしなければならないといった場合、シェルターなんかに誘導すべき事案だと判断した場合とかですね、家庭に入って話合いが必要だったりだというような場合もあると思うんですね。

この相談について、どのような関係機関とも連携をとる必要もあると思いますが、そ

ういった体制はできているのかどうなのか、その辺りをお伺いをしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 塩倉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） DVなどの対象者の身に危険が及ぶ事案については、長野県の女性センターと連携いたします。保護・避難などの支援をいたします。

また、不安に対しての相談につきましては、継続支援と捉えておりまして、月1回の面談を設け、傾聴しまして、不安解消となる具体的な方法を助言したりいたします。相談相当に困難さが現状でございます。

以上です。

○議長（米山俊孝） 松井議員。

○13番（松井悦子） 特に、とりわけDVなんかの場合ですと緊急性があると思うんですね。

もう今すぐについていう場合もあると思うんですが、そういったときの対応については、準備ができていますのでしょうか。

○議長（米山俊孝） 塩倉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） はい、準備ができております。

○議長（米山俊孝） 松井議員。

○13番（松井悦子） ちょっと具体的にお願いします。

○議長（米山俊孝） 塩倉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 重ねての答弁になりますけれども、女性相談センターに相談いたしまして、避難できるシェルターの確保をお願いしたりとか、そういうような手順を踏んでおります。

○議長（米山俊孝） 松井悦子議員。

○13番（松井悦子） そうすると、例えば夜間とか、そういった場合も対応をしなければならぬ場面があると思うんですが、そういったことはその機関のほうに緊急的に通報をして、対応しておるということで、そういうことですか。

○議長（米山俊孝） 塩倉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） ご本人の身に危険が及ぶという事案に対しては、例えばその女性センターに連絡がつけられなくても、職員の知恵を使って避難の場所をどこにするかとか、そういうようなことは検討ができるというふうに思っております。

○議長（米山俊孝） 松井議員。

○13番（松井悦子） 専門的な知識、こういったものが必要なのかどうなのかっていうことなんですが、人員は足りているのか、それから解決に向けて今まで困難だなというふう

な、大変困難だと思うような、そういったような感じられた、そういった場面があったのかどうなのか。そういったことをちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 塩倉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 相談の人員というのはいくらおっても足りないぐらいだというふうに思っていますけれども、人員を増やせば増やすだけ深く関わりが持ててしまうので、むやみやたらに人員を増やすということは考えられないというふうには思っております。

ただ、現在、先ほど申しましたように、重層的支援体制の下の福祉係に社会福祉士を2人、それからこども家庭センターに社会福祉士1人と、それから心理士2人を抱えておりますので、十分な体制は整えているというふうには思っております。

また、解決困難の事案、問題に直面することも多々ございますので、特に家庭内の不安などは個人の心情や家族間の方針が複雑に絡み合っておりまして、相談者本人が望む形と、家族の意向が相いれないケースというのは多くございます。こういうものは実情でございまして、傾聴して、ご本人の心が軽くなるというようなところまでは、ご相談に乗れるかなというふうには思っております。

○議長（米山俊孝） 松井議員。

○13番（松井悦子） 問題を抱えている当事者の女性は、自分自身の被害や困難を自分のせいだとか、人に話すのは恥ずかしいとか、また、いろいろなトラウマですとか、精神的な虐待によるトラウマ、それから説明の難しい状況というのもあります。もう複雑すぎて一言や二言では説明できないと。そういったことで相談者が相談内容を言語化できないという、そういったような事例もあるというふうにお聞きをしております。

相談を受ける側の体制、今、「十分だ」というふうにおっしゃっていましたが、何をもって十分なのか、ちょっとそこが少し疑問に思いますが、スキルの限界ですとか、それから人手不足っていうか、その専門性ですね、専門的な方がおられないという、そこが国もそれを指摘をしておるわけでありまして、人数が何人いたからとか、関われるからとか、そういうことではないような気がいたします。

そういったことが先ほど申しましたように、女性が相談をしてもいいんだ、相談をする、しよう、そういう行動まで起こらない、なかなかそこを起こせないというその問題があるわけですね。

今、おそらく相談があるのは表面化してきた部分だけであって、その裏にたくさん問題を抱えている女性がたくさんあると。これがいわゆる取りこぼしというか、相談さ

れない部分だと思うんですが、そういったことで深刻化してしまう可能性があるんじゃないかというふうに思っています。

そういったことに対して思いをはせるというか、そういった相談をされない部分に関しての何か感じておられることはございませんか。

○議長（米山俊孝） 塩倉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 今、松井議員がおっしゃったような相談に上がってこない、表面にされないっていう方の取りこぼしっていうものについては、町に来ていただけない限り確かに分からない。家庭のそれぞれのところに行って、何かお困りごとありますかというような御用聞きみたいなことはできておりませんので、そこはそういうリスクはあるかと思えますけれども、表面化したときには、必ず皆様の伴走者としての立場を明確にして、傾聴して支援したいというふうに考えております。

また、深刻化のリスクについてなんですけれども、日々の相談の中に常に深刻化する事案があるということは念頭に置いております。特に、虐待事案だとか希死念慮については、定期的な見守りを続けていかなければなりません。相談窓口を広く設けておりますので、相談内容を職員間での共有化もしておりますし、女性問題っていう専門家はなくても、先ほど申しましたように、それぞれの勉強を積んできた専門家がございますので、皆の知恵を出し合いながら助けて、伴走できればというふうに考えております。

○議長（米山俊孝） 松井議員。

○13番（松井悦子） 一生懸命やっておられるということは分かります。

ですが、やはりなかなか相談に行き着かないという女性の方もおるのではないかと。こういった取りこぼしを防ぐために必要なことはどうなのかというふうに思います。

いくつか例を挙げますが、アウトリーチで支援につながらない女性を発見するとか、それから相談窓口はまず知らない。役場で言っているのかどうなのか。警察はどうもよく言われますけれども、事件が起こらないと対応してくれないというようなことありますよね。相談をどこ行って相談をしたらいいのか、誰が対応してくれるんだ、不安ですよ、普通は。

そういったことで、相談員の専門性の向上、これも必要だと思います。本当にその人が専門的に対応してくれるんだという人が、役場へ行けば対応してくれるとね。そういったことに対する見解はいかがでございませうかね。

○議長（米山俊孝） 塩倉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） そうですね、重層的な相談窓口、包括的な相談窓口というのは

常に開いておりますので、安心して町に来ていただければというふうに思っております。

○議長（米山俊孝） 松井議員。

○13番（松井悦子） ここまでいろいろお伺いをしてまいりましたが、支援が必要な女性の特性や、それから相談を受ける側の体制については、やはりこの複雑かつ深刻な女性の問題を支援して解決するには、国が求めているとおり、専門的な支援員の配置が必要だと私は考えます。

今現在も苦しんでいる女性がおられるということを考えると、一刻も早く手を差し伸べてあげたいというふうに思います。

早期に支援員の配置に向けて取り組んでほしいと思いますけれども、その予定についてはどうなのでしょう、お伺いいたします。

○議長（米山俊孝） 塩倉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 先ほども申しましたが、福祉係やこども家庭センターの職員に専門家、専門職員というのがありますし、さらに外部の委託で「ハナブサハウス」だとか、そういうようないろんな相談窓口を設けております。非常に専門性の高い相談体制を構築できているというふうには考えております。

女性支援については、単一の担当者が抱え込むのではなく、これらの複数の専門職がチームとして連携いたしまして、事案によっては保健師も加わることができますので、事情を共有しながら、多角的にバックアップする体制こそ、現在の松川町において最も迅速かつ確実に課題解決へ導ける形であるというふうに判断しております。

したがって、現時点において、新たな専門職を配置する予定はございませんが、既存の専門職が持つノウハウを相互に生かしながら、支援の質をさらに高めることに注力していきたいというふうに思います。

○議長（米山俊孝） 松井議員。

○13番（松井悦子） 「既存の相談体制で対応が可能だ」というふうなご答弁でございました。

しかし、先ほど来、申ししておりますように、女性の問題は大変複雑化しておりますので、そしてまた、深刻化が進んでおるわけでありまして、当然、それは国もそう思っておるからこういう方針を打ち出しておるわけでございますね。

表面化をしていないだけ、また相談に至っていないだけであって、これは松川町だけが問題のない例外的な町というわけではないと思います。専門の相談員に相談できると分かれば、相談件数も増えてくるような気がいたしますが、そんな点、どのようなふ

うに思っておられますか。

○議長（米山俊孝） 塩倉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 繰り返しになりますけれども、相談員1人に負荷を集中させるよりも、複数の専門家がそれぞれの専門領域を生かして、チームで支えるという長期的な支援においても、情報の途絶を防ぎまして、安定した伴走ができるというふうに考えております。

○議長（米山俊孝） 松井議員。

○13番（松井悦子） そうしますと、今おっしゃったようなお話は分かりますが、国のこの困難な問題を抱える女性の支援に関する法律では、自治体に相談支援体制の強化を求めているわけでありまして。

松川町が女性相談支援員を配置しないという判断は、現在取り組んでいるということではなくて、新たに女性相談員を配置をしてくださというふうに国は求めているわけですが、この国の方針にはどういうふうに対応されるおつもりでしょうか。

○議長（米山俊孝） 塩倉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 先ほども申しましたけれども、もう既に3名の兼務職員として、女性相談員としての任命をさせていただいております。

○議長（米山俊孝） 松井議員。

○13番（松井悦子） その問題は、そういう方も相談を受ける方がいますよということなので、女性相談支援員という、そういう専門的な方が必要だというふうに国のほうでも言っているわけですね。そこの辺の辺りが随分、町の考えと違っているなというふうに思うんですが。

では、その今の現状で、体制で、そこの相談体制に関して十分であるのか、そこら辺ですね。今後まだ改善したり、現行体制を改善したりして、町民の安全・安心を守っていくというのが行政の務めだと思いますけれども、その辺りしっかり確立できるお考えがありますか。

○議長（米山俊孝） 塩倉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 繰り返しになりますけれども、専門性の高い社会福祉士とか、心理士、それから保健師等、女性相談員になれる国家資格を持っている職員は多くおりますので、その職員がスキルアップすることによって女性相談についても十分にお答えできるということで、現在の女性からの相談についても、毎日のように相談に乗っておりますので、伴走させていただいているというふうにありますので、人はいくらいても足

りませんけれども、そこを重層の支援体制だとか、こども家庭センターの中で、また保健予防係とチームで組みながら十分できているというふうには考えております。

○議長（米山俊孝） 松井議員。

○13番（松井悦子） 私、よく個人的にも保健福祉課のほうへいろいろな用事があって、伺いますけれども、非常に皆さんいろんなお仕事を抱えておられて、それで次々に、次々というような言い方おかしいですけれども、そのたびメンバーも変わられたり、それから対応してくださる方も変わられたり、やはり何かを相談する立場にしますと、この人がやってくれるんだっていう、そういうなんていうんですかね、安心感というか信頼感というか、そういったものも、チームでやっていただくのもまたそれも一つの方法かと思えますけれども、女性の立場とすると、本当にもう極限まで落ち込んでいるという状況で相談をされた場合に、やはり本当に一対一で静かに相談ができるという、そういうこともまた必要ではないかなというふうに私は思います。

受入れ側が体制ができてからとか、そういうことではなくて、女性の心情にしっかりと沿ったものに、沿った相談ができるかどうかということだと思うんですね。

その立場になってみないとなかなか分からないかもしれませんが、その女性に対する深いなんていうか、深い意味での思いやりというか、思いをはせるということが必要ではないかなと、そんなふうに思います。

いろいろ伺ってきましたけれども、町の人口の半分である女性への支援について、住民福祉の充実ということで、これは不可欠だと思います。

今、町がおっしゃったような状況では、受け付けるけれども、それは行政として務めを果たしていると。そういうことで、何となく本当に女性に寄り添っているのかどうかということについては若干疑問があります。町が女性に対して施策を講じる気持ちが薄いのではないかと、そんなふうで、誠に残念でなりません。

最後にもう1回お聞きをいたしますが、この女性相談支援員の配置について、今のところ配置しないというふうにおっしゃっていますが、これが配置しないという結論ありきではなくて、町民の安全と支援の質を最優先にするということで、今後改めて検討するという考えがないか、ここのところ、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（米山俊孝） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 今、議員おっしゃられた「町が女性の問題に対して親身になっていない」というお言葉をいただきましたけれども、町としてはそのようなことは一切思っておりません。

先ほども課長も申したとおり、松川町は他の町村に比べますと、専門員を絶対数、配置を多くしております。福祉係に社会福祉士2名、それからこども家庭センターにも、社会福祉士1名、心理士2名ということで置かせていただいておりますし、兼務もかけさせていただいております。

そして保健師もしっかりと配置する中で、この1万2,000人弱の規模でこれだけの専門職を配置している町はないと思っております。

毎日のように確かにご連絡もいただいたりとか、相談業務に乗っております。

国が定めるところによります町村においては、努力義務ということになっている点に関しては、町村では、その対応が専門職を置く対応ができないというのは国も認めていることだと思いますし、今、保健師を置くことも難しい町村も出てきております。

その中において、しっかりと町は対応してまいりたいと思いますし、その先、どうしてもそこまで行けない場合であれば、もう医者につなげるとか、そういったところまで実際のところ行っているところでもあります。

議員がこの課題について強く求めていらっしゃることを、重々承知できますけれども、現在やっておりますこの事業を、町としてはしっかりと情報発信もしながら、町内の女性の皆さんが相談しやすい環境は整えてまいりたいなと思っております。

また、具体的なお事案等をお持ちであれば、ぜひ保健福祉課のほうへご連絡いただければ、対応させていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（米山俊孝） 松井議員。

○13番（松井悦子） ありがとうございます。

このいわゆる国が求めている女性相談支援員については、特別な資格はいらないと。要は、熱意があって、一生懸命女性のために働きたいという方であれば、「特に資格はいらない」というふうに国も言っておりますので、人選の中でそういった志のある方がいてくださって、任務についていただけるのが私はいいいのかなと思いますが、また今後の課題としてどうかよろしくお願いをしたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（米山俊孝） 13番、松井悦子議員の質問を終わります。

ここでお諮りしたいんですけど、12時までの残りの時間が1人分の質問時間を割ってきておる状況でございますので、ちょっと次の方、確実に継続できないという状況でありますので、ここで大変申し訳ないですけど、休みにしたいと思うんです。休憩をと

りたいと思うんですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(米山俊孝) よろしいですか。

それでは1時再開ということで、次の方は米山義盛議員です。

よろしくお願いいたします。

休 憩 午前11時46分

再 開 午後 1時00分

○議長(米山俊孝) それでは、お示した時間になりましたので、一般質問を続けてまいります。

◇ 米 山 義 盛 ◇

○議長(米山俊孝) 9番、米山義盛議員。

○9番(米山義盛) それでは通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

4月、新年度始まってから2ヶ月半が経過しました。人事異動によって新しい職場について行き追々やっておられる方もおられますでしょうし、新しい職場になかなか馴染めずに悩んでいる方もいるかもしれません。

人事異動というのは、確かに辞令に基づいて、新しいいろんな思いで松川町のために仕事をしたいということで、役場に勤めてくださっている方々が、替わっていった新しい職場とか、いろんなこんな思いを、こんな仕事をしたいというふうに思いで入ってきた方、いろいろな方がおられると思います。

質問の要旨を読み上げます。

人事異動について、辞令前の手続きの中で、職員の希望がどのように、どの程度反映されているのか。そして、組織内部の事情や慣例が優先されてしまうことが多いのか、お聞きいたします。

職員の中には、資格を取得し、専門的な分野の中で、職責を全うしたいと考えている職員や、特定のキャリアの中での適性を発揮して飛躍する職員もおり、その方々にとって不本意な人事異動は仕事のモチベーションの低下に直結するものです。

役場の業務が多岐にわたる昨今、職員個々の希望だけでは組織の運営が成り立たないことも十分に理解できますし、組織人としては、人事の決定に従う義務があることも理

解できます。しかし、一部の職員が仕事へのモチベーションを失うような人事は、職場全体の士気にも少なからず影響することも事実です。

人事においては、可能な限り職員の希望を聞き入れるほか、適正などを総合的に判断し、業務の継続性、専門職と総合職との仕分けを行うなど、きめ細かな人事配置を行うべきだと考えますが、このことについて町長、総務課長の見解を伺います。

今、読み上げたとおりでございます。それぞれの職場で新しい職場につき、新しい職場で頑張っている人もいるだろうし、なかなかどうしていいのかって悩んでいる方もおられると思います。

今の人事異動が始まって、4月始まって2ヶ月半の中で職場の皆さんの状況はどのようなものかということで、町長に伺いたいと思います。

お願いします。

○議長（米山俊孝） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 米山義盛議員の質問にお答えいたします。

まず、4月以降の人事異動によります配置について、それぞれの職場で職員の皆さんがしっかりとその責務を全うしていただいていると思っております。

職員の人事異動につきましては、毎年実施しております自己申告異動希望調査や人事評価、個別の面談を通じまして、職員一人ひとりのキャリアプラン、現在の職務への適性等を把握した上で決定をしているところです。

また、各課の事業推進体制をどう整えるかという観点も重要でありまして、町政課題を解決するため、総合的に判断をしておるところでございます。

○議長（米山俊孝） 米山義盛議員。

○9番（米山義盛） ご答弁いただきました。

この抽象的なことでございますので、なかなか一般的な人事の動きのことについて、個々のことについて、なかなか触れることは難しい分もあります。

しかし、例えば専門職、栄養士ですとか、学芸員ですとか、そういった専門的な業務をしたいということで、就職してきた方々の思いというのが、どのように反映されているのかということでお聞きしたいと思います。

あわせて、例えば個々のことになりますけれど、昨年の公民館人事の中で、地域共生係を発令して公民館の中に一緒にしましたが、そういったことについて1年で異動になってしまうとか、そういったようなことが非常にあると思います。そういうようなことで、いわゆる職務の業務の継続性という点で、急にこういう配置換えがあるというよう

なことは、非常にやっぱり業務が、遂行する上で支障にならないかというふうなことで懸念がありますが、その点いかがでしょうか。

○議長（米山俊孝） 西浦総務課長。

○総務課長（西浦素之） 最初に、専門職の思いをどういうふうに酌み取っていくのかというご質問でございますが、当然専門職ということで採用されているところですので、その仕事がメインになることは当然でございます。

ただ、現在、昔と違って、専門職とはいえ、行政専門職ということになりますので、時と場合によっては、専門職以外の部署へ異動するということもあり得るということで、募集をさせていただいて、それを理解した上で採用していただいているという理解でございます。

ただ、かといって、思いを全く無視してということではなくて、総合的に判断をして、異動が必要であれば配置替えもあり得るかと思います。

組織的には、例えば同一の部署への長期的な固定化を防ぐということで、組織の硬直化を避けること、不正防止や組織の活性化を図るという意味合いもございます。職員一人ひとりの成長の機会と重要な役割を担っていると思っております。

また、1年間で部署が変わったりということも、場合によってはあろうかと思えます。町の町政の施策の推進の仕方、重要政策をどう判断していくかっていうことを理事者を中心に判断をする中で、今ある人材をどう配置していくのかっていうことの中で、配置換えが起こるということはあるのかなと思います。

なお、今年も4月以降、配置換え等、組織が新しくなった中で、課長会議の中で理事者のほうから、「職員の様子を課長の皆さんのほうにしっかりと把握するように」というような指示がある中で、そういった議員申されるような、モチベーションが下がるような職員がいれば、そこに関してはしっかりフォローしていくものと考えの中で対応してきているところでございます。

以上です。

○議長（米山俊孝） 米山義盛議員。

○9番（米山義盛） ご答弁いただきました。

人事異動の中で、いろいろ仕事をしていく中で困難をきたすとか、職員のモチベーションの維持とか、その業務を遂行していく上で、職員の皆さんのやっぱりやる気、生きがい、やりがいとか、そういったことに常にケアする、いなしながら進められているということでございます。そういう答弁を伺いました。

人事のことについてこういう形で聞くっていうのは、なかなか非常に私のほうにとっても困難な部分もあります。ただ、いろんな例えばでございますが、例えば松川町の公民館活動を担われた松下 拡先生の事例があります。今、松下先生のことを絞って、「松下先生と社会教育実践」というふうな、単行本の本をつくる準備を今して、各方々が打合せしながら準備を進めていきます。

松下先生が松川町の公民館活動を担われたというふうなこと、私自身も卒業論文で社会教育のことを学んで、松下先生の取組をこの卒業論文にいたしました。松下先生が松川町で取り組まれた公民館活動、これ非常にやっぱり評価できるものがあるかと思います。

そういった事例が全てではないにしても、当時そういう形で松下先生が社会教育活動をずっと取り組めることを松川町として進められたというふうなことがある中で、そういったことを考えますと、こういう今のような形での人事異動の在り方、その「総合性に判断して取り組まれる」という、今、総務課長の答弁ございましたけれど、長い目で見て、松川町の仕事、職場、そういったものについて、当然個人の思いだけではできない部分はありますけど、例えば地域共生の問題であるとか、今の当面する重層的支援の課題とか、様々な問題がある中で、そのスムーズにやっぱり進めていく。あるいは、その業務の継続性を持って進めていくためには、それなりのやっぱり勘考というか方向性を持った人事を考えていく必要があるように思いますが、その点ではいかがでしょうか。

○議長（米山俊孝） 西浦課長。

○総務課長（西浦素之） 私も松下先生の考え方には賛同しておりますし、私も公民館という部署にいたわけではありませんが、先生の考え方というのは尊重すべきことだと思って仕事に取りかかっております。

特に、先生は、公民館にこだわっているということではなくて、公民館におけるそういった活動の考え方を職員に持ってほしいということで活動されているというふうに思っておりますので、部署に関係なく、先生の考え方は大事なことだと思っております。

それを踏まえた中で、私たちは公務員で役場の職員ということでもあります。専門職、総合職という区分なく、まちづくりの専門家として地域のために、どの部署であっても、その職務を全うするということが大切ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（米山俊孝） 米山義盛議員。

○9番（米山義盛） ご答弁いただきましたが、その松下先生、社会教育ということが、社会

教育が一部の公民館活動の一部のセクションにとどまっているのではなく、役場の業務全体が住民との生活、住民の福祉向上、生活向上のためにあるということで、今、住民自身の一人ひとりの人たちが、自分自身の生きがいとか、思いとか、願いとか、そういったものが日々の生活の中で実現できる、そのためには行政、社会教育も含めて、松川町の役場行政がどうあるべきかということが問われていますし、そういった点を職員の皆さん方も常に考慮しながら、住民の願い、思いを反映できるような形で、行政の役割というのが進められていくべきものだというふうに思います。

そういう中であって、職員の方々の思いもそれにつながるような思いとして、続く継続してもらおうというふうな、職務が継続できるような形で人事の在り方ということを求めていると思っています。

今の議論ということの中で、総務課長が答えてくれた思い、改めて、今回この人事異動についてのいろんな思いが課長会議の中でも出てきているというふうに思います、今のお話を聞きますと。こういうふうなところで、公にできる部分もない部分もあるわけですが、職員皆さんが生き生きと仕事ができるような職場環境は、ぜひ向上に努めてもらいたいということを思いまして、人事異動についての1番目の項目についての質問は終わりにしたいと思います。

続きまして、町の平和政策ということで質問いたします。

昨年の戦後80年でございました。私も12月の定例会で、「町の平和政策について」ということで一部取り上げて質疑をした経過もあります。

今回、具体的な項目について、いくつかについて見解を求めたいと思います。

まず1、核兵器廃絶を求めるということで、平和行進が毎年6月末、ないし7月に行われています。連休明けに東京夢の島を出発して、8月6日、広島に到着するまでの間を全国の網の目行進という形で、平和行進が行われています。

飯田下伊那もその一環として、飯田から出発した平和行進が松川を経て上伊那に伝わり、上伊那から山梨のほうへ向けて行かれるという形で行われます。

各その平和行進の実行委員会から、各自治体の首長さんにあいて、メッセージですとか、ペナントの要請が来ているかと思います。そういった点で、平和行進への理解をし、核兵器廃絶平和宣言をしている自治体にふさわしく、やっぱり平和行進へのメッセージですとか、ペナントの要請にぜひお答えいただくようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（米山俊孝） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） ご提案いただきましたメッセージ、またペナント等の協力につきましては、ご依頼いただければ検討をさせていただきたいと思います。

○議長（米山俊孝） 9番、米山義盛議員。

○9番（米山義盛） 平和行進並びに自転車による平和リレーというふうな取組もほかにあるかと聞いています。そういう団体で差別するわけではなく、公平にお取り組みいただきたいと思います。

それからあわせて、平和宣言、・・・宣言ということでも関わって、広島への平和バスというふうな取組、あるいはまた中学生の広島への修学旅行。以前、松川町でも中学校で、広島への修学旅行が行われていた時期もあったというふうに伺っています。

長野県のその平和、学校要覧の調査の中では、長野県下で9校の学校が中学生2年ないし3年の研修旅行で広島のほうへ行っているというふうなデータがありました。

どこの学校が行っているかっていうの、ちょっとそこまでちょっと調べられなくてもいいですが、もしお分かりであれば、どこの学校がそういう広島への修学旅行や研修旅行が行われているかということもお聞きしたいと思います。

学校での平和学習の一環としての広島への修学旅行、ないしは近隣の町村でも、広島への平和バスということで、自治体が準備して希望する子どもさんや大人を広島へ行っているという事例もございます。そういったことへの取組について、ご答弁をお願いいたします。

○議長（米山俊孝） 溝上教育長。

○教育長（溝上正弘） 現状におきまして、中学校の修学旅行の行程に、被爆地の訪問を組み入れること、また平和バスを派遣することにつきましては、町として、また教育委員会として、そのような方向性は考えておりません。

○議長（米山俊孝） 米山義盛議員。

○9番（米山義盛） はっきりとした答弁ですが、広島、長崎というと、高校でも、長崎、あるいは沖縄へ修学旅行というのは、何件何校かあるかと思いますが。

広島や長崎、確かに遠隔地でもあります。先だっつのフィジーへの国際交流のことがありましたけれど、国内であるわけですし、平和への戦争を考えて平和を考えるという点では、広島っていうのは非常にやっぱり重要な価値を持つ場所でもありますし、人生一生の中で1回ぐらいは行く機会を持ってほしいというふうな思いから、中学生時代に行かればいいのかというふうな思いはしますので、ぜひまたご検討いただきたいと思います。

それから、もう1点、通告にいたしました3番目として、5月1日に行われています
メーデーでございます。働く者の祭典ということで、5月1日休日になっている国もご
ざいます。

現在も5月1日のメーデーは開かずに、メーデーの前に開いている集会もあります。
しかし、5月1日がメーデーでございます。

飯伊でも、飯田市の駅の横のアイパークで、毎年5月1日にメーデーが行われていま
す。飯田市をはじめ、近隣の自治体から市町の首長さん皆さんがメッセージを寄せてい
ただいております。

松川町から私も参加していますが、町長よりのメッセージというのは入ったことが、
かつてはあったのかもしれませんが、私が参加している中では聞いていないもんですか
ら、ぜひ働く者の祭典メーデーへの賛辞として、松川町町長のメッセージをいただけな
いものかということを思いまして、質問いたします。ご答弁をよろしくお願いします。

○議長（米山俊孝） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 飯田市長をはじめ、複数の自治体と首長さんからというお話でありまし
たけれども、令和8年度につきましては、3市村ということで聞いております。

これも先ほどのご依頼と同様に、ご依頼いただければ検討をさせていただきたいと思
います。

○議長（米山俊孝） 米山義盛議員。

○9番（米山義盛） 前向きな検討をぜひお願いしたいと思います。

人事異動と平和政策についてということで、私、一般質問をさせていただきました。

町で働く皆さんもそうですし、松川の町内の企業や職場、会社、いろんなところで働
いている皆さんもそうです。健康大事で、健康第一でございます。そういう中でのやっ
ぱりウェルビーイングでございますね。松川町が指針としているウェルビーイングって
いうのは、非常にやっぱり貴重とした価値ある事例だと思いますし、そういったものが
実現できるような町でもありたいし、職場・地域であってほしいということを思います。

そんな思いをいたして、平和をぜひ守っていくための松川町であってほしいというこ
とを強く望んで、一般質問を終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（米山俊孝） 9番、米山義盛議員の質問を終わります。

◇ 塩 沢 貴 浩 ◇

○議長（米山俊孝） 次に、7番、塩沢貴浩議員。

○7番（塩沢貴浩） それでは、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

今回、生活環境悪化事案、マスコミ等ではよく「ごみ屋敷問題」という名称で報道されますけれども、そういったごみ屋敷問題についてお聞きをしたいと思います。

近年ですけれども、全国各地、ごみ屋敷問題が社会問題となる事象が多くなっております。こういった問題、ごみの散乱ですとか悪臭だけではなく、火災の危険、また害虫ですとか害獣の発生、景観の悪化等、当該住人だけではなく、近隣住民の日常生活にも深刻な影響を及ぼす事例が報告をされております。

一方、当該住民の方の背景には、高齢化ですとか、認知症、また社会的孤立、経済的困窮等、様々複雑な要因が存在する場合も多く、単なる環境問題として捉えるのではなく、福祉的課題として捉える必要があると考えます。また、近年ですと、住民が住まわれるお家だけではなく、空き家が管理不全となり、同様の問題が発生するケースも増えております。近隣住民の安全で安心な生活環境を守ること、また、当事者への支援を両立していくことが行政の重要な役割であると考えております。

そこで何点かお伺いをいたします。

生活環境悪化事案、いわゆるごみ屋敷問題に対しまして、町としては現在どのような条例や法令に基づいて対応しているかをお聞きいたします。

○議長（米山俊孝） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 塩沢貴浩議員のご質問にお答えいたします。

現在、松川町におきましては、生活環境悪化事案を包括的に対象とした条例は、整備しておりませんので、対応できる中で進めているのが現状でございます。

○議長（米山俊孝） 塩沢議員。

○7番（塩沢貴浩） ご答弁いただきました。

いわゆる条例がないということで、おそらくケース・バイ・ケースで対応していかれると思うんですけれども、こういった複合的な問題に対しまして、現在、主にどの部署が主体となって対応しているかお聞きしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 伊藤住民税務課長。

○住民税務課長（伊藤孝光） 議員おっしゃる生活環境悪化事案のような、複合的な生活環境問題については、それぞれ事案の内容によりまして関係する部署のほうで対応しているのが現状でございます。

○議長（米山俊孝） 塩沢議員。

○7番（塩沢貴浩） ご答弁いただきました。

多分、対応をする課がいくつかあるということだと思いますけれども、さらに、こういった当該住民に対しまして、町として助言、また指導、勧告でちょっと強い措置になりますけれども、命令というところに至るまでには、多分、手順があると思うんですけれども、こういった指導に関する対応手順について、マニュアルですとか、運用基準等あるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 伊藤課長。

○住民税務課長（伊藤孝光） 現時点では、複合的な生活環境問題に対します独自のマニュアル策定はございません。

しかし、それぞれの事案の内容によりまして、空き家でしたら空家等対策特別措置法ですとか、ごみの関係でしたら廃棄物処理法、また火災予防、福祉支援など、既存の法令制度を活用しまして、関係部署が連携して対応していくことを基本と考えております。

○議長（米山俊孝） 塩沢議員。

○7番（塩沢貴浩） ご答弁をいただきました。

こういった生活環境悪化事案に対しましては、こういった当事者への支援が重要である一方、悪臭や害虫、また景観の悪化等により、近隣住民の日常生活に大きな影響を及ぼす場合がございます。

行政としては、当事者支援と同時に、こういった近隣住民の生活環境を守るという視点も重要であると考えますが、この点について、町のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 伊藤課長。

○住民税務課長（伊藤孝光） 先ほども述べさせていただきましたけれども、複合的な生活環境問題については、関係部署が情報共有を図りまして、庁内横断的に連携して対応していくことが重要であると考えております。

事案によりましては、社会的孤立や生活困窮、また健康上の課題などが背景にある場合も考えられますので、必要に応じて保健福祉課と連携します。

また、火災リスクについては、総務課危機管理防災係や広域消防、また景観や空き家等に関する課題については、建設水道リニア対策課など、関係機関や関係部署と連携しながら、生活環境の改善に向けて取り組んでまいっているところでございます。

○議長（米山俊孝） 塩沢議員。

○7番（塩沢貴浩） ご答弁いただきました。

住民が住まれているお宅もそうですし、今現在もそうですけれども、先ほど課長も述べられましたけれども、空き家が原因となってくるケースもあると思います。

こういった空き家ですと、「管理不全空家」と「特定空家」の認定基準があるかと思いますが、この認定の基準と、またその後の対応について、町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 中村課長。

○建設水道リニア対策課長（中村昌彦） 空き家の件に関しましては、建設水道リニア対策課のほうで対応しておりますので、私のほうで回答させていただきたいと思います。

空き家に関しましては、国の「空家等対策の推進に関する特別措置法関連ガイドライン」などを指針としまして、事案ごとに状況を把握・評価して対応することになっております。

法律に基づき、管理不全空家等の認定が必要と判断される場合は、適宜、適正な手続きを進める考えであります。

ただ、これまで松川町におきましては、管理不全空家や特定空家の対象に至ったケースは、これまでにございません。

○議長（米山俊孝） 塩沢議員。

○7番（塩沢貴浩） すみません、ご答弁いただきました。

現在、松川で認定されている件数をお聞きしようと思ったんですけれども、ないということでありましたので、その点はよかったかなと思いますけれども、行政代執行、最終手段でありますけれども、こういった行政代執行に至る前には、こういった管理不全空家、また、特定空家に関する認定が必要かと思いますが、まずはそこに至る前の至る前に改善を図っていくという事例が全国でも増えているようでございます。

町として、こういった行政代執行、または特定空家の認定等、強制措置ではなく、早期の発見、早期支援の体制づくりが重要と考えますが、町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 中村建設水道リニア対策課長。

○建設水道リニア対策課長（中村昌彦） 町としましても、強制的な措置の前の対応を現在も重視しております。

福祉的支援を軸としました早期介入こそが、根本的な解決への近道であると認識しております。

包括的支援を構築しまして、孤立させない支援を通じました環境改善に、今後も努め

てまいりたいと考えております。

○議長（米山俊孝） 塩沢議員。

○7番（塩沢貴浩） ご答弁いただきました。

また、先ほどから言っておりますけれども、こういった事案の背景には、高齢化ですとか、孤立、認知症、経済的困窮等、福祉的課題が存在する場合がございます。

今後ですけれども、各課が横断的に連携をするということが重要かと思っておりますけれども、この連携の仕方とどういった環境改善が重要か、考えをお聞きしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 中村課長。

○建設水道リニア対策課長（中村昌彦） 現状の連携としましては、ごみの関係であれば環境係、また福祉の面であれば福祉係、地域支援係などが参加します包括会議を開催しております。情報共有と対応方針の策定をその中で行っております。

包括的な支援がいるようなケースにおきましては、まずは、強制的な改善命令等の手続きを先行させるのではなくて、福祉的な視点から所有者の心身や経済面などの状況を把握しております。

地域包括によります伴走支援を徹底しまして、所有者の状況に寄り添いながら、自主的な改善を促すプロセスを最優先事項としております。

ただ、その上で、必要に応じて、管理不全空家としての法的視野も視野に入りつつありますが、引き続き適宜、まずはその前の段階の包括的な支援対応手段を多方面で検討してまいりたいと思います。

○議長（米山俊孝） 塩沢議員。

○7番（塩沢貴浩） ご答弁いただきました。

すみません、通告書にないんですけれど、今、課長が少し言われましたけれど、現在の庁内におけます情報共有の仕方ですとか、そういう会議等を定期的に行われているかどうか、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 中村課長。

○建設水道リニア対策課長（中村昌彦） ちょっと私のほうでは、空き家に関してということになりますけれども、実際現在1件、そういったちょっと事例の中で、定期的にといいますか、今後定期的にこの件についてはしていく考えでおります。

また、今後こういった空き家に関しての事例が出てくれば、またそういったことも含めて、必要に応じてにもなりますし、また随時、また定期的なことも進めていきたいと思っております。

○議長（米山俊孝） 塩沢議員。

○7番（塩沢貴浩） ご答弁をいただきました。

繰り返しになりますけれども、こういったごみ屋敷問題は、環境問題であると同時に福祉問題でもあるという認識と、また近隣の住民の皆様にとっては、悪臭ですとか、害虫、火災の不安など、日常生活に直結する深刻な問題であり、行政には、町民の皆様の生活環境を守っていく責任があると考えます。

また一方で、当事者の背景には、高齢化や孤立、認知症、経済的困窮等、様々な課題が隠れている場合もあります。行政代執行や、また命令等、強い措置ではなく、早期発見、早期相談、そして、継続的な見守りが重要であると考えます。

そのためには、顔の見える家庭訪問を通じて信頼関係を築き、支援につなげていくことが大切であると考えます。

その際には、職員の安全確保の観点からも、2人1組、あるいは3人1組で対応し、女性職員だけの訪問とならないような体制づくりも必要ではないかと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（米山俊孝） 塩倉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 福祉的観点のご質問が出ましたので、福祉の観点からのご説明をさせていただきます。

放置される前に、お住まいの家にごみ屋敷になったりとか、そういったところには、議員がご指摘されるような家庭の問題というのが、散見されるが多いように思います。

こちら問題が持ち込まれた際には、議員おっしゃっていただくように複数の者がお伺いして、そのお宅のご事情だとか、そういうことを勘案しながら、いろんな立場の関係職員に、未納があれば未納の担当の者、それからごみの関係、それから猫の多頭飼いというのも多々ございますので、そうしたときも環境の関係だとか、やはりそういった連携ができるような重層的支援体制をもうとってございますので、重層の仕組みの中で、解決できるところを取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（米山俊孝） 塩沢議員。

○7番（塩沢貴浩） ご答弁をいただきました。

今までのお話を聞かせていただく限りは、やはり事案ごと、ケース・バイ・ケースで対応しているということでした。

もし、過去にこういった事例があれば、それをまとめるだけでも貴重な資料になってくるかなと思いますし、条例の制定が一番かなとも思いますけれども、ぜひ課長申され

たように、関係各課、また部署が連携し、場合によっては保健所ですとか、民間の組織、また県の関係各所等の連携も必要になってくると思います。

ぜひ、近隣住民の生活環境を守りながら、当事者を孤立させない支援体制の構築をお願い申し上げて、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（米山俊孝） 7 番、塩沢貴浩議員の質問を終わります。

◇ 松 下 正 敏 ◇

○議長（米山俊孝） 次に、4 番、松下正敏議員。

○4 番（松下正敏） それでは、通告書に従いまして、防犯カメラの計画的な設置と地域防犯体制の強化について、一般質問をさせていただきます。

近年、匿名流動型犯罪グループ、いわゆる「トクリュウ」による犯罪が社会問題化し、防犯対策の強化が強く求められています。警察庁の令和7年度版警察白書でも、トクリュウの脅威が大きく取り上げられています。

防犯カメラは、犯罪の抑止や捜査協力だけでなく、地域の安全確認、不法投棄の抑止、行方不明者の手がかりの確認など、幅広い役割を持つ設備として重要性が高まっています。

松川町においても、空き家や盗難への不安、不法投棄やごみ出しルール違反への対応など、住民の身近な課題があります。町には、既に松川町防犯カメラの設置及び運用に関する要綱があり、制度上は、町が設置する防犯カメラの運用ルールが定められています。

また、長野県警察では、令和8年度も、市町村や自治会組織等を対象に、新たに設置する防犯カメラの初期費用の一部を補助する制度を実施しております。

先進自治体では、行政による重点箇所への設置、自治会等への補助、さらには個人住宅向けの防犯機器補助へと広げる例もあります。

そこでまず、町内の被害実態や課題認識を確認した上で、防犯カメラの必要性、町による直接設置、外部財源の活用、自治会支援、さらには、個人宅への補助制度の可能性まで含め、町として今後どう具体化していくか、考えをお伺いしたいと思います。

まず、質問の1つでありますけれども、松川町では現在どのような場所に防犯カメラが設置されているのか。

2つ目として、現在の設置状況について、町として十分と考えているのか。それとも

不足していると認識しているのか。

3つ目として、町として防犯カメラの必要性をどのように認識し、現在の課題をどのように整理しているかお伺いします。

○議長（米山俊孝） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 松下正敏議員の質問にお答えいたします。

現在、町が設置管理している防犯カメラは、役場庁舎、上片桐支所、公民館等の公共施設、また、町内各学校と各保育園、さらに不法投棄対策用のカメラを設置しているところであります。

近年、全国の状況からも、町内における防犯カメラ設置の拡充については、必要性を感じているところであります。

また、飯田警察署や町の防犯連絡協議会と関係、連絡等々、連携を図る中で、町としてもしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長（米山俊孝） 西浦課長。

○総務課長（西浦素之） それでは私のほうからは、今の設置状況、また必要性、その課題についてお答えをさせていただきます。

今、町長申されたとおりに、防犯意識の高まりがありますので、設置に関してはこれで十分という状況ではないかもしれません。

防犯カメラは、犯罪の捜査に有効になるというだけでなく、犯罪抑止効果もあります。その必要性は十分に理解しているところでございます。ただし、設置維持管理体制の整備、財政的負担、プライバシーの保護、そういったものを考えながら、設置場所の優先順位の明確化を図っていかなければならないといったところが、現在検討が必要な課題であると認識しております。

以上です。

○議長（米山俊孝） 松下議員。

○4番（松下正敏） ご答弁いただきました。

設置につきましては、重要度を認識しつつ、重要箇所に設置されているなというのを感じました。

次の質問に移らせていただきますが、町による直接設置の考え方について伺います。

防犯カメラを公共空間の安全策として、町が計画的に直接設置していく考えなのか。

2つ目として、仮に全町一斉の整備が難しい。これは私も痛感しておりますが、学生が通う通学路、それから駅周辺、主要交差点、ごみステーション周辺など、優先度の高

い場所から段階的に導入するというような考えはあるのか。

また、3番目として、要綱では、「町の設置は防犯及び事故の防止のための必要最小限の範囲で行う」とされております。町として、候補箇所の整理やモデル的な導入に着手する考えはあるのか、お聞かせください。

○議長（米山俊孝） 西浦課長。

○総務課長（西浦素之） まず、町が計画的にカメラを設置していくという考えについてですが、その必要性については、一定の理解を持っております。ただ、現在、具体的な設置計画というところまでは至っておりません。

段階的な導入についてのご提案ですが、幹線道路のいわゆる交差点への設置につきましては、町長からの指示事項でもございますので、費用面等の課題もありますけれども、進めていけばと考えているところです。また、全ての防犯カメラを町が整備しなくてもよいというふうにも考えておりまして、警察による設置、そちらについても引き続き要望をしまいたいと思っております。

要綱に基づいた必要最小限の範囲での設置という原則、プライバシーの保護とのバランスをとる上で重要事項と認識をしております。

今後、被害実態の調査等、候補箇所の整理、そしてモデル的な導入の可能性について検討を進める必要があると考えております。

以上です。

○議長（米山俊孝） 松下議員。

○4番（松下正敏） それでは、必要性の認識もおありで、あとは財政の関係ということもお聞きしました。

その中で、現在問題とされている点について、その実態的なことをお聞きしたいと思います。

1つ目は、空き巣の問題、それから、盗難被害の関係でお願いしたいと思います。町では、近年、空き巣や盗難被害の発生状況をどのように把握しているのか。

また、2つ目として、被害の発生箇所や傾向について、警察等と情報共有をどのようにしているのか。

3つ目として、町として、空き巣や盗難被害の抑止に向けて、現状どのような対策を行っており、今後どのような強化が必要だと考えられるか、伺います。

○議長（米山俊孝） 西浦課長。

○総務課長（西浦素之） 警察の管轄であります空き巣や盗難被害の発生状況の詳細を、町と

して把握することは困難でございますが、住民に関係する事案については、警察や交番からその都度、情報提供をいただいております。

また、毎年開催をしております松川町交番連絡協議会、そういった協議会がございますが、その協議会の中で、地域で発生した犯罪等の情報共有をいただいているところで

す。

現在、町が実施している抑止等の対策につきましては、防犯灯の設置が中心となっております。また、いわゆる青色回転灯を使用した自主防犯パトロール、そういった防犯啓発を行っていることによりまして対応を行っております。また、状況によっては、警察へパトロールを協力依頼することもございます。

今後の抑止対策の強化としましては、防犯カメラの導入、警察との連携強化、そして住民への防犯啓発の強化が必要であると考えております。

以上です。

○議長（米山俊孝） 松下議員。

○４番（松下正敏） お答えいただきました。

空き巣の問題でありますけれども、今回、町のほうでも被害状況も入ってきました。近隣の高森町でも同様でありまして、この空き巣につきましては、空き家ではなく長期に家を離れるといったような状況の中で被害に遭われたと。被害に遭われたご家庭とい

いますか、お家はもう隅から隅まで荒らされていたということです。ですので、衝動的なものというよりも、非常に計画的な要素があるかと思います。

当然、その普段から防犯カメラによってそういった牽制・警報ができたりとか、非常に情報として収集しやすいものだというふうに思います。

本当に、お隣で入られたことも分からないというような巧妙な手口だったようにも思

いますので、この防犯カメラの有効性っていうことを感じつつ、この警察との連携に論点を加えるといった内容では、ご検討はいかがでしょうか。

○議長（米山俊孝） 西浦課長。

○総務課長（西浦素之） それこそ、先ほど答弁の中に申し上げました、松川町交番連絡協議会というのがこれから開催をされていきますので、その中で情報共有を図って、またどんなご意見が出るか検討してまいりたいと思います。

○議長（米山俊孝） 松下議員。

○４番（松下正敏） その協議会でのお話の中では、防犯カメラの点は協議の中に上がってこないでしょうか。

○議長（米山俊孝） 西浦課長。

○総務課長（西浦素之） 私もまだ実際に参加しておりませんので、こういった議題がその中で議論されていくのかっていうのは、まだ詳細は分かっておりませんが、犯罪等の情報共有を図るという場でもございますので、そういった中で、そういった防犯、いわゆる防犯意識、防犯対策等についてこういったことができるのかっていうのが議論できればいいのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（米山俊孝） 松下議員。

○4番（松下正敏） それでは、ありがとうございました。

次の問題にちょっと移らせていただきたいと思います。

次は、ごみ問題について、不法投棄の実態とその対策についてお伺いいたします。

1つ目は、松川町では不法投棄やごみ出しルール違反の発生状況をどのように把握されているのか。

2つ目として、発生しやすい場所や傾向について、町としてどのように整理されているか。

3つ目ではありますが、現在行っている対策は何か。また、防犯カメラや監視機器の活用を含めて強化する考えはあるのか、その3点をお願いいたします。

○議長（米山俊孝） 伊藤住民税務課長。

○住民税務課長（伊藤孝光） 当町では、ごみ出しルール違反につきましては、各地区のごみステーションを管理していただいている環境衛生委員や代表者の皆様からの連絡を基に確認しております。

また、不法投棄につきましては、各部から選出いただいている環境調査員の皆様によるパトロールや回収、また発見時の通報に加えまして、地域の皆様からの情報提供や担当職員の見回りにより実態把握に努めておるところでございます。

発生しやすい場所や傾向につきましては、これまでの報告や現地確認を基に把握しておりまして、人目に付きにくい場所や過去に不法投棄が確認された場所など、投棄されやすい場所を重点的に見回っております。

現在は、こうした巡視活動に加えまして、注意喚起看板や不法投棄防止ネットの設置などによりまして、未然防止と再発防止に努めておるところでございます。

今後につきましては、地域と連携しまして監視体制を継続するとともに、悪質な事案については警察等と連携し、防犯カメラなどの監視機器の活用も含めて必要な対策を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（米山俊孝） 松下議員。

○４番（松下正敏） この不法投棄、ごみ問題についてなんですけれども、やはり自治会の、私も経験したんですが、置かれております燃えるごみのごみステーションの中に、明らかに燃えるごみでないものがレジ袋の中にしっかり詰め込まれて置かれていたと。それで、今回は自治会の役員の方がそれを整理して、通常のごみ出しに出したということです。

町の担当者にもお聞きしましたら、職員の方がそれを回収して片付けるといった、そういう内容もお聞きしました。

非常に、今はマンパワーで対応しているっていうことが非常に大変だになっていうことを感じます。

そんな中で、今、委員会もあるようですけれども、その中に防犯カメラの点を何か協議事項とされたという経過はないでしょうか。

○議長（米山俊孝） 伊藤課長。

○住民税務課長（伊藤孝光） 私が住民税務課長になってからは、そういった議題での検討はされていないと認識しております。

○議長（米山俊孝） 松下議員。

○４番（松下正敏） ご答弁いただきました。

ないというご発言、回答でありましたけれども、今後、この委員会の中にもその防犯カメラの点もちょっと協議の中に入れていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（米山俊孝） 伊藤課長。

○住民税務課長（伊藤孝光） 防犯カメラの設置につきましては、様々な課題があると思います。

先ほど答弁したとおり、警察ですとか、あと土地の所有者ですとか、管理者ですとか、そういった様々な方たちと相談した上で、また検討していきたいと思います。

○議長（米山俊孝） 松下議員。

○４番（松下正敏） はい、ご答弁いただきました。

様々な問題があるということですので、それを解決しながらお願いしていきたいと思っています。

では、次の質問に移らせていただきます。

県警の補助や外部財源の活用についてお願いしたいと思います。

長野県警察の街頭防犯カメラ設置促進事業補助金について、町はどのように把握されているか。

2つ目として、これまでに同資金、補助金や同種の財源を活用した実績はあるのか。

3番目として、今後、町設置または自治会等設置に当たり、県警の補助金、あるいは外部財源を活用して導入を進めるという考えはおありなのか、お聞きます。

○議長（米山俊孝） 西浦課長。

○総務課長（西浦素之） 長野県警察の街頭防犯カメラ設置促進事業補助金につきましては、有利な補助金であるということは承知しております。

実際に活用した実績がございまして、令和2年度には、この補助金の枠組みを使って、公民館、図書館、町民体育館のほうへ防犯カメラを設置した経過がございます。

今後の設置に当たりまして、この県の補助金など外部財源の活用については、防犯対策を効果的に進める上で、有効だと認識しております。同時に、自治会や地域の団体が補助制度を活用できるように、引き続き情報提供と支援をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（米山俊孝） 松下議員。

○4番（松下正敏） この警察で行っております補助金についてなんですけれども、自治会で導入された方からお話を聞く機会がありました。ただ、設置してから大分、年数もたつわけなんですけれども、導入時は資金の援助があつて設置はできましたけれども、保守、あるいは修理、更新には一切資金のほうは援助がないといった内容です。

そうしますと、せっかく取り付けたカメラがダミーの状態になっているというような状況です。

それについて、町のほうから県警のほうにそういった対応もお願いするといったことはできないでしょうか。

○議長（米山俊孝） 西浦課長。

○総務課長（西浦素之） 現在、防犯上でカメラの設置が必要である箇所については、まずは町が主体となって設置していくということが原則かと思っておりますので、その考えであります。そのため、自治会や地域団体へ直接補助する制度はないという状況です。

地域の防犯力の向上、住民の安心・安全を推進する観点から、補助制度の必要性は理解できますけれども、町が支援するとなると、プライバシー保護の観点や映像の適正な管理、費用負担をどうするのかなどを解決しなければならない事項があると認識しております。

更新を見据えた制度設計の検討につきましても、地域の安心・安全の維持と町の財政負担のバランスをどう図っていくのかを考えなくてはならないと思っております。

他の自治体の事例などを参考に、制度設計について研究していければと考えているところでございます。

以上です。

○議長（米山俊孝） 松下議員。

○4 番（松下正敏） ご答弁いただきました。

警察の関係でありますけれども、やはりこういったことで取り決めがあって、町との連携が必要だということでもありますので、この修繕なりメンテナンス関係の費用を、町はある程度援助してもらえたらというふうに考えるんですが、財政の問題もあるでしょうけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（米山俊孝） 西浦課長。

○総務課長（西浦素之） どの程度そのニーズがあるのかっていうことも、まだ把握しきれていない部分ございますので、そういったものを判断する中で、どの程度町が支援できるのかということを研究していければと思いますし、繰り返しになりますけど、地域の防犯力を上げていくという意味では持続的に取り組まないといけない、この防犯カメラのことかと思っておりますので、全く設置だけをして、その後、町が何も支援できないということではなくて、何かしらの支援ができることをまずは研究していければというふうに思っております。

○議長（米山俊孝） 松下議員。

○4 番（松下正敏） ぜひ、その点も検討をお願いしたいと思います。

外部財源の点でもう1点お聞きしたいんですけども、自動販売機設置について、状況によっては防犯カメラを設置してくれるっていう、これは当然メーカー側の承諾もあるでしょうし、自動販売機設置の場所にもその有効性がないと設置できないということもあるようではありますが、実際にこういったケースの話は、町としてもおありなのか、すみません、質問事項になくて申し訳ないんですが、もし情報があればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（米山俊孝） 西浦課長。

○総務課長（西浦素之） 具体的にその防犯目的ということでは、私のところではまだ把握はしておりませんけれども、今、メーカーさん様々な取組をされているということは、私も承知しておりますので、そういったものを総合的にまた研究していければと思います。

し、議員のほうからまた情報提供いただければ、研究をしていきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（米山俊孝） 松下議員。

○4番（松下正敏） 外部財源の活用ということで、ぜひとも情報収集をお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

自治会、それから地域団体への支援制度について、お願いをいたします。

自治会や地域団体が防犯カメラを設置する場合、町として補助制度を設ける考えはありでしょうか。

2つ目として、補助制度を設ける場合、設置費だけでなく、更新を見据えた制度設計を検討する考えはありなのか、その2点をお願いいたします。

○議長（米山俊孝） 西浦課長。

○総務課長（西浦素之） 先ほどの少し繰り返しになってしまいますが、まず防犯上でカメラの設置が必要な箇所については、町が主体となって進めていくということが原則かと思っています。

そのため、今現在、自治会等への補助制度というのはありませんけれども、設置をただけで終わってしまうことのないように、何かしらの支援が必要であるという認識ではございますが、どの程度、財政負担等が必要なのか、外部の財源が活用できる余地があるのかといったものを研究しながら、検討していければというふうに思っております。

以上です。

○議長（米山俊孝） 松下議員。

○4番（松下正敏） 「主要な場所を検討して」というお答えであります。

やはり今考えますと、それがよろしいかなと思いますけれども、自治会や非常に重要視される場所っていうのを優先的に検討していただけるように、ぜひとも計画をお願いしていきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきますけれども、個人宅の防犯カメラ設置に町からの補助金対応は検討できないかという点、お願いしたいと思います。

近年、侵入盗難対策として、個人住宅への防犯機器の設置支援の必要性は町はどのように考えているか。

2つ目として、防犯カメラ、録画付きのインターホン、センサーライトなどを対象とした個人向けの補助制度を検討する考えはありでしょうか。

3つ目として、先進自治体では住宅向けの防犯施設の助成や実施、それから屋外家庭用防犯カメラの補助対象とする事例があります。松川町でも侵入盗難対策として、同様の制度を検討していただけないかと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（米山俊孝） 西浦課長。

○総務課長（西浦素之） 個人宅への防犯機器設置支援の必要性ですけれども、地域住民の皆様の防犯対策に対して関心が高まっていることは、十分に認識をしております。

しかしながら、防犯機器の設置は、本来、個人の財産管理の一環でありまして、自助努力による対策が基本であると考えております。

補助制度の導入には、設置場所の妥当性、プライバシー保護への配慮、並びに制度の持続可能性や公平性の確保など、解決すべき多くの課題があると考えております。

制度設計の検討に当たっては、支援が特定の家庭のみに恩恵をもたらすことのないよう、慎重に判断する必要があると考えております。

先進自治体の先行事例につきましては承知をしております。ただ、各自治体によって人口規模や地域環境、予算配分などの背景が異なります。

松川町におきましては、現在、防犯カメラ等の直接的な購入補助制度の導入については考えておりませんが、情報収集等を行って研究をしていければと考えているところでございます。

以上です。

○議長（米山俊孝） 松下議員。

○4番（松下正敏） ただいまご答弁いただきましたが、やはり個人宅に付けることによりまして、非常に防犯上の牽制という意味では非常に多いと思います。

確かに自分の家を守るっていう部分では、個人の責任だとは思いますが、やはり大きな事件があった場合に、犯人を追うといったときには、非常に多くの防犯カメラが情報収集の役割を果たすかと思います。

当然、財政面を非常に言われておりますので、すぐにとというのは難しいかと思うんですが、やはり細かい部分までの配慮が、防犯が犯罪を起こす方への牽制という意味では非常に大きな意味を表すと思います。

そんな点から、ぜひこの個人宅についても、検討の視野の中には入れていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（米山俊孝） 西浦課長。

○総務課長（西浦素之） 松川町というこの地域性、都市部ではない田舎の町の中山間地域と

いう地域の中で、少しおおらかな雰囲気がある地域ですので、例えば家の玄関の鍵をかけずに出かけたりとか、そういった地域性も残っていることかと思います。

それはそれでよいのかなというふうに思いますので、防犯対策を積極的にやっていくっていうことも大切なんですけれども、まず地域住民の皆さんの意識がそういったところにきちっと結びついていく中で、防犯対策をしていかないといけないのかなというふうに思っております。

繰り返しになりますが、ちょっと今すぐ制度をつくっていくっていうところは、まずは研究をしてからというふうに考えておりますので、そこら辺、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（米山俊孝） 松下議員。

○4番（松下正敏） ご答弁いただきました。

今、ご答弁いただいた内容もごもっともだと思います。防犯対策と地域性ということも加味しながら、今後も検討をお願いしていきたいと思います。

最後に、町長にお伺いしたいと思うんですけれども、今、一般質問をさせていただいた内容を踏まえて、今お感じになっていただいていることをお話しいただけたらと思うんですけれども。

くどういようになりますけれども、やはり県警での補助もあります。空き巣、盗難、それから不法投棄、地域課題に対応するために、防犯カメラの必要性というのは申し上げたとおりであります。

町で設置するもの、それから地域で支援するもの、個人宅支援も含めた方向性、前向きに進めていただけたらと思うんですが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（米山俊孝） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 先ほども申し上げましたとおりですけれども、全国的にこの防犯に対する取組というのはしていないと、いつどこで何が起こるか分からないというような状況になってきておりますので、議員おっしゃられることはごもっともかなと思っております。

警察とも話をする機会が多々ございますので、その中で防犯カメラのことにつきましてもよくお話をさせていただきますけれども、やはり警察としますと、「その犯人がどのような動きをしているかというのは追っていくことが必要だ」ということをよく言われます。そういったことをやるのであれば、警察のほうでもしっかりとカメラの設置をお

願いたいという要望も、町としてはしっかりと今しているところであります。

町としての取組としましては、やはり警察の指導の下、一番やっぱり必要なところは道路の交差点が必要だということを聞いております。そういった部分につきましては、町が設置していかなければいけないことだなということで、指示を出しているところでもあります。

地域であったり、個人の防犯カメラにつきましては、先ほどから総務課長もおっしゃるとおり、これからの検討課題かなと思いますけれども、やはりそれなりの大きな事業になってまいりますので、まずは優先的に即対応できるような形の中で、警察と協力しながら設置の方向を進めてまいりたいと思っております。

また、ここ２～３年ですけれども、地域からも要望がありましたので、実際、交差点に付いているところもあります。そういったことも含めまして、一斉に付けるというのはなかなか難しいかもしれませんが、適時付けていくことは、町としての責務かなと思っております。

○議長（米山俊孝） 松下議員。

○４番（松下正敏） ご答弁ありがとうございます。

今、前向きな検討されるというようなことで、私は解釈をいたしましたけれども、今回、防犯カメラの計画的な設置と地域防犯体制の強化についてということで、一般質問させていただきました。

財政の関係もあるとは思いますが、段階的な導入へ検討いただきまして、自治会等、さらには個人宅への支援というような可能性も含めて、具体的な取組を前に進めていただくことを提言いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（米山俊孝） ４番、松下正敏議員の質問を終わります。

◇ 加賀田 亮 ◇

○議長（米山俊孝） 次に、１０番、加賀田 亮議員。

○１０番（加賀田 亮） それでは、私の一般質問を始めたいと思います。

先ほど塩沢議員も聞かれましたけど、私はこちらの通告にありますように、移住定住ですね。こちらをあくまで目的として、その空き家対策ということをお聞きしたいと思っています。

初めにお聞きします。現状の空き家の問題、様々あると思いますけれども、町長、今、認識されております把握の状況、それからこのように改善したいという思いがありまし

たら、まずそれをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（米山俊孝） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 加賀田 亮議員のご質問にお答えいたします。

空き家のまず実態の把握についてですけれども、平成 30 年度に策定しました「松川町空家等対策計画」の基本基礎資料といたしまして、平成 28 年度に町内の全域的な実態調査を実施をしております。それ以降につきましては、住民の皆様からの情報提供や空き家等に関する相談等により現状を更新をしております。また、この 28 年度の実態調査の基礎のデータを基に、補完をしながらデータベース化しているのが現状であります。

この空き家に対することについてということですが、様々な検討の余地はあるかなと思います。有効的な活用ができれば一番いいわけではありますけれども、これも一戸一戸それぞれに様々なケースがございますので、その内容を検討しながら、それから関係する課とそれぞれ調整する中で、現在進めているのが現状であります。

○議長（米山俊孝） 加賀田議員。

○10 番（加賀田 亮） 答弁くださいました。

現状、空き家の全体の数的なものです。こういったものっていうのは、具体的にどのくらいの件数が、今、松川町では空き家と行政の中で認識されている、そういったものはどのくらいあるんでしょうか。

○議長（米山俊孝） 中村建設水道リニア対策課長。

○建設水道リニア対策課長（中村昌彦） 先ほど町長が申しました、平成 28 年度に町内の全域的な実態調査の結果であります。空き家については 288 戸というような状況であります。

それ以降については、全域的な調査というのは行っておりませんが、当時よりは少しは増えているのではないかと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（米山俊孝） 加賀田議員。

○10 番（加賀田 亮） 昨今の田舎暮らしなどの傾向を見ていると、やはりその移住定住に際して、住まいはやはり古民家を中心とした空き家に住みたいと。今、住宅供給公社が取り組もうとしている更地に新築を建ててというニーズは、非常にわずかだと思っています。都市部から来る人たちのニーズの 7 割 8 割は、そういったところに住みたいなというふうな認識で間違っていないと思います。

で、現状、今、その認識の中で、じゃあその需要に対して供給でき得る空き家の件数

ってというのは、空き家バンクで今、公開している 10 数件のみでしょうか。それとも、ほかにいろいろとそういうふうなニーズを持った方々に提供できるいろんな物件がどのくらい、何件ぐらいありますか。

○議長（米山俊孝） 松尾まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（松尾 天） 町として、空き家を提供できるっていうものについては、おっしゃるとおりで、空き家バンクに登録されているもの、ホームページ上に出ているもの、10 数件ほどあると思うんですけれども、それになります。

よろしく願いいたします。

○議長（米山俊孝） 加賀田議員。

○10番（加賀田 亮） 通告書にも参考資料として記載しましたが、長野県の空き家率は 20% です。県の 20% ちょうど。国交省の定めた空き家の定義に載っていますので、1 年以上放置されてきた家屋ということです。だから、流動的に動いている不動産物件なんか当然カウントされません。

松川町の世帯が 4,200 ぐらいかな。だから軽く見積もっても 800。松川町が長野県の中では多分ごくごく平均のあれだと思いますので、まさに平均どおり 20% 空き家とほぼ見て間違いないと思います。

そうすると、800。これもちょっと少なめに見積もってますけどね。800 件あるんですよ、空き家がね。今、国交省が定めたように、不動産に載っているものは違うというふうな話です。1 年以上は動いてないものという。

今の話だと 288 件とか、いわゆる現状の把握にはちょっとほど遠いかなというふうに思っています。

こういったものっていうのを、把握、まずは何をするにしても現状をきちっと把握しなきゃいけないと思います。なぜ、空き家になったのか、なぜ貸せないのかも含めて、そういう調査が必要だと思うんですけれども、これに関してはどのようにお考えですか。

○議長（米山俊孝） 中村課長。

○建設水道リニア対策課長（中村昌彦） 平成 28 年度に実施しました実態調査におきまして、当時、分析を行っております。

内訳としましては、転居によるものが 31.3%、約 90 戸。2 番目が相続により取得したが居住実態がないものが 26.9%、約 77 戸。次いで施設入所や居住者の死亡といった順序となっております。

ちょっと把握している分析としては以上となります。

○議長（米山俊孝） 加賀田議員。

○10番（加賀田 亮） ちょっとね、すみません、質問がずれているという感じがしました。

私が申し上げたいのは、理論上、この町には800件の空き家がある。町が何とか把握しているのはそのうちの3分の1ぐらい。半分以上は把握できてない状態になっていると。

この空き家は、移住者にとっては財産であり、資産であり、魅力なんですよ。町に住みたい。いろんな、例えば農業研修生にしてもそうですけれども、でも結局住まいが見つからなくてっていう悩みとかもよく聞きますし、じゃあなぜあるのに貸さないのっていうところがやっぱり大事なところですよ。

それを把握するためにどう動いているかということ聞いたのです。やってないんだらやってないで結構ですし、それをお答えください。

○議長（米山俊孝） 松尾課長。

○まちづくり政策課長（松尾 天） 移住・定住という目的で空き家の調査をさせていただくっていうところは、現状できてないかもしれません。

ただし、我々としたら、今、やっている取組としたら、固定資産税の納税通知のほうと一緒に、空き家じゃないですかっていうような、そういうところを提供してもらえませんかっていうご案内させていただいているところと、あと先ほど議員おっしゃったとおり、ここに魅力を感じて古民家に住みたいっていう、そういう思いもある中では、生東区では、NPO法人を中心に空き家の洗い出しを地元の皆さんと一緒にやってやりだしたという、現地での地元の人たちと組んだ現地踏査をしてやっているっていうような、そういう取組も今始まっているっていう現状はあります。

よろしく願いいたします。

○議長（米山俊孝） 加賀田議員。

○10番（加賀田 亮） 話は分かりますけれども、私が見た感じはちょっとまだまだかなという感じがいたしました。

私、1999年か98年か忘れちゃったけど、あの辺に松川にやってきて、今28年目ぐらいか、ずっと借家暮らしです。ずっと私の松川人生は空き家探しでした。28年のキャリアありますよ、私。おそらくですけど、松川でもトップクラスに空き家の事情に詳しい人間じゃないかなと自分で思っています。本当に。

一番最初に住んだのは生田の山奥なんで、ああいう中山間地の事情も私は肌で知っていますし、今は宗源原に住んでいるので、この町なかの事情もよく分かります。そのつ

もりです。

そこで申し上げたいんですけれども、まず、やっぱり空き家を正確に把握しなきゃ駄目だと思っています。その事情は何なのかっていうのも、もう実はもう先行事例がいっぱいありますんで、大体もう類型化されてますんで、どれかに引っかかると思います。でも、その家その家の特殊な事情も含めて、どのタイプに当たるのかということをきちっと真剣に調べなきゃいけないと思っています。

中野市なんかは地域おこし協力隊呼んで、その人に全部調査させましたよ。一軒残らず。そうやって巨大なデータベースを作って、移住者との橋渡しをバンバン決めてますね。

いかがですか。松川町でもやりませんか、そういうことを。専任でやらないと建設水道で空き家管理、まちづくりで移住管理なんてこういうふうなことやってても、なかなか進みませんよ。専門者を置きませんか。専門部署もしくは専門の管理者、専任でやって動いてくれるそういう人、いかがですか。

○議長（米山俊孝） 松尾課長。

○まちづくり政策課長（松尾 天） 私どもも一例としておっしゃるとおり、協力隊など活用して洗い出しをするっていうのと、あと例えば郵便局さんにもご協力いただいて、空き家の洗い出し、皆さん郵便物配ったりしているので、そういう情報を基に、空き家の洗い出しをしているっていう自治体もありますので、できれば本腰になってやるのであれば、我々が先ほど言った通知を出すよりも、何か人材を使ったり、誰かに業務委託したり、そういうような検討は必要だと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（米山俊孝） 加賀田議員。

○10番（加賀田 亮） おっしゃることは分かるんですけれども、ちょっと私の言いたいことと違う。民間に任せるとか、NPOに任せるとか、最近動かしたとか、そういうことじゃないんですよね。

ちょっと今日資料出そうと思ったんですけど、ちょっと議長に許可を取るのをちょっと忘れておりまして、出せませんので、口頭で申し上げますけれども。

結局、今、松川町に800件あります。で、そうは言っても上辺だけで、実は流通価値あるのが100件ぐらいと見て甘く見て、それでも700ありますんでね、空き家が。その空き家の貸せない理由、売れない理由っていうのは、もう全国でいろんな人たちが取り組んでいるんで、大体体系化されています。申し上げます。時間使っちゃいますけどね。

一つ、まず、貸せない理由ですね。大家となる自信がない。要は都会の人間じゃないので、田舎で何度も家を貸した実績っていうのはなかなかないので、いきなり大家になれって言われても大家になれない。なんで大家になれないかっていうと、一つは、いわゆる近所トラブルが怖い、まずは。大家として、賃借人がトラブル起こしたときに、結局大家にお鉢が回ってきますんでね。ご近所の人は知っていますから、その大家さんが誰かを。昔からのつながりで。それなだもんで、「なんであんな変な人に貸したんな」って言われてクレームが来ますから、それが怖い。大家になるのが。

あともう一つは、いわゆる都会の大家と同じですね。雨漏りがする。風呂が壊れた。賃貸である以上は全部大家の責任ですよ。こういう費用負担をできるのか。その覚悟がない。はっきり言って。その部分を曖昧にしたままじゃないと貸せない。それは賃借人が負担するのか。賃借人が負担したピカピカのシンクを作ったら、「はい出てってくれ」って言われたときに、誰が責任取るんだっていう話になりますんでね。結局、大家が見なきゃいけない。

そうそういうふうな都会の賃貸アパートのオーナーみたいな人たちが当然のように持っているノウハウは当然だけど、こんな田舎にはないんですよ、ほとんど。ですので、大家になるのが怖いっていうのはまずあります。

それから、もちろん知らない人に貸す心理的にハードル。それから貸せないぐらいに雨漏りがあったり、ちょっと和室が汚れたりします。その初期修繕費・リフォーム費が想像以上に高い。これを賃料で回収できるのかなんていうのは全くもって保証がないんですね。多分回収できないリスクのほうが高い、はっきり言って。だから二の足を踏む。要は金の問題ですよ。金の問題。

それから家財の片付け費用も、これも想像以上に高いと。思い切ってワッと片づきゃいいんですけども、やっぱり、家族が持っていたものですから、思い出もありますでしょうし、金目のものもありますでしょう。そういったことをやっていくと、結局それに手間も暇もかかってしまうっていうのがありますね。

それから、相続の問題があると。これはいわゆるその不動産を欲しがらんじゃないんですよ。責任の押し付け合いの相続問題です。「いや、そんなの兄貴がやれよ。近くに住んでんだから」、「いや、お前弟だろうよ、半分は責任持てよ。解体費用の半分をお前は出せ」、「嫌だよ、俺は飯田に住んでんだし」って、要は責任の押し付け相続がダントツで多いそうです。「いや、この家は俺のもんだから俺によこせ」っていう相続はほとんどないらしいです、そういう問題は。責任の押し付け合い問題ですね。

それから売れないのは、市場価値が全くない。今言ったように、売れるものはとつくに不動産屋で流通しています。

今以上のもので、よって、放置、どうしていいか分からないから放置。

行政の出番だと思いませんか。NPOとかそういうところによればど力があればできますけれども、この地方社会では、行政の看板に勝るものはないですよ。「松川町だ」っていう、そういう行政の看板で、その人がこういうかなり個人的な個人の内心に迫るような事情ですよ、みんな。こんなのを大っぴらにペラペラペラペラ言えませんか。秘密を守ってくれるだろうな、親身になってくれるだろうなっていう、行政マン、そういう人たちがやるべき仕事じゃないですか。民間に任せて、言っちゃ悪いすけれども、口がないこの社会で、ペラペラペラペラしゃべられる可能性だってないわけじゃないんですから。こんなね、家族のかなり細かな事情とか、そういったものをあんまりそういう人たちに話したくないですよ。まして、どこの人だか知らないような新規事業を起こしたての事業者なんかには。それは役場の人間が一番。

そういう面で考えてもらえませんか。いかがでしょう。

○議長（米山俊孝） 松尾課長。

○まちづくり政策課長（松尾 天） 行政でやるっていうところでは、おっしゃるとおりかとも思いますけれども、それには、やはり専門的な知識は必要かなと思っております。

そういう意味でも、協力隊のようなものを活用して、そういう人材を募集かけてやっていくのは一つの手かなと思っておりますし、いろいろトラブルの面もお話いただきました。

町の現状とすると、空き家バンクだけのことになってしまうかもしれないんですが、持ち主、今の家の持ち主は売りたい。でも、移住定住を考えている人は借りたい。そのミスマッチが今起きているっていうのは現状としてあります。その解消は町として何かしていかなければいけない。

あと家財道具の話も出ましたが、それは補助事業を立ち上げているので、上限10万というような金額ではあるんですけども、お金かかるようであれば、その金額面は検討の必要があると思っています。

いずれにしろ、行政で行うことも可能かと思いますが、専門職は必要かと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（米山俊孝） 加賀田議員。

○10番（加賀田 亮） 今のお金の問題とか、借りる、貸すのミスマッチとか、借りる、売
るのミスマッチの話は、それは私はどうでもいい話だ。それはちょっと議論が違う。

私が申し上げたいのは、今言ったように、貸せない人たちの事情を理解しているかっ
ていうことなんですね。

非常にセンシティブな話ですよ、その家族とか、先祖とか、親戚とか、いろんな事情、
ご近所の自治会での立場とか、非常にセンシティブな話なんで、民間に丸投げ、不動産
に丸投げ、NPOにやらせるなんていうのは、はっきり言ってナンセンスだ。そういう
話こそ、行政マンが聞くべきだと私は言っているんです。

向こうの信用度が違う。郵便局員にペラペラしゃべりませんよ、そんな話。いくら回
ってきてくれるかって、それはしゃべる人もいないかもしれないですけども。

でも、行政マンが、行政マンというか、じゃあ町に、町の職員として来た地域おこし
協力隊の人が、私がいる3年間はがつり責任持ちますと。あなたの家の事情に寄り添
いますと。そういうふうな話の中で、初めていろんな情報が出てくる。それによって、
移住者とどうつなげばいいかが出てくる。

さっきも言ったように、家の家財の片付けが面倒くさい。いや、家財そのままでもいい
ですよって移住者いっぱいいますよ。リフォームに金がかかる。いやいや、俺らに自由
にリフォームさせてください。そういう人はいっぱいいますよ。お金なんかかかんない
ですよ、はっきり言って。ただ、ニーズの汲上げを誰か自治会に任せてる、NPOに任
せてる、そういうふうな態度だから、いつまでもこのミスマッチが埋まらない。需要に
対して全く供給できてない状態になるんですね。

ですので、今言ったように、例えば中野市でもそうだし、山梨でもそう。あちこちが
地域おこし協力隊で宅建持っている若い者を呼んできていますよ。あなたの宅建の資格
は東京の不動産会社じゃそんなに発揮できん場合もあるでしょうと。田舎に来て、この
町の不動産、全部俺が仕切ると、空き家は全部俺が仕切るんだ、私が仕切るんだって
いう気概で3年間働きませんか。その後は不動産を開こうが、空き家専門店開こうが何
をやってもOKだと。で、うまくいってる町がいっぱいある。できるじゃないですか。お
金かけなくたって。あとは本気になるかどうかの話ですよ。いかがですか。

○議長（米山俊孝） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） まず、一言言わせていただくと、質問の仕方なんですけれども、今の
言い方は、職員は答えられないと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

町は、今までこの空き家対策というものに関しましては、議員おっしゃられるような

積極的な取組はしてまいりませんでした。それがこの分析で終わっているところの現状かなと思っております。

また、協力隊制度を用いまして空き家対策をやろうということで、宅建の免許も取っていただいたりとかした経過もありますけれども、実際のところは、そこまでは至らなかったという経過もございます。

ほかの町村、市等におきましては、多分この事業をやるためには市長なり、政治的な判断でGOをかけて、そしてその専門分野の職員を用意したというところから始まっていると思います。

今のこの松川町の現状では、そこまでのことは検討ができておりませんので、確かに議員おっしゃられるとおり、平均値で800戸ということが本当の数字であるならば、大きな数字だなと思いますし、まず町はこの本当にそうなのかというふうに、現状の調査をする必要は確かにあるなということは理解できます。

そういった中で、この事業を町が本腰になってやるか、やらないかということを、私なり町としてしっかりと検討して、やるのであれば、しっかりと職員を配置しながら進めていかなければいけないと思っております。

○議長（米山俊孝） 加賀田議員。

○10番（加賀田 亮） ついエキサイトしてしまい、言葉が粗暴になってしまったところはお詫び申し上げます。

ただ、私の思いはですね、私、住んでここ28年ですね、住んでまいりまして、未だに自分の住所が定まらないっていう中で、やはりいろんな空き家の持っている人は、はっきり言って直接私も問いかけてるんですよ。貸してもらえませんかって話をね。そのときに返事が返ってくると、大体こんな感じなんですよ。

要は、まずは初対面の私を信用できないってところから始まって、2年、3年かけて関係つくってみたいなのをずっとその繰り返しですよ。町がやってくれたら本当に楽なのになって思ったりします。

あともう一つ、町の移住定住対策へのちょっとミスマッチみたいなものは感じます。今、町が一生懸命やっている移住定住対策って、魅力はいろいろ一生懸命考えてくれているのは分かるんですけども、肝心の住まいのことがかなり手薄だ。人間を呼ぶに当たって、住まいの用意がありません。住まいはあんたの責任で探してくださいって、あまりにかわいそうじゃないですか。「来る人に分譲地つくりましたから500万円で土地買ってください」、「1,000万円で家建ててください」っていう、いや、それがいいって

人もいますよ。でも、皆さん田舎暮らしの情報でよく分かっているでしょ。そういう人はやっぱり2割ぐらいですよ、せいぜい。

あと人生に解するプランも違う。新築の家を建てて子どもが成人するまでなんとかって、こうやっていうふうな形で老後をそこで暮らしてとかっていうね。そういう人と、いわゆる古民家を借りて自分で改造して、そこで環境のいいところで子育てして、また子どもが大きくなったりとかね。家が駄目になったらまた別のところ移ろうかとかね、そういう人たちも多い。

そういうところで、新築の人たちは別にそれいいです。今やってる上片桐の分譲もいいですけども、こっち側の7割のマーケットに対して、なんで手つけないんだろうなあってずっと思っているんですよ。28年間も。

何か構造的な、それを避けてきたことがあるのかなと思いました、はっきり言って。ほかの町村はいっぱいいろんなところ手を付けて、うまくいってるのは当然情報が入ってるはず。でも、なおかつ松川町は頑なにやってこなかった、それを。それについて何か原因があるのかなって、自分なりにちょっと考えてみたことがあります。

もし、そういうのがないとは思いますが、偶然だとは思いますが、そういうのがあったらね、またちょっとそれは教えてほしいし、ちょっとそれは問題だと思います。

先ほど申し上げたように、ぜひ、集落支援員でもいい、地域おこし協力隊でもいいですけども、できれば宅建の資格を持った都会の20代30代の人を呼んで、今言ったように、松川町の空き家を発掘して、移住希望者の7割の人たちとうまくつないでくれないかっていうふうな、そういうふうな、ぜひなんていうんすかね、支援っていうんですか、そういったものは考えていただきたいのと、あともう1件ね、これ追加で質問しますが、今回、通告書にも書きましたように、今、前半の部分が大体終わりましたね。後半の部分なんですけれども、先ほどの固定資産税の紙にいろいろ書いたっていうふうなことはありました。ただ、それだけじゃなくて、こういうふうなこともあり得るのかなと思います。

ここに書いてあることの大元の目的は、貸すんじゃなくて売りませんかって話。空き家のほとんどが、700件ある空き家のほとんどが、本当は貸したくなんかないんすよ。今言ったように、大家のリスクがものすごく大きいんでね。はっきり言って採算もを取れない。

もう住むつもりもないっていう人にとっては、よほどのことがない限り、買い手がつ

くんなら売りたい んですよ。しかも、市場価値がないことは分かっています。全部和室だ。トイレは汲取りだ。そんな、はっきり言って 100 万 200 万で売れたら御の字だというふうなそのくらいの話だと思いますよ。

例えばですけれども、町が、公社でもいいですよ、公社は無理かもしれないですけど、町が一時的にそういう空き家を買収して、資産を自分たちでキープする。で、移住者に売る。もしくは、長期間貸して 10 年経過したら、その人たちにあげる。この前の部奈のライスセンターと同じですね。ああいう仕組みにして、10 年間賃料を取って、その後はあげるというふうな形でもいいですけど、そういうお考えはございませんか。

○議長（米山俊孝） 松尾課長。

○まちづくり政策課長（松尾 天） 最初の支援という意味では、今「のらくら」というサイトを立ち上げながら、移住定住コーディネーターがいたりだとか、就業相談の専門の方がいたりだとかで、そこへサイトを通してだとか、移住体験ツアーで来られた方には、そこでもう松川町へ移住するんだっていう方って、本当にまだ 10 名、20 名でワーって、1 年間に入ってくるわけではない現状なんですけれども、その皆さんには仕事から、あと住まいまで、そこは一緒になって探してやっているっていう現状があります。

ただ、単純に転入してくる方もいらっしゃるんで、その方たちまでに全て家や仕事を提供できるかっていう、できているかっていうと、できていないっていう状況です。

あと果樹研修生もいらっしゃるんで、その方たちは協力隊の制度を活用しながら、3 年間果樹の勉強をして、ここへ住んでいくっていう状況もあるんですが、その方たちもそこを支援している集落支援員もいるので、その方たちが住まいまで一緒になって探して、そこを提供しているっていう現状もありますが、まだまだ財産として空き家っていうものはまだあるので、町としても掘り起こして、どんどんどんどん提供できるような仕組みづくりは必要かなと、今、お話を聞いて思っております。

あと町が直接、今、空いている空き家を買収して、支援というか次の人に提供できないかっていうところなんですけど、現状としては今考えてなかったことでもあります。

一つ公社なのか町なのかちょっと分からないですけども、一つそれは検討してみる材料としていいのかなと思っております。

すぐこういうところへ入ってきてもらって、家が提供できるっていう、町が持っているってこと、信用性もあるのかなと思いますので、そういうところは一つ検討する材料かなと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（米山俊孝） 加賀田議員。

○10番（加賀田 亮） ぜひ、検討していただけるということなんで、ありがたいと思いますが、ぜひスピード感を持ってやってほしいなと思います。

先ほど申し上げた、空き家を持ってるけれども、貸せない人たちっていうのは、さっきも言ったように、家がもうちょっとへぼくて金かけられないとか、それからトラブルが起きたときに、大家としての責務を全うできないっていう話ですね。

これを改善するのは何か分かりますかって話なんですね。要は手放してもらうことです。貸すっていう選択肢をやめてもらうんですよ。町が買いますよ、売ってください、あなたの責任は全て全てリセットしてあげますってやないと、この人たちが立派な大家になることも多分ないでしょうし、500万円かけて家をリフォームすることもないと思う、はっきり言って。年齢から考えても。そういう人たちに一律100万円で買いますと、空き家は。あれですが、この際、手放してもらえませんか、町が責任持って次の世代につなぎますよという、言葉を添えて。

先ほど申し上げたこの通告書にも書きましたけれども、固定資産税のあれでもいいですし、町民の皆さんに一斉通信もいいですけれども、そういう意味で、町が買いますよ的なお手紙ですね。

例えば1件目、「相続登記済んでいますか」、今、義務化されてますよね。相続登記ないですよ。町のほうで謄本調べたら、もう亡くなったおじいさんのお名前になってますけれども、住んでませんよねっていう話がありますね。そのときに「登記してください」って手紙を出すときに、「100万円で買いますよ」、「50万円で買いますよ」、そういうふうな誘い文句を入れてみて。

もう1個は、「特定空き家の問題って皆さんご存知ですよ。このまま放置されると、いろんな罰則がつくばかりか、町に対して巨大な債務を負うことになりますよ。売りませんか。50万円で買いますよ」っていう手紙を入れる。

3番目ですね。軽井沢なんかもやってますしね、ほかのところも長野県は多くやっていますけど、いわゆる別荘税というと結構ありますよね。長野県でね。もうセカンドハウスで住む気がないんだったら、もう悪いけど、固定資産税の6分の1の特例外して、別荘とみなしますんで。いわゆる企業が持ってる工場と同じ、そんだけの税金取りますけどよろしいですか。今、町、そういうこと始まっていますけど、そういう議論がちょっと始まっているんですよ。何年後かには、あなたの土地、巨大な税金がいくかもしれません。ちょっとそういうことがあるんですけど、だったら手放しませんか。50万円、100万円

で買いますよ。

多分、700 件のうち 10%ぐらいは応じると思う、私は。70 件財産が手に入れば、それだけでつなげれば、農業研修生、今まで累計何人ぐらいかな。10 人ぐらいかな、もっているか。そんなもんか。70 件の財産を持って、70 件の移住者をつなげたら、あつという間の数字ですよ。

せっかくの基金とかそういったものを眠らせるぐらいだったら、今言ったように、価格交渉のつり上げ要素だったら悔しいんで、この機会を逃したらもう 100 万円で買えませんか、そういうふうなビジネスの手法もありだと思いますけれども。

ぜひ、町で不動産を買ってください。町で担当者をつくってください。そうすれば、私は賭けてもいい。移住者がドカンと来ると思っています。はっきり言って。住むところさえあればなんとかなるんですから。

先ほど仕事云々と言いましたが、この手の人たちは自営業志望ですからね、わりかし。どっかにサラリーマンやりたいっていう人はあまり来ません。サラリーマンやりたいたったら都会から離れませんって。そういうことも考えてみてください。その辺でお考えありましたらぜひ。

○議長（米山俊孝） 松尾課長。

○まちづくり政策課長（松尾 天） 空き家を財産として考えるのであれば、我々が財産を獲得して、新たな道へ導いていくっていうところで。ただ、手放してもらってという仕組みづくりがまだまだ町としては考えとして甘いところがありますので、まずは手放してもらってという仕組みづくりを検討していく必要があると思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（米山俊孝） 加賀田議員。

○10 番（加賀田 亮） 時間がありません。

この 28 年間、私が見ている限りですけども、空き家は本当に増えて、時間とともにどんどん老朽化が進んでいます。

ちょっとでも価値があるものはすぐ不動産が買ってリフォームしています。放置は大変だと思いますので、とにかく一刻も早く手をつけていただいて、時間を浪費しないようお願いしたいと思います。

最後に、もし町長・副町長のほうからも私の提案にご意見ございましたらお願いいたします。

○議長（米山俊孝） 一応、持ち時間が超過してからでありますので、これで加賀田議員の一

般質問を打ち切りますのでよろしくどうぞ。

○10番（加賀田 亮） 私ははい、私はいいです。

○議長（米山俊孝） 町長ありますか。

○町長（北沢秀公） まさに貴重なご意見であると思っておりますので、前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（米山俊孝） 10番、加賀田 亮議員の質問を終わります。

次に、1番。

その前に、ちょっとお諮りします。

休憩を挟みたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 3時5分まで休憩をとりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
す。

休 憩 午後2時47分

再 開 午後3時05分

○議長（米山俊孝） それでは時間になりましたので、一般質問を再開してまいります。

◇ 柳 原 猛 ◇

○議長（米山俊孝） 1番、柳原 猛議員。

○1番（柳原 猛） それでは、私の一般質問を開始させていただきます。

このたび、本日は、町民の健康をいかに実現するかというテーマで質問をさせていただきます。

今回、このテーマを扱うに至った経緯をちょっと簡単にお話したいと思います。

まず、健康といっても、非常に幅広い分野がありますので、経緯ということなんですけれども、私は議員になって1年半ちょっとになりますけれども、社会文教常任委員会ということで、国民健康保険の運営協議会に参加をさせていただいております。その中で、年々保険者の減少と、また医療費の上昇、またさらにそれに伴う保険料の値上げというのが、長野県のロードマップということもありますので、続いているという上で、それらの制度を維持していく上でも、住民、私自身もそうですけれども、住民の健康を維持、向上していくこと、またそれをサポートしていくことが大事になるなというふうに痛感

しております。

私事ではありますが、最近、ある本を読んでおります。慶應大学の教授で、LINEヤフーの執行役員もしている安宅和人さんという方が書いている『風の谷』という希望」という本があります。この本は、様々な研究者たちが関わっているプロジェクトで、松川町のような日本の田舎地域にあるようなところを、どんなふう to 持続可能にしていけるのかというようなことを研究をまとめたような本になっております。

その中で、様々な章がありまして、「健康」という章もございます。その章の中で、「特に健康において大事な点は何か」ということで、2つ挙げられているんですが、1つ目は歯ですね、口の中の歯です。もう一つは足です。自分の足になります。

この2つがなぜ大事なのかというと、歯っていうのは、放っておいて歯周病になりますと抜けてしまうとかっていうことになってますが、そうなりますと他人の目が気になって、人前で笑ったりすることができにくくなるとか、笑顔も消えてしまうということで、だんだん人に会うこと自体が億劫になっていくということがあります。

同じように足ですね。足腰というふう to 言ったりもしますが、足も悪くなりますと、外出の機会が減って人と会うことが減っていき、社会とのつながりが失われていくと。その結果として、メンタルを病んでいくというようなことが言われています。

そのような世の中的にも健康として言われているようなことを踏まえながら、今日は質問をさせていただきたいと思います。

まず、最初に総括的な質問です。

北沢町長は、総合計画において「いっしょに育てよう 一人ひとりが輝く 笑顔あふれるまち まつかわ」を掲げられています。町長が考える松川町の健康に関する現状ですね。よし悪しなどです。と、今後のありたい姿について、まずお考えをお聞かせください。

○議長（米山俊孝） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 柳原 猛議員のご質問にお答えいたします。

松川町は、「健康を考える集会」が今年で48回、「福祉を考える集会」が43回を数えることから分かりますとおり、健康寿命の延伸や幸福度、福祉向上に努めてきた町であると思っております。

一方で現状を見てみますと、高血圧や糖尿病といった生活習慣病の患者数は、増加傾向にあり、脳疾患のリスクも決して軽視できません。こうした課題に対し、働き盛り世代を含めた世帯ごとの健康管理が喫緊の課題と捉えています。

コロナ禍において、町として、住民一人ひとりが自らの健康を自分事として捉え、無

理なく楽しく健康づくりを進めることで、健康寿命をさらに延伸し、幸福度の高い健康なまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

○議長（米山俊孝） 柳原議員。

○1 番（柳原 猛） お答えいただきました。

では、個別の質問に入っていきたいと思います。予防医療の推進状況にということで、お尋ねしていきたいと思います。

町では、令和7年に「健康まつかわ21」という10年間の健康増進計画を策定して、ホームページのほうでも公開をされています。この中で、様々課題はあるとは思いますが、特に抜本的な課題、ボウリングで言いますと、センターピンと言ったりしますが、特に重要になってくる部分の課題、その辺りについて、課題や取組、成果についてお聞かせ願います。お願いいたします。

○議長（米山俊孝） 塩倉保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） それではお答えいたします。

松川町健康増進計画「健康まつかわ21」は、議員がおっしゃるとおり、令和7年4月から11年間の長期の計画になっております。

この中で、毎年行われる健康づくり推進協議会で、方策についても評価しておりまして、第1回目の評価が終了しているところでございます。

評価内容は、成果が出ている一方、課題もあるという状況になっております。受診率、保健指導率は目標を超えています、脳梗塞が県比較で高い、基礎疾患のコントロール不足の可能性、そして睡眠や食事などライフスタイルの悪化傾向が見られます。特に、治療しているにも関わらず、重症の値が多く出ている点は、個別の保健指導強化が急務というふうに考えています。

○議長（米山俊孝） 柳原議員。

○1 番（柳原 猛） お答えいただきました。

その次の関連する質問ですけれども、こういった重症化を未然に防ぐために、各種検診等ありますけれども、評価の中でも受診が目標に対してちょっと達成できていないというD評価とか、いくつかあるんですけれども、その辺りについて、原因とか、どのように捉えていらっしゃるか。または、それに対して負担軽減策とか、そういったことをやっていらっしゃるかということをお教えください。

○議長（米山俊孝） 塩倉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） そうですね、かかっているという方も、自分自身も

そうですけれども、気をつけているんだけど値が悪くなるとか、そういうことはどうしてもあると思いますので、やはり自身に振り返っての個別的な相談というか、重症化予防の相談をもう少し密にする必要があるのかなというふうには感じております。

○議長（米山俊孝） 柳原議員。

○1番（柳原 猛） ちょっと通告書の中には、個別の質問までは書いておりませんが、健康計画のほうを見て、評価のところを見ますと、やはり総合健診受診者数、特に39歳以下と75歳以上の方たちの策定時の現状と、それに対する目標、設定されていて、最終評価がD評価になってしまっているというところがあるんですが、こういったその総合健診自体の受診率というのは、どうして悪くなってしまうのかっていうところと、それに対して何か取り組んでいらっしゃる方策があれば教えてください。

○議長（米山俊孝） 塩倉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） まず、健康診断は年間2月ぐらいに希望調査をいたします。そこで申込みがない方については、保健師が個別に、ちょうど今の時期なんですけれども、健診の申込みの促進のお電話を個別に差し上げております。今そこを「もう結構です」ってお断りになられる方が増えていることが現状でございます。また、「病院にかかっているからもうそれ以上は必要ないよ」とお考えの方もいらっしゃいます。

39歳以下の方々は、社会保険に加入されている方は会社で受けるんですけれども、国民健康保険の方々は、反対に「まだ若いから」という意識があるのではないかというのは推測しております。

以上です。

○議長（米山俊孝） 柳原議員。

○1番（柳原 猛） 以前の行政評価の資料を見ると、そういった特に若い方たちの受診率を上げるために、SNSとかでの申込みができるようにしようとしているというような方策も記載があったんですけれども、何かその辺り進展はありますでしょうか。

○議長（米山俊孝） 塩倉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） まさに今年なんですけれども、DX化を今、試みておりまして、来月その調印式みたいなことがあるんですけれども、意向調査をまずデジタル化と、それから外部委託にということで考えております。

○議長（米山俊孝） 柳原議員。

○1番（柳原 猛） お答えいただきました。

私がそういうふうにしたほうがいいという意味ではないんですが、過去の議会のやり

取りの中でも、そういった他町村で導入されているようなアプリとか、そういったものの導入というのを検討しているのかみたいなやり取りあって、「研究していく」というような話があったんですが、今回のことはデジタル化っていうのは、その申込みはネットでできるっていうふうにするだけで、そのアプリを導入するとか、そういう話ではないですか。ちょっとそこを確認させてください。

○議長（米山俊孝） 塩倉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 今現在、2～3年ぐらい前から某フォームを使って申込みができるようになってはいるんですけども、まずそこがまだ無理な方々もいらっしゃるので、誘導できるような方策というふうには考えております。

アプリではございません。

○議長（米山俊孝） 柳原議員。

○1番（柳原 猛） そうですね、長野県の県の電子申請フォームかなと思うんですけども、アプリではないということで分かりました。

健診とかそういった関連のことですと、またこの個別のご質問になるんですけども、先ほど冒頭で私、「歯と足が大事だ」という話をちょっとさせていただいて、歯についてということについて言うと、自分も結構苦労したりしたこともあって、非常にセンシティブなところではあるんですが。

だんだんお子さん、特にお子さんですね。子どもたちがだんだん年をとるごとに虫歯の保有率が増えていくっていうのはしょうがないことかなと思うんですが、12歳になると50%ぐらいの保有率があって、それがちょっと最終評価として、本来は目標は21%だったんだけど、50%になってしまったということで、学校とかでも、歯磨き習慣とか、保育園でもやってたりとかしますけれども、なんか結構大分悪くなってしまっているなっていうところがあって、その辺りが何ていうんでしょうか、分かればですけども、どうしてそういった状況にあるのかなっていう、難しいですかね。虫歯の保有率について、何か評価っていうのがあればお聞かせください。

○議長（米山俊孝） 塩倉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） ちょっとお答えとは、ご質問とは、ちょっとずれているかもしれませんが、歯の問題については、やはりこの間の国民健康保険の運営協議会でも取り上げられておりますけれども、松川町では、やはり医療費が多い原因にもなっているということは認識できておりまして、歯科健診を定期的に行っていただくとか、その子どもさんの場合はフッ素の付着とか、そういった基本的に今現在できるサービスとか、

医療保険でできる部分を、きちんと行ってもらえてないのかもしれないというのは考えております。

国保の運営協議会の中では、歯科医師からの指摘で、「松川町は健診に訪れる方が非常に少ない」と。「そこは健診料を無料にするぐらいの取組が必要じゃないか」というご提案をいただいているところなので、そこは研究する余地があるということでは受け止めているところです。

○議長（米山俊孝） 柳原議員。

○1 番（柳原 猛） お答えいただきました。

そうですね、私もちょうど出させていただいた運営協議会の中でのお話だったと思いますけれども、実際、松川町では20歳、30歳、40歳とかっていう10歳刻みの節目で、自己負担1,000円で健診ができるという助成をしているということは、私もこの質問をするに当たってちょっと調べて初めて知ったという状況があるんですけれども、実際に町内の医師の方から指摘があったのは、「例えば飯田市であれば、そういったのは無料でやっているよ」というような話がありました。

飯田市の場合は、10歳刻みのときに無料、国保健診に限られていますけれども、1年に1回500円でできるという、その毎年、節目でなくてもできるよというような形でハードルを下げているというような状況にあるのかなと思いますので、ぜひこのメニューについては「研究される」という話もあったんですけれども、おそらくこの保有率を下げていくためにも、なかなか歯医者自体も予約が取りにくいつてことで有名だったりするので、非常に難しいところもあるかもしれませんが、そういったハードルを下げていただけることは、ぜひご検討いただければと思います。

続きまして、②番のほうの健康増進制度のメニュー拡充などについてということでお尋ねします。

町では、健康増進の一環で、健康ポイント事業というものを行っていらっしゃいます。これは、健康診断の受診とか、受診結果の説明を受けたり、または、インターバル速歩や生き生きウォーキング、清流苑の温泉プール、このいずれかに参加することによって、最大400円分の「マーくんポイント」がもらえるという。その行動を変容させていくような、促していくような、そういう制度を設けられているということで、これもすみません、また、この質問する際に調べる中で知ったことではあるんですが、この制度自体の実際の利用実績とかその評価について教えていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（米山俊孝） 塩倉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 今、議員がおっしゃったとおり、健康ポイントの事業については、健診の結果説明会か健康教室に参加時に、それぞれ1ポイントとか300ポイントずつつけて、「マークンポイント」がいただけるという制度になっておりまして、昨年度は438名の方のご利用がありました。

この2点だけにしかつかないというちょっとデメリットもあるんですけども、こちらは、保健指導の指導率の向上に一定の成果がございまして、国民健康保険の努力支援に反映されているというところで、少し反映ができていますというところがございます。

○議長（米山俊孝） 柳原議員。

○1番（柳原 猛） そうしますと、説明会に参加しないと多分ポイントがもらえないっていうことになるのかなと。おそらく町としては、その説明会っていうことの機会が指導の機会にもなるし、国保のポイントにもなるということで押さえられてるのかなと思うんですが。

そうすると、説明会自体の開催の日時っていうのが結構大事になるのかなと思うんですけど、それは今、確か平日のお昼だけですかね。ちょっとその辺りもし何か今後の考えとか、今の現状についても考えがあれば教えてください。

○議長（米山俊孝） 塩倉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 今おっしゃったとおり、月に一度、平日の午後3時間程度で行っているのが現状でございます。

特定健診の結果と、それから総合健診の結果説明なので、ほぼ平日でも自由に時間が効く皆さん相手ということもありまして、平日の時間にやっております。

ただし、社会保険だとか、そういった会社の紹介で健診を受けた場合でも、健診の結果説明会に来ていただけるということで、門戸は広げているのが現状でございます。

○議長（米山俊孝） 柳原議員。

○1番（柳原 猛） はい、分かりました。

そうするとやっぱりその平日の昼間に動ける方でしたり、優先度を上げてお休みを取られている方がやっぱり参加することになってしまうのかなと思うので、ぜひできれば夕方以降の開催や、意向を聞いてからとは思いますが、それやって意味があるかというところですね。または、場合によってはお子さんが小さくて出られないという方もいらっしゃると思うので、その県のほうの国保のやつが認められるか分かりませんが、オンラインとかの実施とかもぜひ検討いただきたいなと思います。

関連してですけれども、今回の健康ポイント事業は探す中で見つけたものではあるんですが、それ以外に類似の健康増進制度、住民の行動を促すためのインセンティブ制度みたいのありましたら教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（米山俊孝） 塩倉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 今のところ、町が行っているものは、健康教室というのが3点行っています。インターバル速歩、それから背骨・筋骨格系のものと、それからストレッチ教室はやっております。また、介護保険の制度を使ったプール教室も行ってありますし、実施事業として継続されているところもございます。運動教室はそういう内容のものがあります。

また、健康教室そのものは実習グループいくつかございまして、町の保健師や栄養士が監修しておりまして、一緒に行動をさせていただいているものがございます。

ただ、そのグループ活動でございますので、お見えになりたいという希望の方しか入れないのが、今、ネックだなということで、もう少し広げていけることができないかということが問題かなというふうには感じております。

○議長（米山俊孝） 柳原議員。

○1番（柳原 猛） お答えいただきました。

そうですね、そうすると、いわゆるそのインセンティブという、その人々の行動をなんか、健康へと向けていくって意味でいうと、健康ポイント事業というのが一つ大きくあるのかなっていうふうに思ったんですけれども。

そういう意味でいったときに、清流苑のプールとか、生き生きウォーキングとか、そういういったものの以外にも、私は何ていうんですかね、そういう地域のスポーツイベントみたいなものも含めていったいいんじゃないかなというふうに思いました。

例えば、去年で言いますと、町民駅伝、ちょうど記念大会でしたけれども、ああいったものでしたり、公民館とか有志でやっている町民登山とか、あと体力測定もありますね。これは管轄が教育委員会だと思いますけれども、そういったところのいわゆるスポーツといわれるものが健康と連携していくっていうことは非常に大いにあるのかなって思うと、そういったものをその対象のメニューに増やして入れていくっていうことは、インセンティブになっていくんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その点何かお考えれば教えてください。

○議長（米山俊孝） 塩倉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 議員おっしゃりたいところは、ほかの課でやっているそうい

う行事も、こういう健康ポイントが付与できるような仕組みが必要でないかということをおっしゃりたいのかなというふうに受け取りました。大変貴重なご意見というふうに受け取りました。

以前は、生き生きウォーキングが、保健福祉課と教育委員会との合同の事業だったんですけれども、今、教育委員会オンリーで進めていただいているということもありますので、そういった連携ってというのは、また基本に立ち返り、連携できないかということも含めて考えて研究してまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（米山俊孝） 柳原議員。

○1番（柳原 猛） そうですね。健康とスポーツってところが非常に親和性が高いのになって思うと、非常にぜひ、住民からするとどんな課がやっているかっていうのはあんまり分からないところがあるので、どういうふうに自分の健康につながっていくのかなっていう関心で見ているので、ぜひ、もしかしたら産業観光課さんと教育委員会さんと保健福祉課さんとか、そういう連携になるのかもしれないんですけど、そういう連携をぜひ取っていただければなと思います。

③番のちょっと別の質問にまいります。

住民参加による一緒に育てる健康増進事業の構築についてということで、通告書のほうには書かせていただきました。

私、冒頭のほうでも北沢町政のスローガンである、「いっしょに育てよう」というスローガンを申し上げましたが、私はこの「いっしょに育てよう」というものっていうのが何かというと、まちづくりっていうのはその行政の人だけではなくて、住民も一緒にまちづくりしようよっていうスローガンだというふうに思っているんですね。もし違ったら違うというふうに教えていただきたいんですが。

一緒に育てるということなのかなというふうに思うと、その観点から、住民、今は行政の方たちが、さっきの生き生きウォーキングでしたら、教育委員会の担当の方たちがそういう企画をして、スポーツ推進委員の方と一緒にやられていると思うんですが、スポーツ推進委員の方も住民といえば住民ですけれども、それ以外の健康に取り組みたいとか、スポーツをやっているとかっていうような方を巻き込みながら、アイデアを出し合って事業を企画していくような、そういったことっていうこと。その住民参加型の仕組みっていうのを導入することはできないのかなというふうに、住民目線で思うんですけれども、何かお考えありませんでしょうか。お願いいたします。

○議長（米山俊孝） 塩倉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 健康に対しても、いろんな行事に対しても、住民参画の重要として認識しております。

本年1月に行われました「健康を考える集会」では、若い世代の意見を取り入れた体験型メニューを実施しまして、大変好評でございました。

また、今年度、住民提案型まちづくり事業に、スポーツイベントの企画が提案されておりまして、準備が進められているというのも伺っています。

このような機会を捉えて、引き続き住民主導の取組を支援していくというのが町の責務かなというふうに考えております。

○議長（米山俊孝） 柳原議員。

○1番（柳原 猛） ちょっと町長みたいなコメントいただきまして、ありがとうございます。

そうですね。そういったときに、逆に住民目線で考えたときに、どうしたらいいんだろうって思うと思うんですね。町民提案型っていうのはまさに募集型であったので、「やりたいです」ってことでやれるんですけど、そういった場合は純粋にその保健福祉課の、例えば塩倉課長のところに、「こういうことやろうと思うんだけどどうですか」とかっていうふうなお話をしに行くみたいな形でもよろしいんですかね。

○議長（米山俊孝） 塩倉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 過去の例なんですけれども、「子育てのサークルをつくりたいんですけど」っていうご相談があったことがあります。公民館にいた経験もあるので、「社会教育団体に登録できたら裾野も広がるし、教育委員会の援助ももらえるから、そういった方法はどうでしょうか」ということでご案内したこともございます。

私自身、個人的にはそういう運動のサークルも主催しておりますけれども、そういった町の仕組みを使っていくらでもできますので、私なり公民館なりにご相談いただくということは十分あり得るかなというふうに思っております。

○議長（米山俊孝） 柳原議員。

○1番（柳原 猛） ありがとうございます。

町の方に多分お話すれば、そういったところへ、役場の庁舎の入口にも人が立たれていて、いろいろつないでいただけたらと思うんで、そうなるんだろうなとは思いますが、なかなか役場まで行かないとっていうのと、役場がどうしてもやっぱり距離が遠いっていう住民の方も多くいらっしゃるって、そうすると、町との関わり方をどうやって紡いでいったらいいんだろうかっていうのは、なかなか分かりにくいところもあるのかな

と思いますので、ぜひそれはどの課ということではなく、つながる機会を、特にその対面だけじゃないところ、紙とかインターネットとかLINEとかありますけれども、そういうところで提供いただければと思います。

今回、通告のほうに書かれているものについては、以上になるんですけども、通告書を作成するに当たって、総合計画のほうを改めて見る中で、ウェルビーイング調査をされて、その結果、非常に示唆深いデータがあったので、ちょっとご紹介させていただきたいなと思います。

すみません、私も事前に許可をいただいて投影したかったんですけど、ちょっと間に合いませんでしたので、口頭で申し上げて申し訳ありませんが。

今回のウェルビーイング調査の中に、「公共空間」という項目があります。公共空間というのは、自分たちの住んでいる空間についての質問で、すみません、質問の文言を失念してしまったのですが、2つ質問がありまして、「暮らしている地域の雰囲気は自分にとって心地よいか」という質問と、「私の暮らしている地域には、町なか、公園、川沿いなどで心地よく歩ける場所がある」というような設問があります。

前者のほうの設問に関しては、49.6%の方が「そうである」というふうに答えていらっしゃると思います。50いく、いかないぐらいっていうのは結構いい数字ではあるほうだとは思いますが、一方で後者の、心地よく歩ける場所があるということに対しての回答については、37.8%の回答の方が「そうである」というふうに答えているということで、12ポイントぐらいその差があるということなんです。これについては、結構落差が激しいなというふうに思いました。

一応、この公共空間について総合計画で松川町としては、「歩きたくなる魅力的なまちを創出していく」ということを掲げられています。

私は、この数字のギャップを見る中で、やっぱり私自身がちょっと運動するからってということもあるんですが、というのと、松川町がやっぱり車社会であるからということもあるのかもしれませんが、なかなか歩きやすい環境づくりっていうのがされていないなというふうに実感として感じています。

今、総合計画の中では想定する取組として、公園の長寿命化計画に沿った公園の整備促進、台城公園で行われているようなことだと思んですが、そういうことでしたり、小中学校のグラウンド芝生化検討や、あとは立地適正化計画の策定ということで、これちょっと抽象的ですけども、人口減少する中で、どういうふうに立地を適正化していくかっていうことを検討していくっていう、この3本が掲げられているんですけども、

何かこれだけでちょっと歩きたくなる環境づくりにつながるのかなっていうふうにやっぱり思ってしまったんですね。

歩きたくなる環境づくりっていうと、やはり、例えば喬木村なんかですと、運動公園があつて、運動公園の周りを走れるようになっているんですね。そんなに距離は長くないと思います。500メートルとかそんなもんだと思うんですが、暗くても照明がついているので、夜でも走れたり歩いたりとかしている方がいらっしゃるみたいなことをお聞きしてますけれども。

そういったようなものをイメージするんですけれども、なかなかちょっとまだこの抽象的な事業ということもあるので、イメージができないんですが、そういった、私、冒頭でも何度も言ったんですけど、歯とか足とかっていうことに、健康にとって非常に大事だなと。メンタル的にも大事だなんて思ったときに、この公共空間の歩きたくなるような魅力的なまちづくりっていうものが、何かただ公園を整備するだけじゃなくて、ほかのいろんな課をまたいだ連携と、それに基づいたハード整備みたいなものが必要になってくるのかなというふうに思うんですね。

そういう意味で言うと、これってなかなか一つの課の課長さんが考えたりするのは難しいかなというふうに思うと、リーダーシップをとられるような立場にいらっしゃる副町長や町長が、こういったことをどんなふうにお考えになるかなということで、ちょっと感想的なご質問になっちゃうんですけれども、お考えを町長か副町長、お聞かせいただければと思うんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（米山俊孝） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 歩きたくなる空間といいますか、心地よい空間といいますかの質問ですけども、確かに町内にはウォーキングのできるコースといいますか、そういったものはないのかなと思いますけれども、以前に、広域農道の上片桐から東浦の交差点までの折り返しのルートがあつたりとか、それから清流苑では、マレットゴルフ場から桑園横断を通して増野まで歩いて戻ってくる中で、距離が路上に記入されていたりとか、そういったこともありますけれども、確かに先ほどの総合計画だけの話では、その部分には至らないのかなというのは、個人的な実感としては思います。

どんなことができるのかなというのを考えますけれども、松川町の中には、むらやま公園があつたり、台城があつたり、様々な公園もございますし、また天竜川もございいますので、そういった点で新たな事業といいますか、そういう場所づくりというのは可能なのかなと思います。

個人的な感想になってしまいますけれども、これを事業につなげていくには、それぞれまた調整をしたりとかいうことも出てまいりますので、検討の材料にしていきたいと思います。

また、先ほど、ちょっと話は逸れますけれども、健康ポイントの話ありましたけれども、産業観光課の事業にもなっていますけれども、マークンカードの関係でも、このアプリについて検討しているところもあります。

実際この健康ポイントをうまく使って何かできないかということも検討しておりまして、この健康づくりに関しましては、町としてもまだまだやれることはたくさんあるんだけれども、今いろんなものが出てきてしまっていて、何に手をつけていったらいいんだろう、何が成功の一番の近道なんだろうっていうのが見えない状況にありますので、ぜひまた議員の知識の中で、ぜひ教えていただいたりとか、ともに考える時間が取れたらいいなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 柳原議員。

○1 番（柳原 猛） すみません、通告書にないにも関わらずご回答いただきましてありがとうございます。

私、まだ松川町に住んで10年ですけれども、町内の方と話すとき、「松川町っていうのは非常にスポーツが盛んな町だったんだよ」というふうに、ちょっと若干過去形気味に言われることがありまして、確かに紐解いてみると非常に、ハーフマラソン、私、来たときありましたけれども、町内を盛り上げる方たちがたくさんいらっしゃったなっていうことは存じておりますが、ぜひ、このスポーツ好きな松川町の雰囲気、またその健康っていう形でつなげることができると、よりまちづくりというか、「ウェルビーイング」という言葉がありますけれども、生き心地や生き生きして幸せに暮らせるということにつながっていくのかなと思いますので、ぜひこれからも事業でまたやり取りさせていただければと思います。

これにて、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（米山俊孝） 1 番、柳原 猛議員の質問を終わります。

通告のありました一般質問は、以上で終了いたしました。

散 会

○議長（米山俊孝） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これにて散会いたします。

午後 3 時 3 9 分 散 会

令和8年 松川町議会 第2回定例会
(第 17 日 目)

令和 8 年第 2 回松川町議会定例会会議録 (第 17 日 目)

令和 8 年 6 月 24 日 (水曜日)

午後 3 時 00 分 開議

開議宣告

議事日程の報告

日 程

- 第 1 議案第 4 号 令和 8 年度松川町一般会計補正予算 (第 2 回) について
- 第 2 議案第 5 号 令和 8 年度松川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 回) について
- 第 3 議案第 8 号 令和 8 年度松川町一般会計補正予算 (第 3 回) について
- 第 4 議案第 9 号 部奈ライスセンター設置条例の制定について
- 第 5 議案第 10 号 部奈ライスセンターの指定管理者の指定について
- 第 6 請願の審査
 - 請 願 2 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願
- 第 7 発議第 1 号 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について
- 第 8 継続審査・調査について
- 第 9 町長あいさつ

閉会宣告

出席議員 14 名

(別表のとおり)

欠席議員 0 名

地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

開議宣告

○議長（米山俊孝） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和 8 年第 2 回松川町議会定例会を再開いたします。

議事日程の報告

○議長（米山俊孝） 議事日程の報告であります。本日の日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

本日の会議に説明者として、理事者、各課長、局長の出席を求めています。

株式会社チャンネル・ユーのケーブルテレビ生中継の許可をしてあります。

それでは、最初に、定例会初日に上程されました補正予算の審議から行います。

=== 日程第 1 議案審議 ===

◇ 議案第 4 号 令和 8 年度松川町一般会計補正予算（第 2 回）について

◇ 議案第 5 号 令和 8 年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）について

○議長（米山俊孝） 日程第 1、議案第 4 号、令和 8 年度松川町一般会計補正予算（第 2 回）について、日程第 2、議案第 5 号、令和 8 年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）についてを議題といたします。

議案第 4 号及び議案第 5 号の補正予算につきましては、審査を各常任委員会へ付託してありますので、その結果について順次報告をお願いいたします。

初めに、社会文教常任委員会の報告をお願いいたします。

塩沢貴浩社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（塩沢貴浩） それでは、社会文教常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして、社会文教常任委員会に審査を付託されました令和 8 年度松川町一般会計補正予算（第 2 回）、令和 8 年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）について、去る 6 月 12 日に委員会を開催し、理事者、関係課課長、局長、係長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の結果、両補正予算とも全員賛成であり、当委員会としては原案のとおり認めることが妥当と決しましたので、報告をいたします。

主な審査の内容を報告いたします。

令和 8 年度松川町一般会計補正予算（第 2 回）について。

中央小学校給食調理員確保のための人材派遣委託料 400 万円について、質問がありました。

これに対し、調理員不足の要因について質問があり、「近隣市町村においても同様の人材不足が続いていること。勤務条件や専門性など様々な要因が考えられることから、今後研究を進め、採用につなげていきたい」との答弁がありました。

町民体育館移動観覧席改修工事 400 万円について、質問がありました。

これに対し、財源については、「公共施設等適正管理推進事業債 360 万円とふるさと応援基金 40 万円を充当する予定であり、起債充当率 90%、そのうち 50%が交付税措置される見込みである」との答弁がありました。

また、改修後の利用については、「これまで年 5 回から 10 回程度利用されており、改修により利便性向上が期待される」との説明がありました。

令和 8 年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）について。

介護報酬改定等に伴うシステム改修費について、質問がありました。

これに対し、「今回の制度改正に対応するため、介護保険システムの改修を実施するものであり、国庫補助金及び一般会計繰入金を財源として対応する」との説明がありました。

また、地域支援事業費の旅費補正について、質問がありました。

これに対し、「オレンジカフェに従事する会計年度任用職員の通勤手当分を補正するものである」との答弁がありました。

現地調査として、図書館・資料館改修工事現場及び北小学校の天井の雨漏り状況を視察いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（米山俊孝） 次に、総務産業建設常任委員会の報告をお願いいたします。

加賀田 亮総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（加賀田 亮） それでは、総務産業建設常任委員会の審議報告を申し上げます。

去る 6 月 15 日に、理事者、関係課局長、係長が出席の下、行われました。

審議結果は賛成 5、反対 1 で賛成多数ということで、原案どおり認めるということになりました。

主な審議内容でございます。

まずは、公共交通対策の件でございます。夕方にチョイソコバスを走らせる件で

ざいます。

「料金 250 円の料金設定はどうかと、もっと安い料金設定ができるんじゃないか」という質問がありましたが、町の答弁によりますと、「子どもの料金を一応使った」と。「あぁいった公共交通の料金設定は、関係各所に届けが必要ですね、また、新たに 100 円・200 円といった種類の料金を届けるのは非常に煩雑で時間もかかるということで、届け出済の 250 円、この金額を使いました」という回答でございました。

次に、国際交流の件につきまして質問がありました。多くの質問がございました。例のフィジーへの派遣の調査の件でございます。

まずは財源についての質問がありました。「半分は国費補助」という回答でございます。

それから、「現地へ視察に行って、どういったものを見てくるんだ。それから、子どもの安全確保っていうのは、何を見て何をもって安全だと判断するんだ」というような質問。それから、「JICAとの連携とか、そういったことはどうなるとるんだ」というふうな質問もございました。

行政の答えとしては、「やはりまず受入れ企業があるということなので、この受入れ企業の現地法人の体制というのをしっかり見てくる」と。「それによって安全体制などの確信を得るよ」というふうなことを答弁されました。また、「JICAとも一応連絡は取っている」というふうな答弁でございましたので、こちらにも進展が期待できるものではないかというふうに考えられます。

次の質問ですが、選挙の送迎のバスのチョイソコバスについてのご質問がございました。

「こちらは投票所が集約されましたので、お金が 40 万円ぐらい浮いてくる計算になっておりました。ですので、チョイソコのバスを当日、選挙の投票日当日に送迎で走らせるんだ。走らせるに加えて、せっかく浮いたお金があるのであれば、平日の期日前投票も走らせたらどうだ」というふうな提案兼質問でございましたが、答弁といたしましては、まず、「選挙管理委員会の決定というのが先だっておりますので、今回はその決定に従ったものである」と。「ですので、今回の提案は、やはりもう一度、選挙管理委員会の結論が必要であるので、今回はちょっと難しい」というふうなことでございました。

それから、「期日前投票は時間帯も朝から晩まで長いというのと、曜日もあります。今の昨今の運転手さんをはじめ、そういった人たちの確保が非常に困難である」というふうな答弁でもございました。

次の質問でございます。2 ページ目でございます。

DMOの地域プロジェクトマネージャーという人を採用するということについて、質問がありました。

「この地域プロジェクトマネージャーというのは、名前はなかなか派手な名前ですが、実際はどういうことをするんだ。そしてどういう権限があつて、どういう責任を持たせるんだ」ということを厳しく求める質問がございました。

「現実として、まず経営会議に関して、経営の決定というのは理事会で行われますので、このプロジェクトマネージャーはそれにはもちろん当然一票は持たない」というふうな回答でございました。

「責任を持たせて役職なり何なりでしっかりと仕事を遂行させるべきではないか」ということに関しては、「正直これからの仕事ぶりを見て判断したい」と。「その上で将来的にこういったポストであるとか、こういう肩書きとか、そういったものを与えながら、仕事の責任の確立というものを図っていきたい」というふうな答弁でございました。

最後に、防災対策費の事業債の予算の振替えについて、質問がございました。

こちらはJアラートの件でございますが、「町が以前この事業に対して起債していた部分っていうのが種々の状況により条件が合わなくなってきましたので、事業債は890万円のものが660万円分しか起債できないことになりました。ですので、足りなくなった230万円をふるさと応援基金から入れる」というふうな内容でございますが、これについて疑義の声がありました。「ふるさと応援基金というのは、やはり町の未来・発展、そういったものに資するそういったものに使われるべきであつて、寄附者もそういう思いなはずである」と。「今回のような起債したものが途中で減額になったから、その補填に充てるというのはどんなものか」というふうな質問がございました。

答弁といたしましては、「一応ふるさと納税の寄附目的の中には、いわゆる『災害の減少』というふうな目的も一応入っていますので、使うことに関しては問題ないというふうな判断でございましたが、今後こういった補填的な使い方は、一切する予定がない」ということでございましたので、「今回限り」というふうなそんなような答弁のような感じがいたします。

それで最後に、委員間討議を行いまして、再質問がありました。一番下でございます。やはり国際交流の件でございます。

「海外プログラムなので、かなりのお金を使って行きますので、語学の部分も教育委員会と一緒に、いわゆる両方ちゃんと得られるようなプログラムをきちんと練り直すべきではないか」という質問がありました。

それに対しての答弁ですけれども、「語学に関しては今のところ、ALTをこんだけ拡充しているんで、そちらのほうで何とかしたい」というふうなことで、「今回は人材育成というのに絞った体験型プログラムにしましたよ」というふうな答弁でございました。

その後、討論を行って、反対討論1、賛成討論1ございました。

採決いたしまして、一番最初に冒頭で申し上げたように、賛成5、反対1、賛成多数でこの原案どおり認めることが妥当と当委員会では決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（米山俊孝） 各常任委員会からの報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、ここでお諮りいたします。

議案第4号に対しては、修正の動議が提出されていますので、最初に議案第4号から審議を行いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 異議なしと認めます。

それでは、最初に、議案第4号について、ただいまの各委員長の報告について、質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 討論なしと認めます。

次に、本案に対しては、谷川博昭議員ほか1名から、お手元に配りました修正の動議が提出されています。

これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

谷川博昭議員。

○3番（谷川博昭） それでは、ただいま修正動議を提出させていただいておりますので、お手元の資料について、朗読をもって修正案とさせていただきます。

令和8年6月24日。

松川町議会議長、米山俊孝様。

提案者、松川町議会議員、谷川博昭。

賛成者、松川町議会議員、松井悦子。

議案第4号、令和8年度松川町一般会計補正予算（第2回）に対する修正動議を地方

自治法第 115 条の 3 及び松川町議会会議規則第 16 条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

次のページをご覧ください。

今回、上程された補正予算書の 10 ページの 7 目地域振興費、12 節委託料の国際交流事業検討のためのフィジーの現地視察費 75 万円の予算については、まずもって可否の判断がつきません。

通常、企業等においては、新規事業を始めるに当たり、担当部局でたたき台となる計画案が立案され、組織の内部で計画の内容についてプレゼンテーションや審査を行い、事業の目的や方法、事業の効果、課題等を十分に検証した上で、担当部局に修正が指示されます。担当部局は、複数にわたる計画案の見直しや修正等の過程を経て、やっと事業実施の許可が得られるのです。その中で、現地視察が必要であれば、初めて予算が認められ、現地視察に行けるものだと思います。

それを踏まえると、今回の予算計上の説明については、その可否の判断の根幹となる計画のボリュームや事前の調査資料が少ないことや、候補地にフィジーを選定した経過の説明に説得力がありません。担当者が 75 万円をかけて現地調査に赴く前に、現地の情報を得る手段がほかにいくらでもあると思いますし、他国のほかの候補地と比較した経過や具体的な実施日、想定している参加人数等々を上げていけばきりが無いほどに疑問が出てきます。

このように、事業の目的や趣旨が曖昧なものには到底賛同できません。町長をはじめ、賛同する議員の皆様は、何をもって予算化を可としているのでしょうか。

私は現地調査の費用について、現時点で予算化することは早いと思いますし、皆さんが賛成できることに驚きを隠せません。

また、答弁の中で、「昨年 9 月から準備を進めてきて、今回の予算計上に至った」との説明がございましたが、説明された計画と候補地選定の経過の説明が不十分であると言わざるを得ません。半年以上の時間があつたわけですが、この期間内では具体的な事業計画の立案は難しいのでしょうか。それとも松川町の予算については、熟考不足の事業計画についても予算化できるのでしょうか。

最後に、繰り返しになりますが、このようにきちんとした計画書がないために、この予算化に対しての可否がつきませんので、反対とさせていただきます。

次に、令和 8 年度松川町一般会計補正予算（第 2 回）の修正案について説明します。

1 ページをご覧ください。

以下は、議案第4号、令和8年度松川町一般会計補正予算（第2回）の修正案であります。

議案第4号、令和8年度松川町一般会計補正予算（第2回）を以下のとおり修正する。
2ページをご覧ください。

第1表、歳出予算補正の一部を次のように改める。

2款の総務費の補正額1,494万7千円を1,419万7千円に改め、計の額17億862万5千円を17億787万5千円に改める。

1項の総務管理費の補正額1,538万6千円を1,463万6千円に改め、計の額14億5,797万9千円を14億5,722万9千円に改める。

14款の予備費の補正額0円を75万円に改め、計の額2,300万円を2,375万円に改める。

1項の予備費の補正額0円を75万円に改め、計の額2,300万円を2,375万円に改める。

3ページをご覧ください。

参考の令和8年度松川町一般会計補正予算（第2回）の修正に関する説明です。

歳入歳出予算事項別明細書の1の総括です。

1. 総務費の補正額1,494万7千円を1,419万7千円に改め、計の額17億862万5千円を17億787万5千円に改め、補正額財源内訳の一般財源509万8千円を434万8千円に改める。

予備費の補正額0円を75万円に改め、計の額2,300万円を2,375万円に改め、補正額財源内訳の一般財源0円を75万円に改める。

最後の4ページに詳細が表記されています。細かく説明いたしません、2款総務費、1項総務管理、7目地域振興費、12節委託料75万円を皆減し、その分を14款の予備費、1項予備費、1目予備費へ振替えるものです。

歳出額の枠内での調整のため、歳入の修正はございませんし、歳出補正予算の総額については、補正予算の原案と変更ございません。

説明は以上です。

○議長（米山俊孝） 説明が終わりました。

ただいまの谷川博昭議員の説明について質疑を行います。質疑はありますか。

松下議員。

○4番（松下正敏） 私は、原案に賛成の立場から、修正案に質問をさせていただきます。

自席にて質問をさせていただきます。

よろしいでしょうか。

修正案提出者にお尋ねいたします。

今回、フィジー交流事業については、既に高校生を派遣する事業ではなく、過去に実施されたコストリカスタディーツアーの経験を踏まえて、今回の交流事業の可能性を検討するための予算であると理解をしております。

この事業を本格的に実施するかどうか、これは今回の実施された検討結果を踏まえて慎重に判断すべきだと私は考えます。

検討段階の予算を削除するということは、この検討材料を得る機会を失ってしまうということで、この企画自体が先延ばし、どのぐらい先になるかが見通しがつかないという状況です。

本当に、実際にコストリカスタディーツアーに参加された高校生が、現在社会人となって、非常に松川町の事業に関わりを持って、松川を良くしていこうと参加してくれるという内容をお聞きしました。そういう高校生が、より多く存在していただくことを私は期待するものであります。

その事業をぜひ前向きに検討することが、私はベストな方法だと思い、この事業を先延ばししてもいいのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（米山俊孝） ほかに質疑ございませんか。

先に討論しますか。

答弁、谷川博昭議員。

○3番（谷川博昭） 先延ばしてもいいものかどうかという質問だと思いますけれども、過去のコスタリカの事業のことを否定するものでもありませんし、その成果についても別に否定するものではないのですが、説明の中で申し上げたとおり、事業計画のないものに対しての検討をする余地がないというところでございます。

なので、先延ばしは致し方ないという考えでございます。

以上です。

○議長（米山俊孝） 松下議員。

○4番（松下正敏） これは行政側からきちんとした説明もあったかと思いますが、その説明があったものが、全く説明不足といった内容の感じを受けとったんですけれども、私は説明の中でも十分その趣旨も感じとれましたし、何が足りないのか、その点を明確にお願いしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 谷川議員。

○3番（谷川博昭） 説明、修正の説明で申し上げたとおりでございますが、詳細が全く分からないという状況なので、それについての説明がない以上は、検討する余地がないというところでございます。

以上です。

○議長（米山俊孝） 松下議員。

○4番（松下正敏） 最終的にする判断の検討するための派遣という内容でありますので、私はこの時点でしっかりとした計画っていうのが、この派遣をもってできるものだと思いますので、ちょっと考えの違いかと思いますが、私の考えはそういった内容です。

○議長（米山俊孝） ほかによろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） ほかに質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。

最初に、反対の討論から、討論ありませんか。

小川議員。

○2番（小川隼人） 自席で討論させていただきます。

私は、本修正動議について、反対の立場から討論いたします。

本事業は、新規の語学留学やビジネス視察ではなく、過去に行ったコスタリカスタディーツアーの踏襲を受けて、子どもたちが異なる文化や価値観に触れ、国際的な視野を広げるための国際交流事業であります。

フィジーが選ばれたのは、特定の個人の考えによるものではなく、これまでの関係人口の創出に取り組む中で築かれたつながりがあり、交流の実現の可能性が見えてきたからこそであります。国際交流の相手方との信頼関係があって初めて成り立つものであり、実際につながりがある地域から始めることは、現実的かつ妥当な判断であると考えます。

また、「様々な候補地を比較、検討すべき」という意見もありますが、私は最初から完璧な形を求める必要はないと考えます。まずはフィジーとの交流を実現し、その成果や課題を踏まえながら、将来的に交流先を広げていけばよいのではないかと思います。

重要なのは、議論を続けることではなく、子どもたちのために実際の交流をスタートさせること、これに尽きると思います。

さらに、委員会等の中では「先進国を選ぶべき」との意見もありましたが、子どもたちにとって大切なのは、その国が先進国かどうかではなく、日本とは異なる文化や環境

の中で人と出会い、交流する経験です。フィジーだからこそ得られる学びや気付きも必ずあるはずです。

子どもたちの未来につながる貴重な機会として、まずは築かれたつながりを生かして、第一歩を踏み出すべきであるということを申し上げ、本修正動議への反対討論といたします。

○議長（米山俊孝） 討論ございませんか。

加賀田議員。

○10番（加賀田 亮） 前で行います。

私は、担当常任委員会の委員長でございますが、その立場を超えて、ここではちょっと一人の議員のというふうなことで、修正案を支持というふうな決意を持ちましたので、それを前提にちょっとお話をしたいと思っています。

まず、この話は別に悪いとは思っていません。ただ、やっぱりプロセスはかなり問題があるなというふうに思っています。もっともっと前から動いていたんだったら、もっともっと前から事細かに議会に報告があってしかるべきだ。

担当者の熱意は分かりますし、その熱意には敬服しております。ですので、それに別に異論を挟む余地もない。それを認めた理事者の考えも分からないでもない。

ただ、今言ったように、いくつか申し上げますが、そこの最後、理事者の判断が一番大事だったのではないかなというふうな疑念はあります。

まず、1つ目です。スタディツアー、いわゆる人材形成が目的だということでありますので、一般的なことを言えば、フィジーである必要は全くない。いわゆる外国に行かなきゃできないってことではない。例えば企業内研修とかでもできますよ。東京の一流の上場会社に、1週間だけインターンで働かせてもらうというだけでも、この下伊那の子たちにとっては強烈な経験と世界が広がりますよ。要は、そういう検討ですら我々議会が参加させてもらってないですよ。議会に振れば、そういう話が出たと思います。そこでやっぱり1つ疑問だ。

もう1つですね。やはり、わざわざお金をかけて外国に行くのであれば、私は語学はセットだと思っています。それは外国に行くっていうだけで楽しいでしょうし、ワクワクするでしょうし、目に入るもの、耳にするもの、いろんな珍しいものが若者に刺激を与えるのは間違いありません。ただ、物見遊山ではないので、やっぱり、しかも時間とお金をかけて行くので、若者の本分である英語の勉強に少しでもやっぱり資するっていうのは、きちっと目的として持ってほしいなと思います。

そういった意味で、教育委員会とゴリゴリにしっかりと協議して、またその過程を議会にきちんと報告して、また議会からも意見をもらうということが、私を知る限り一度もなかった。それも問題だと思っています。議会からきっとそういう意見は出たと思いますけれども、もうここまで来ちゃったらもうどうしようもないっていうふうな感じがすかね。

もう1つは、今言ったように、議会への公開、協議の場の少なさから、もうこの事業が既定路線になってしまったということです。フィジーに行きたい、その予算が75万円だって話です。それは結構ですけれども、もうこの時点になったら、実際の話、もうフィジーで決まりだと私は思っています。仮にフィジーで革命とか内乱とか大災害が起きれば別ですよ。でも、もしフィジーに行ってきた、いやいまいちでした。ほかの国に変えます、フィリピンに変えましたというときには、フィジーの視察は何だったんだな、あの75万円は無駄金じゃないかみたいな議論になりかねませんからね。だから行政はやっぱその辺も察して、きちっとしたものをお持ちだと思います。ですので、しっかりフィジーで、これを認めれば決まりだなというふうに思っていますし、そういうことですな。

それから、コスタリカの話がやたら出てきます。私は、コスタリカのときもよく覚えておりますけれども、コスタリカの成功事例に何かとらわれていないかっていう感じもします。コスタリカは成功事例もあったけれども、私が見る限り、デメリットもあったと思っています、正直なところ。正直なところあると思います。そこの反省もきちっと踏まえた上で、松川町は子どもたちにしてあげられる成功体験って何だろうっていうのを議会と踏まえて一緒に議論したか。私はしてないと思っています。

これらのことを踏まえて、担当者の熱意はよく分かるんだけど、それは担当者の力なんでね、どんどん伸ばしてあげたらいいけども、やっぱり町長、副町長が総合的に、「いや君の熱意は立派だ」と、「否定はしない」と。「ただ、議会としっかりと話を合意をしてないじゃないか」と、「これはもう少しペンディングしたほうがいいぞ」という判断をしなくって、「応援してあげよう、君のことを」。それは人間の気持ちとしては分かりますよ。ただ、行政マンのトップとしては稚拙だ。はっきり言って。それは冷徹に冷たいようだけど、「いや、事業っていうのはそういうもんじゃないから、君の熱意は絶対に酌むから、でもちょっと我慢してくれ」と言えるのが町長だと思っています。

いろいろ事情があると思いますし、私の知らない話もあると思いますけどね。

総じて、私は、先ほど谷川議員が先ほど申し上げた主張には、実はあんまり賛成はし

てないんですけども、修正案で 75 万円を削るという 1 点においては賛成です。

ですので、この修正動議に対しては賛成の立場に回らせていただきます。

ぜひ、皆さんもご一考をいただければ幸いです。

以上でございます。

○議長（米山俊孝） ほかに討論ございませんか。

松下議員。

○4 番（松下正敏） それでは、自席で修正動議に反対の立場から討論をさせていただきます。

今回、フィジー交流事業の検討は単なる海外交流ではなく、将来の松川町を担う若い世代の人材育成につながる可能性を持つものと考えております。

松川町では、過去のコスタリカスタディーツアーに参加した高校生が、現在、社会人となり、町の事業に関わりながら、町を良くしていこうと活動している事例があります。

こうした経験は、若い世代が町外、あるいは海外に触れることで自分たちの町を見つめ直し、将来の関わりにつながる成果であると受け止めております。

今回の予算は、事業を直ちに実施するものではなく、その可能性を検討するための段階です。検討の結果、課題があれば見直すこともできますし、検討そのものを行わなければ判断材料を得ることができません。

若い世代への投資は、すぐに成果が見えるものではありませんが、将来のまちづくりにとっても重要な取組です。この段階でその可能性を閉ざすべきではないと私は考えます。

以上の点から、本修正案動議に反対をいたします。

○議長（米山俊孝） 討論はございませんか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 討論なしと認めます。

それでは、ただいま討議しました、谷川博昭議員ほか 1 名から提出された修正動議について採決を行います。

本修正動議について、賛成の方の起立を求めます。

（起立 3 名）

○議長（米山俊孝） 起立 3 名。賛成少数であります。

よって、谷川博昭議員ほか 1 名から提出された議案第 4 号、令和 8 年度松川町一般会計補正予算（第 2 回）に対する修正動議は、否決されました。

それでは、修正動議が否決されましたので、改めて議案第 4 号について、原案の採決を行います。

議案第４号、令和８年度松川町一般会計補正予算（第２回）について、各委員長報告のとおり、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立 11 名）

○議長（米山俊孝） 賛成多数であります。

よって、議案第４号、令和８年度松川町一般会計補正予算（第２回）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号について審議を行います。

ただいまの社会文教常任委員会の報告について、質疑はありませんか。質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 討論なしと認めます。

それでは、議案第５号について、社会文教常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立 13 名）

○議長（米山俊孝） 全員賛成であります。

よって、議案第５号、令和８年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第１回）については、原案のとおり可決されました。

続いて、本日最終日に上程されました議案の審議に入ります。

◇ 議案第８号 令和８年度松川町一般会計補正予算（第３回）について

○議長（米山俊孝） 日程第３、議案第８号、令和８年度松川町一般会計補正予算（第３回）についてを議題といたします。

説明を求めます。

黒澤副町長。

○副町長（黒澤哲郎） それでは、よろしくお願いいたします。

＝ 議案第８号 朗読・説明 ＝

○議長（米山俊孝） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

米山郁子議員。

○11番（米山郁子） 申し訳ないんですけども、すみません、この一般会計補正予算（第3回）についてでございますよね、質疑。その6ページでございます。

報償費、謝金などございますが、これの日数ですね。何日間でどのぐらいの工数でこの金額になったか教えていただきたいと思いますし、また重機のレンタルについても、いくらで何日間で計算されたのか教えてください。

○議長（米山俊孝） 中村課長。

○建設水道リニア対策課長（中村昌彦） 全協でもご説明したとおり、2ヶ月間の日数になります。

作業員につきましては、8名ということで見ております。

それから、重機につきましても同様に、2ヶ月分のリースということで試算しております。

よろしくお願いします。

○議長（米山俊孝） 米山郁子議員。

○11番（米山郁子） この単価でございますけれども、以前よりもどの程度上がっているのか。今の時期的に、毎年上がっていると思いますが、どのぐらいのアップ率なのかお分かりになりますでしょうか。

○議長（米山俊孝） 中村課長。

○建設水道リニア対策課長（中村昌彦） 現在の最新の単価となっております。

ちょっとアップ率につきましてはお示しがあれですけども、最新の適用単価で出しております。

○議長（米山俊孝） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第8号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立 13 名)

○議長（米山俊孝） 全員起立であります。

よって、議案第 8 号、令和 8 年度松川町一般会計補正予算（第 3 回）については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 9 号 部奈ライスセンター設置条例の制定について

◇ 議案第 10 号 部奈ライスセンターの指定管理者の指定について

○議長（米山俊孝） 次に、日程第 4、議案第 9 号、部奈ライスセンター設置条例の制定についてと、日程第 5、議案第 10 号、部奈ライスセンターの指定管理者の指定については関連がありますので、これを一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 異議なしと認めます。

それでは、議案第 9 号及び議案第 10 号を一括議題として審議いたします。

説明を求めます。

下井産業観光課長。

○産業観光課長（下井昭二） それでは、よろしくお願いします。

＝ 議案第 9 号・第 10 号 朗読・説明 ＝

○議長（米山俊孝） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 9 号及び議案第 10 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立 13 名)

○議長（米山俊孝） 全員起立であります。

よって、議案第 9 号、部奈ライスセンター設置条例の制定について、議案第 10 号、部奈ライスセンターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

=== 日程第6 請願の審査 ===

○議長（米山俊孝） 日程第6、請願の審査を議題といたします。

このことについては、社会文教常任委員会へ審査を付託してあります。

審査の結果について、報告をお願いいたします。

塩沢貴浩社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（塩沢貴浩） 請願の審査と結果について報告をいたします。

令和8年第2回松川町議会定例会において、社会文教常任委員会に審査を付託された請願2、「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願について、6月12日に開催された社会文教常任委員会において、慎重に審査をいたしました。

審査の結果、本請願については、全員賛成により採択すべきものと決しました。

なお、審査の中では、請願の趣旨について確認が行われ、昨年度の請願内容と比較し、国の責任による教育予算の確保、少人数学級の推進及び教職員体制の充実を求める基本的な趣旨は変わらず、国の動向を踏まえ、教職員の働き方改革を進めるための実効性ある予算措置を求める内容が加えられていることを確認いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（米山俊孝） 社会文教常任委員会の報告が終わりました。

これより質疑を行います。ただいまの社会文教常任委員会の報告について、質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 討論なしと認め、採決を行います。

請願2について、社会文教常任委員会の報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

（起立13名）

○議長（米山俊孝） 全員起立。全員賛成であります。

よって、請願2、「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願については、採択と決定いたしました。

◇ 発議第 1 号 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と

「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について

○議長（米山俊孝） 日程第 7、発議第 1 号、「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出についてを議題といたします。

説明を求めます。

宮下 明議員。

○6 番（宮下 明） それでは、ご説明申し上げます。

発議第 1 号、「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について、お願いいたします。

地方自治法第 99 条の規定により、関係機関に提出するため、主題のことについて、別紙のとおり意見書の決議を求める。

令和 8 年 6 月 24 日提出。

提出者、松川町議会議員、宮下 明。

賛成者、松川町議会議員、星野光洋、米山郁子、谷川博昭、柳原 猛。

意見書の朗読をもって説明をさせていただきます。

「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書案でございます。

義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制基準は、28 年度までに 35 人に引き下げられています。しかし、学校現場からは多様なニーズを持つ子どもも一人ひとりに寄り添った指導・支援を行うには 35 人でも多すぎるとの声が多く寄せられています。

長野県では、今年度から独自に小学校 1 年生の 25 人規模学級編制が導入されていますが、国の責任により、さらなる少人数学級を推進することが強く求められています。また、複式学級については、国基準が県基準を下回っており、学級数に見合った専科教員が配置できない問題もあります。

一方、深刻な教員の長時間労働を是正し、「なり手」を確保するため、給特法等の改正が行われました。改正法は、今後とるべき措置として、教員基礎定数の改善等を挙げていますが、教員の持ち時間数軽減に不可欠である定数算定の係数、「乗ずる数」等の見直しには踏み込んでいません。子どもたちに質の高い教育と豊かな学びを保障する上

で、学校に人員を増やし、教員に教材研究や授業準備の時間を保障することはきわめて重要です。

これらの課題に応え、地方自治体が正規教職員を計画的に採用・配置できるようにするために抜本的・長期的な定数改善計画を示すとともに、十分な教育予算を確保する必要があります。また、自治体が「業務の3分類」をはじめとした働き方改革を推進するためには、国による財源措置が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度は、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。公教育において、地域間の格差が生じることは大きな問題です。国の責任で十分な財源保障をし、全国どこでも子どもたちが一定水準の教育を受けられるようにすることは、憲法上の要請です。

以上を踏まえ、国会及び政府におかれては、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2027年度予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記。

1つ、全ての子どもにゆきとどいた教育を実現するため、以下の点を中心に義務標準法の改正を行うこと。

- (1) さらなる少人数学級の推進。
- (2) 複式学級の編制基準の引下げ。
- (3) 教員基礎定数算出に用いる係数（「乗ずる数」等）の改善。
- (4) 少数職種の配置増。

2として、自治体の実効性のある働き方改革施策を推進するために必要な予算措置を講ずること。

3. 教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和8年6月24日。

衆議院議長宛、参議院議長宛、内閣総理大臣宛、財務大臣宛、総務大臣宛、文部科学大臣宛。

長野県松川町議会。

審議のほどよろしく願ひいたします。

○議長（米山俊孝） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」との声あり)

○議長(米山俊孝) 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(米山俊孝) 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第1号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立13名)

○議長(米山俊孝) 全員起立。全員賛成であります。

よって、発議第1号、「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

意見書案の「案」の文字を消してください。

=== 日程第8 継続審査・調査について ===

○議長(米山俊孝) 日程第8、継続審査・調査についてを議題といたします。

各常任委員長から目下委員会において、審査及び調査の件について、会議規則第74条の規定により、閉会中の審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中も審査、または調査を継続することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(米山俊孝) 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中も継続審査及び調査することに決定いたしました。

(閉会決議)

○議長(米山俊孝) 以上をもちまして、本定例会に付議されました議案は全て終了いたしました。

これにて、閉会することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 異議なしと認めます。

=== 日程第9 町長あいさつ ===

○議長（米山俊孝） 日程第9、町長あいさつであります。

北沢町長。

○町長（北沢秀公） 令和8年第2回松川町議会定例会に当たりまして、全日程終了することができました。

議員の皆様方の熱心なご審議、また、お認めいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

お認めいただきました補正予算はじめ、諸議案につきましては、適正かつ円滑に執行してまいる所存でございますので、よろしくお願いいたします。

さて、いよいよ7月になってまいります。その前ですけれども、今週末、台風が2つやってくるという天気予報が出ております。被害がないことを願うばかりでありますけれども、しっかりと町としても対応してまいりたいと思っております。

また、7月に入りますと、この地域では先頭を切って、上片桐の「フェスタぎおん」、そして新井の祇園、清流苑祭と、7月は松川町にとっては大きなお祭りを3つ開催していくところであります。関係する皆様方のご尽力に本当に深く感謝申し上げるとともに、松川町を挙げてみんなで盛り上がってまいりたいと思いますので、ぜひご参加のほどよろしくお願いいたします。

結びになりますけれども、夏本番であります。今年の夏もきっと暑くなろうと思います。議員各位におかれましては、健康にご留意され、松川町がさらなる発展をするために、ご健勝の上でご活躍されることをご祈念申し上げまして、あいさつといたします。

大変にお世話になりました。

閉 会

○議長（米山俊孝） これにて、令和8年第2回松川町議会定例会を閉会といたします。

閉 会 午後4時12分

議員・説明員・事務局出席表

I. 議 員 出 席 表

議 席 番 号	氏 名	第 1 日	第 1 2 日	第 1 7 日
		6 月 8 日	6 月 19 日	6 月 24 日
1	柳 原 猛	○	○	○
2	小 川 隼 人	○	○	○
3	谷 川 博 昭	○	○	○
4	松 下 正 敏	○	○	○
5	紫 芝 光 雄	○	○	○
6	宮 下 明	○	○	○
7	塩 沢 貴 浩	○	○	○
8	星 野 光 洋	○	○	○
9	米 山 義 盛	○	○	○
1 0	加賀田 亮	○	○	○
1 1	米 山 郁 子	○	○	○
1 2	坂 本 勇 治	○	○	○
1 3	松 井 悦 子	○	○	○
1 4	米 山 俊 孝	○	○	○

Ⅱ．地方自治法第 121 条の規定による出席者の職・氏名

職 名	氏 名	第 1 日	第 1 2 日	第 1 7 日
		6 月 8 日	6 月 19 日	6 月 24 日
町 長	北 沢 秀 公	○	○	○
副 町 長	黒 澤 哲 郎	○	○	○
教 育 長	溝 上 正 弘	○	○	○
総 務 課 長	西 浦 素 之	○	○	○
まちづくり政策課長	松 尾 天	○	○	○
住 民 税 務 課 長	伊 藤 孝 光	○	○	○
会 計 管 理 者	伊 藤 孝 光	○	○	○
保 健 福 祉 課 長	塩 倉 智 文	○	○	○
産 業 観 光 課 長	下 井 昭 二	○	○	○
建設水道リニア対策課長	中 村 昌 彦	○	○	○
教育委員会事務局長	佐々木 保	○	○	○
議 会 事 務 局 長	米 山 敏	○	○	○
代 表 監 査 委 員	大 島 英 嗣	—	—	—
チャンネル・ユース常務	南 島 誠	○	—	—

Ⅲ．本会議に職務のため出席した者の職・氏名

職 名	氏 名	第 1 日	第 1 2 日	第 1 7 日
		6 月 8 日	6 月 19 日	6 月 24 日
議 会 事 務 局 長	米 山 敏	○	○	○
書 記	大 澤 功 治	○	○	○

以上、会議の内容に相違なきことを認め、地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松川町議会議長 米 山 俊 孝

署 名 議 員 松 下 正 敏

署 名 議 員 紫 芝 光 雄